愛媛県口蹄疫防疫対策マニュアル

令和８年10月７日

愛媛県農林水産部

目次

前文 1
【用語解説】 2
第１章　防疫対策の基本方針と組織体制 5
第１　基本方針 6
１　防疫活動 6
（１）レベル１：近隣アジア諸国で本病の発生があった場合 6
（２）レベル２：近隣県（四国地域）以外の国内で本病の発生があった場合 6
（３）レベル３：近隣県（四国地域）で本病の発生があった場合 6
（４）レベル４：県内で発生した場合等対策本部の設置時 6
２　防疫組織体制 7
（１）愛媛県口蹄疫防疫対策本部 7
（２）口蹄疫現地対策本部 11
（３）市町及び関係団体等との連携 14
３　県庁及び地方局内での連絡体制 14
（１）異常家畜の届出時の体制 14
（２）疑い事例発生時の連絡体制 15
（３）病性判定時の体制 19
第２章　発生予防対策 24
第２　平時からの取組及び発生に備えた体制の構築・強化 24
１　県の取組 24
２　市町及び関係団体の取組 30
３　関連事業者の取組 30
第３章　まん延防止対策 32
第１節　家畜における防疫対応 32
第３　異常家畜等の発見及び検査の実施 32
１　家畜の所有者等から届出等を受けたときの対応 32
２　家保による農場での検査等（緊急立入検査等） 35
３　畜産課における措置 37
４　疑い事例として国に検体を送付することとなった場合 38
５　動物衛生研究部門への検体の送付 40
６　経過観察 40
第４　病性判定時に備えた準備 41
１　初動防疫措置及び県防疫対策連絡会議 41
２　県防疫指導班（畜産課）における対応 41
３　県対策本部各班の対応 43
４　現地防疫対策班（発生地家保）における対応 44
５　発生農場での対応 46

6　発生地方局における対応 47
7　発生市町の対応 50
8　その他の市町の対応 51
9　関係団体の対応 52
10　防疫従事者の動員 52
第５　集合施設及び現場指揮所における防疫準備対応 53
1　集合施設の設置と運営 53
2　現場指揮所の設置と運営 54
第６　病性等の判定 54
1　病性等の判定 54
2　患畜及び疑似患畜 55
第７　病性等判定時の措置 56
1　家畜所有者及び周辺農場等への説明 56
2　対策本部の設置 57
3　発生農場の防疫作業内容の決定 57
4　関係団体への情報提供 57
5　報道機関への公表等 57
6　公示、報告又は届出 58
7　消毒ポイント設置場所の周知 59
8　相談窓口の開設 59
9　消毒命令の検討 59
第８　発生農場等における防疫措置 59
1　発生農場（現場指揮所）での連絡・作業体制 59
2　発生農場で防疫作業に係る責任者の配置（明確に識別できるようベスト等を着用） 61
3　発生農場の消毒（現地農場消毒係） 62
4　家畜の評価（現地評価係） 63
5　殺処分（法第 16 条）（現地殺処分・汚染物品処理係他） 65
6　死体の処理（法第 21 条）（現地焼埋却班他） 66
7　汚染物品の処理（法第 23 条）（現地殺処分・汚染物品処理係他） 68
8　埋却作業（現地焼埋却班） 70
9　焼却作業（現地焼埋却班） 74
10　殺処分終了後の畜舎等の消毒（法 25 条）（現地農場消毒係） 76
11　畜舎等における殺鼠剤、殺虫剤等の散布等（現地農場消毒係） 77
12　と畜場等における本病発生時の防疫措置 77
13　防疫従事者等の安全管理 78
第９　通行の制限（法第 15 条） 78
第 10　移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第 32 条）（県防疫指導班） 79
1　制限区域の設定 79
2　制限区域の変更 81

3　制限区域の解除 81
4　制限の対象 82
5　制限の対象外 82
第 11　家畜集合施設の開催等の制限（法第 26 条、第 33 条及び第 34 条）（県防疫指導班） 84
1　移動制限区域内の制限 84
2　搬出制限区域内の制限 84
3　と畜場の再開のための要件 85
4　家畜の集合を伴わない催物等について 85
第 12　消毒ポイントの設置（法第 28 条の２） 85
1　消毒ポイント設置の考え方 86
2　消毒の方式 87
3　消毒ポイントでの作業内容 87
第 13　ウイルスの浸潤状況の確認 89
1　疫学調査（現地地域疫学係） 89
2　制限区域内の周辺農場の検査（現地検診係） 91
3　１の（２）又は２の検査で異状又は陽性が確認された場合の対応 93
4　飼養衛生管理基準の遵守状況の確認（法第 34 条の２） 93
第 14　緊急ワクチン（法第 31 条） 93
第 15　予防的殺処分（法第 17 条の２） 94
1　予防的殺処分の実施の判断 94
2　指定地域の変更 95
3　指定地域の解除 95
4　予防的殺処分の実施手順等 95
第 16　家畜の再導入 95
1　導入前の検査 95
2　導入後の検査 96
3　家畜の再導入に関する留意事項 96
4　導入後の飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認 96
第 17　発生の原因究明 97
第 18　その他 97
第２節　野生動物における防疫対応 97
第 19　感染の疑いが生じた場合の対応等 97
1　口蹄疫ウイルスの感染の疑いが生じた場合の対応 97
2　陽性判定時に備えた準備 98
3　病性の判定 98
第 20　病性判定時の措置 99
1　関係者への連絡 99
2　対策本部の設置及び国、県等の連携 99
3　報道機関への公表等 99

第 21　通行の制限又は遮断（法第 10 条及び第 25 条の２第３項） 100
第 22　移動制限区域の設定（法第 32 条） 100
　1　移動制限区域の設定 100
　2　移動制限区域の設定方法 101
　3　家畜の所有者への連絡 101
　4　移動制限区域内の農場への指導 101
　5　移動制限区域の変更 102
　6　移動制限区域の解除 102
　7　移動制限の対象 103
　8　移動制限の対象外 103
第 23　家畜集合施設の開催等の制限等（法第 26 条、第 33 条及び第 34 条） 104
　1　移動制限区域内の制限 104
　2　制限の対象外 105
　3　と畜場の再開 105
第 24　消毒ポイントの設置（法第 28 条の２） 105
第 25　ウイルスの浸潤状況の確認等 106
　1　ウイルスの浸潤状況の確認 106
　2　野生動物における感染確認検査等に関する事項 106
　3　周辺の野生動物におけるウイルス拡散防止対策 107
　4　飼養衛生管理基準の遵守状況の確認（法第 34 条の２） 107
様式１　異常家畜の届出を受けた際の報告（異常家畜報告書） 108
様式２　異常家畜の症状等に関する報告（現地調査票） 109
様式３　病性鑑定依頼書 110
様式４　異常家畜飼養農場に関する疫学情報の報告（疫学調査票） 111
様式５　プレスリリース 112
様式６　と殺指示書 113
様式７　移動制限除外証明書 114
様式８　受領書 115
様式９　口蹄疫予防液使用報告書 116
様式 10　患畜又は疑似患畜の死体の埋却（焼却）の指示書 117
様式 11　汚染物品の埋却（焼却）等に関する指示書 118
様式 12　発掘禁止の立て看板 119
様式 13　動員予定者名簿（動員名簿） 120

前文

1　口蹄疫（以下「本病」という。）は、その病原体の伝播力の強さから、ひとたびまん延すれば、①長期にわたり、畜産業の生産性を低下させ、②国民への畜産物の安定供給を脅かし、③地域社会及び地域経済に深刻な打撃を与え、④国際的にも、本病の非清浄国として信用を失うおそれがあることから、今後も引き続き、清浄性を維持継続していく必要がある。

2　現在国内において口蹄疫の発生はなく、平成23年2月5日付けで日本は国際獣疫事務局（WOAH）により「ワクチン非接種口蹄疫清浄国」として認定されているが、韓国、北朝鮮、ロシア、中国等のアジア周辺諸国において、引き続き口蹄疫が発生しており、国内への侵入リスクは依然として高い状況にある。

　このため、常に国内にウイルスが侵入する可能性があるとの前提に立ち、家畜（飼養されている牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししをいう。以下同じ。）の所有者（当該家畜を管理する所有者以外の者があるときは、その者を含む。以下同じ。）と県、市町及び関係団体とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。

3　このマニュアルは、「家畜伝染病予防法」（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）、「家畜伝染病予防法施行規則」（昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。）、「家畜伝染病予防法施行令」（昭和28年政令第235号。以下「政令」という。）、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和２年７月1日農林水産大臣公表、令和6年10月31日一部変更。以下「指針」という。）、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施にあたっての留意事項について」（令和６年10月31日付け６消安第4352号農林水産省消費・安全局長通知。以下「留意事項」という。）、「家畜伝染病予防法施行細則」（昭和28年６月９日愛媛県規則第38号。以下「細則」という。）、愛媛県家畜伝染病防疫対策本部設置要綱」（平成26年11月６日制定、令和８年９月30日一部改正。以下「設置要綱」という。）、「愛媛県飼養衛生管理指導等計画」（令和６年４月１日公表、令和７年10月17日一部改正）に基づき、本県における本病の対応内容を定めるものである。

4　なお、本マニュアルについては、組織の改正、指針の変更等があった場合や本病の発生状況の変化や科学的知見、技術の進展並びに本県で実施している防疫演習等での検証により新たな課題が生じた場合等には、随時見直す。

【用語解説】

家畜伝染病予防法

家畜の伝染性疾病の発生を予防し、また、そのまん延を防止すること等を目的として制定された法律

（対象）家畜

家畜伝染病予防法第２条の本病の欄に掲げる家畜（牛、めん羊、山羊、豚）及び政令で定めるその他の家畜（水牛、鹿、いのしし）

口蹄疫

口蹄疫ウイルスの感染によって起こる急性熱性伝染病で、牛、めん羊、山羊、豚等の家畜を始め、ほとんどの偶蹄類動物が感染する家畜伝染病である。本病は、極めて伝染力が強く、また、発病に伴う発育障害、運動障害及び泌乳障害により、莫大な経済的損失が生じるほか、国あるいは地域ごとに家畜、畜産物等に厳しい移動制限が課せられ、国際流通にも大きな影響を及ぼすこととなることから、国際的にも最も警戒すべき家畜の伝染性疾病の一つとして、その制圧と感染拡大防止が図られている。

患畜

家畜伝染病予防法で定められた「患畜」のことで、家畜伝染病にかかっている家畜のこと。家畜伝染病ではそれぞれ確定診断方法が定められており、その検査で陽性であった場合に、その家畜伝染病にかかっているという。

疑似患畜

家畜伝染病予防法で定められた「疑似患畜」のことで、患畜である疑いがある家畜及び家畜伝染病の病原体に触れたため、又は触れた疑いがあるため、患畜となるおそれがある家畜をいう。

飼養衛生管理基準

家畜伝染病の発生及びまん延を防止するため、家畜の飼養者が遵守すべき最低限の事項として、法第 12 条の 3 に基づき定めたもの

と畜場

牛、馬、豚、めん羊と山羊を食用にするためと殺し解体する施設。（と畜場法第３条：昭和 28 年 8 月 1 日法律第 114 号）

家畜市場

家畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）の取引のために開設される市場であって、定期的または継続して開場される(家畜取引法第２条(昭和 31 年６月１日法律第 123 号)。

移動制限区域

生きた家畜、家畜の死体及び飼料、排せつ物等の移動を禁止する区域のこと。

搬出制限区域

生きた家畜、家畜の死体及び飼料、排せつ物等の移動の区域外への搬出を禁止する区域のこと。区域内での移動は禁止されていない。

制限区域

移動制限区域と搬出制限区域の両者をあわせた区域のこと。

発生市町

発生農場が所在する市町

関係市町

発生農場は所在しないが、移動制限区域や搬出制限区域に含まれる市町

家畜防疫員

法第 53 条の第 3 項に基づき県職員の中から知事により任命される家畜防疫の専門員。主に獣医師が任命され、防疫作業の中心を担う。

防疫従事者

防疫措置に従事する全ての人。県及び現地対策本部、集合施設、現場指揮所、発生農場及び消毒ポイント等で活動を行う。

バイオセキュリティ

ある地域または区域内への疾病の侵入および拡散を招く潜在的な経路を特定し、それらのリスクを低減するために適用されるリスク管理措置

防疫服

ウイルスの拡散及び人への感染防止を目的として、防疫従事者が作業中に着用する使い捨ての専用服

保定

　家畜に対する各種の措置を行う際に暴れることを防止するため、動きを制御することで、特に、薬剤注射等の作業を安全に進めるために非常に重要である。

フレコンバッグ

　フレキシブル・コンテナバッグの略で、薄茶色の折りたたみ式の丈夫な袋。現場ではごみ袋や消毒用の消石灰、殺処分した家畜等を入れる袋として使用

フォークリフト

　油圧を利用して上下や傾斜ができる荷受用の腕（フォーク）を前面に備えた荷役自動車

第１章　防疫対策の基本方針と組織体制

１　本病の防疫対策上、最も重要なのは、「発生の予防」と「早期の発見及び届出」さらには「迅速かつ的確な初動防疫対応」である。

２　家畜の所有者は、家畜の伝染性疾病の発生を予防し、そのまん延を防止することについて第一義的責任を有しているため、必要な知識及び技術の習得に努め、家畜の飼養衛生管理等の措置を適切に実施するよう努めなければならない。そのために重要なのは、家畜の健康観察と記録、本病が疑われる場合の早期の届出の習慣化・確実な実行、長靴の交換やねずみ等の野生動物の侵入防止対策等の飼養衛生管理基準を遵守することである。このため、県、市町及び関係団体等は、次の役割分担の下、全ての家畜の所有者がその重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生予防と発生時に備えた準備に万全を期す。

（１）県は、平時から、家畜の所有者や飼養衛生管理者、関係団体等に対し、必要な情報の提供を行うとともに、愛媛県飼養衛生管理指導等計画に沿って、本病の発生予防を徹底する。また、発生時に備えて、都道府県を挙げた動員計画や資材の調達計画を策定し、体制の整備等の準備を行う。

（２）市町及び関係団体等は、県の行う家畜の所有者等への必要な情報の提供や発生時に備えた準備に協力するとともに、家畜の所有者に必要な支援を行う。

（３）飼料の製造・販売業者や家畜市場等の家畜を集合させる催物の開催者、と畜場や化製処理施設等の所有者などの畜産業に関連する事業を行う者（以下「関連事業者」という。）は、消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講じるとともに、国、県及び市町が行う家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延の防止のための措置に協力する。なお、関連事業者には以下の者を含む。

① 家畜に関する事業者

家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物の開催者、と畜場、化製処理施設等の所有者、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師、家畜商、農協等

② 生産資材の製造・販売業者

飼料の製造・販売業者、敷料の製造・販売業者、動物用医薬品の販売業者等

③ ①及び②に係る輸送・保管事業者

家畜運搬業者、飼料運搬業者、死亡獣畜回収業者、排せつ物・堆肥運搬業者等

３　発生時には、迅速かつ的確な初動防疫対応により、まん延防止及び早期終息を図ることが重要であり、特に第６の２により患畜又は疑似患畜であると判定された家畜が飼養されている農場における迅速な患畜及び疑似患畜のと殺、その死体等の処理及び消毒に加え、第 13 の１に基づく疫学的調査による疫学関連家畜の特定が非常に重要である。防疫措置を行うための経費については、法第 58 条から第 60 条の２までに基づき、

国がその全部又は一部を負担することとなっている。また、法第 60 条の 3 では、防疫措置が発生初期の段階から迅速かつ的確に講じられるようにするため、予備費の計上その他必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとしている。このことも踏まえて、県、市町及び関係団体等は、次の役割分担の下、迅速かつ的確な初動防疫対応を行う。

（１）県は、国の防疫方針並びに事前に策定した動員計画及び調達計画に即した具体的な防疫措置を迅速かつ的確に実行するとともに、疫学関連家畜を早期に特定し、厳格に監視する。

（２）市町、関係団体及び関連事業者は、県の行う具体的な防疫措置に協力する。（県が市町又は関係団体等に委託して実施する場合には、当該防疫措置に関する費用は、法に基づく国の費用負担の対象となる。）。

第１　基本方針

１　防疫活動

（１）レベル１：近隣アジア諸国で本病の発生があった場合

畜産課や家畜保健衛生所（以下「家保」という。）は、家畜の所有者や市町、関係団体等に必要な情報提供を行い、発生予防を徹底する。

（２）レベル２：近隣県（四国地域）以外の国内で本病の発生があった場合

畜産課は、必要と認めた場合、家保等の防疫担当者を招集した緊急防疫会議を開催し、情報の周知、防疫対策の確認を行う。発生状況により随時、緊急防疫会議を開催する。家保は、初発生時には家畜の異状確認の実施、飼養衛生管理基準の遵守指導を徹底するなど、防疫活動を強化する。

野生動物で本病の感染が確認された場合も同様の対応とする。

（３）レベル３：近隣県（四国地域）で本病の発生があった場合

畜産課は、万一の発生に備え、必要と認めた場合、農林水産部等の関係各課、家保、市町、関係団体等を招集した緊急防疫会議を開催し、情報の共有を図る。家保は、家畜の異状確認の実施、飼養衛生管理基準の遵守指導等を強化し、畜産課は、法第 9 条又は第 30 条の規定に基づく消毒命令を検討する。

野生動物で本病の感染が確認された場合も同様の対応とする。

（４）レベル４：県内で発生した場合等対策本部の設置時

知事を本部長とする県対策本部会議を開催し、全庁体制のもと、迅速な防疫措置の実施による早期の封じ込めを実施する。また、発生地方局長を本部長とする現地対策本部会議を開催し、現地対策本部を円滑に機能させるとともに、県対策本部の防疫方針に沿って防疫対策を迅速・的確に実施する。

野生動物で本病の感染が確認された場合も同様の対応とする。

２　防疫組織体制

（１）愛媛県口蹄疫防疫対策本部

愛媛県口蹄疫防疫対策本部（以下「県対策本部」という。）は、設置要綱に基づき、県内において、本病が発生した場合（原則として、患畜又は疑似患畜の判定時）、あるいは、本病のまん延を防止するため、県内において、法第 32 条の規定に基づく家畜等の移動制限を行った場合に設置する。ただし、円滑・的確な防疫対応を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に設置する。県対策本部を設置したときは、速やかに県対策本部会議を開催するとともに、県内市町、関係機関及び団体等に文書等で県対策本部の設置及び発生の概要等を伝達し、迅速な防疫措置が講じられるよう協力を要請する。なお、県対策本部会議には、必要に応じて、現地対策本部、発生市町、関係市町、関係機関、関係団体等を参加させることができるものとする。

ア　目的

県対策本部は、国の防疫方針に即した具体的な防疫措置の策定、国、関係都道府県、現地対策本部、関係機関等との連絡調整、現地の防疫活動への指示・支援を行い、円滑な防疫対応を図るとともに、関係部局の協力の下、本病の感染拡大防止及び早期清浄化に全力を挙げる。

イ　組織

県対策本部は、図１に示すとおり、知事を本部長、副知事を副本部長として、関係 11 部局の長で構成し、県対策本部で定めた方針のもと機動的な防疫対策が実施できるように農林水産部を中心とした「統括指揮部」及び県対策本部長の指示により防疫活動を支援する「対策支援部」を設置する。

ウ　連絡体制

対策本部設置に係る連絡は、県庁及び地方局内での連絡体制により行う。

エ　県対策本部の解散

県対策本部は、①本病が終息し、又はこれに必要な対策が完了した場合、②本病の発生の拡大のおそれがなくなったと本部長が認めた場合に解散する。

なお、本病の終息は、発生状況及び清浄性の確認状況等を勘案して農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）と協議の上、判断する。

オ　対策班名の略称

本マニュアル本文中に使用する対策班名は、県対策本部統括指揮部○○班を県○○班と表記する。

図１　県対策本部の組織体制図



表１　県対策本部統括指揮部の各班所掌事務

班名	所掌事務
総務班	対策本部会議等の開催 対策本部、統括指揮部及び対策支援部との総合調整 本部長からの指示又は指令等に係る伝達に関すること 現地対策本部との総合調整
情報班	総合的な情報収集、整理、記録、管理 報道情報の作成、広報公聴課との連絡調整 県ＨＰ（記者発表情報、防疫活動進捗状況等を掲載）の開設、更新 マスコミ対応、取材対応 発生現場での記録（カメラ・ビデオ）撮影
市町・団体支援班	市町及び JA 等畜産関係団体との連絡調整
庶務班	防疫活動に係る予算の確保 経費支払い事務 資材等の購入・調達に係る会計課との連絡調整 防疫資材の手配先の調整 現地動員者・資材確保グループとの連絡調整 資材の購入、リース契約等（現地対策本部で対応できないものに限る）
防疫指導班	防疫方針の策定と指示 農林水産省との協議及び連絡調整 防疫対策に係る他県との連絡調整（情報交換を含む） 現地対策本部と連携した防疫活動全般の調整、防疫関連情報の収集 移動・搬出制限区域の設定・解除 県外動員者の連絡調整 県外派遣家畜防疫員や県内外獣医師の動員調整並びに連絡バスの調整 手当金申請・支払に係る事務 防疫・家畜衛生に関する相談窓口
動員班	防疫従事者の動員調整 県職員動員者の連絡調整 動員者の連絡バス等の調整
疫学究明班	国の疫学調査チームと連携した疫学調査、原因究明
焼埋却班	現地焼埋却班との連絡調整 埋却地選定及び確保、埋却溝の面積算定、掘削等の支援 焼却作業に関する支援 重機等の調達、管理に関する支援
移動規制班	消毒ポイントに関する現地対策本部との連絡調整 車両消毒に関する関係機関との連絡調整
健康対策班	保健所との連絡調整 医師、保健師等の動員調整

表２　県対策本部対策支援部の各部所掌事務

共通事務分掌		○県対策本部及び他部局への応援に関すること ○県対策本部長の特命事項に関すること
支援部名	担　当　課	所　　掌　　事　　務
総務支援部	行政経営課	総務部内の連絡調整に関すること 対策本部会場等の設営に関すること
	人事課	県職員の動員、勤務等に関すること 公務災害補償に関すること
	私学文書課	私立学校等の指導及び被害調査等に関すること 家畜伝染病予防法他法律に関すること
	財政課	防疫関連の予算に関すること
企画振興支援部	総合政策課	企画振興部内の連絡調整に関すること
	地域政策課	鉄道、航路関係機関との連絡調整に関すること
	広報広聴課	広報に関すること
観光スポーツ文化支援部	地域スポーツ課	観光スポーツ文化部内の連絡調整に関すること
	観光振興課	空港関係機関との連絡調整に関すること
県民環境支援部	県民生活課	県民環境部内の連絡調整に関すること 消費者に対する風評被害防止に関すること
	防災危機管理課	自衛隊の派遣要請に係る調整に関すること その他危機管理に関すること
	環境・ゼロカーボン推進課	埋却地の環境に関すること
	循環型社会推進課	焼却処分等廃棄物に関すること
	自然保護課	死亡野生鳥獣の処理（処分）に関すること 野生鳥獣の調査等に関すること
保健福祉支援部	保健福祉課	保健福祉部内の連絡調整に関すること
	医療対策課	医療機関等に関すること
	健康増進課	防疫従事者の感染症対策及び健康観察に関すること
	薬務衛生課	と畜場及び食鳥処理場に関すること 保健福祉部内の獣医師の派遣に関すること 畜産物の安全に関すること 所有者の判明しない鳥、ペット等動物愛護に関すること
	子育て支援課	保育園等での指導に関すること
経済労働支援部	産業政策課	経済労働部内の連絡調整に関すること
	経営支援課	中小企業への融資等に関すること
農林水産支援部	農政課	対策支援部各支援部内の連絡調整に関すること 農林水産部内の連絡調整に関すること
	農業経済課	経営支援等の融資に関すること
	林業政策課	防疫指導等全般に関すること 防疫措置、移動制限等の措置に関すること
	森林整備課	
	漁政課	
	水産課	
	漁港課	
土木支援部	土木管理課	土木部内の連絡調整に関すること
	港湾海岸課	港湾の水際防疫に関すること
出納支援部	会計課	資材購入等に係る会計支援に関すること
教育支援部	教育総務課	教育委員会内の連絡調整に関すること
	保健体育課	公立学校児童生徒の保健及び安全に関すること
	義務教育課	公立小中学校への指導等に関すること
	高校教育課	県立高等学校、県立中等教育学校への指導等に関すること
県警察支援部	警備部警備課	県警本部、各警察署の連絡調整に関すること 発生地及び消毒ポイント等における交通規制等の支援に関すること

（２）口蹄疫現地対策本部

ア　目的

本病の初動防疫措置及びまん延防止措置を迅速・的確に行うため、設置要綱に基づき発生地方局に○○地方局口蹄疫現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を設置する。

イ　組織

現地対策本部は、図２に示すとおり地方局長を現地本部長、支局長（中予地方局を除く）及び農林水産振興部長を現地副本部長、並びに現地本部員により組織し、現地における防疫活動を実施する。

また、現地対策本部を円滑に機能させるとともに、県対策本部が企画立案した防疫方針に基づく防疫対策を迅速・的確に実施するため、現地対策本部に現地総務班、現地防疫対策班、現地焼埋却班、現地移動規制班及び現地健康対策班を置く。

なお、現地本部長の判断により、必要に応じ市町や関係団体等を各班の構成員に含めることができる。

ウ　連絡体制

現地対策本部設置に係る連絡は、県庁及び地方局内での連絡体制により行うものとする。

エ　対策本部の解散

県対策本部が解散した時に解散する。

オ　対策班各グループ名、各係名の略称

本マニュアル本文中に使用する各対策班名、各グループ名及び各係名は次のとおり表記する。

（ア）現地対策本部現地○○班は現地○○班と表記

（イ）現地対策本部○○班○○グループは現地○○グループと表記

（ウ）現地対策本部○○班○○グループ○○係は現地○○係と表記

図２　現地対策本部の組織体制図

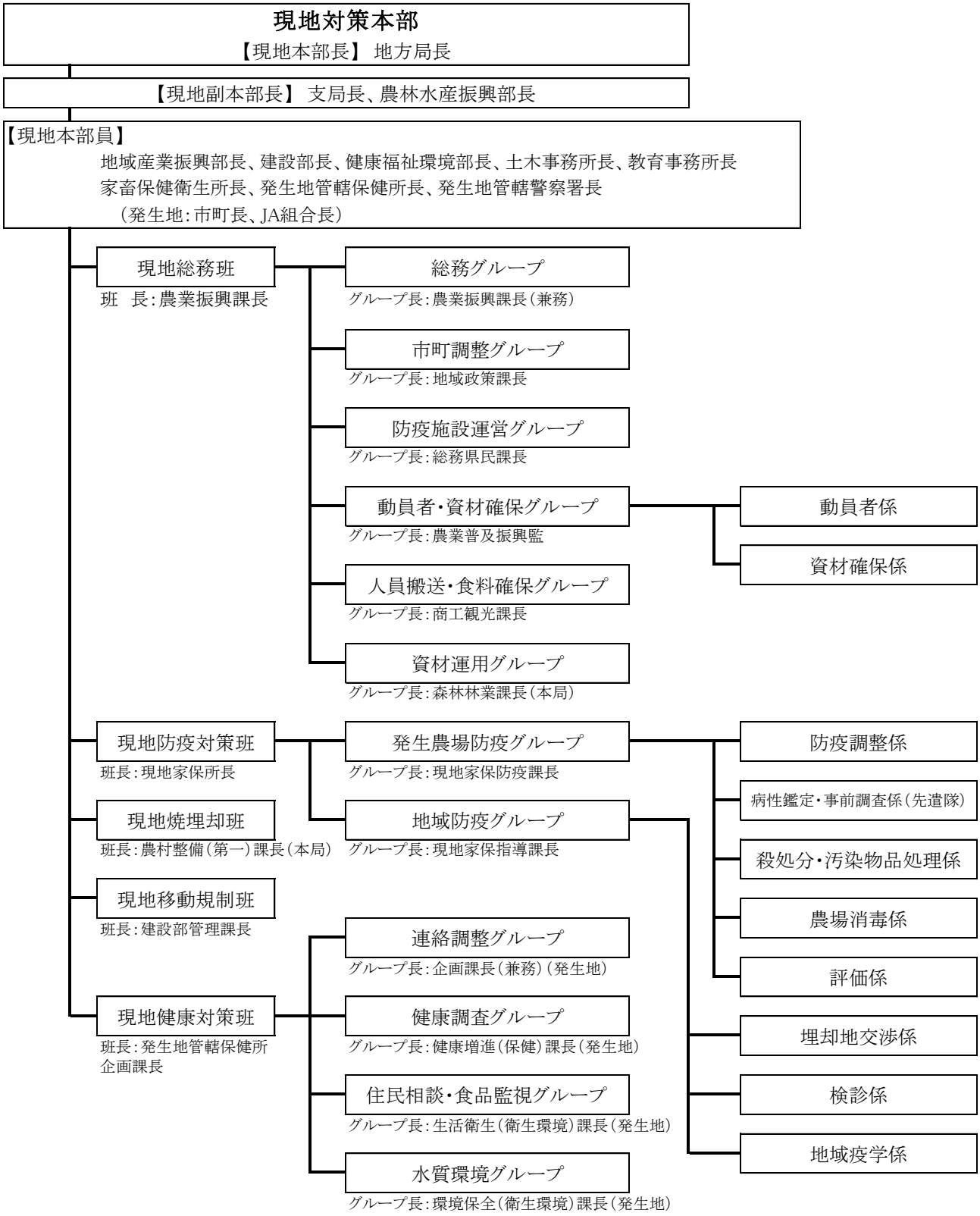


表３　現地対策本部各班及びグループにおける所掌事務

班及びグループ名		所掌事務
現地総務班	総務グループ	現地対策本部会議の調整や開催 現地対策本部各班との連携及び総括 県対策本部との連絡調整 現地対策本部長からの指示又は指令等に係る伝達
	市町調整グループ	市町対策本部との連絡調整 住民等への説明会開催
	防疫施設運営グループ	集合施設の設営及び運営 防疫従事者のサポート
	動員者・資材確保グループ	各班の必要動員者数のとりまとめ 県動員班への不足動員者数の連絡 各班への動員者の割振り 発生市町、関係市町、畜産関係団体等との動員調整 家保備蓄資材の引き継ぎ 各班必要資材の取りまとめ 防疫資材、機材、重機等の調達及び調整
	人員搬送・食料確保グループ	集合場所から集合施設、集合施設から現場指揮所までの送迎手配 食料等の発注、配膳、回収
	資材運用グループ	集合施設、現場指揮所等の防疫資材の検収及び管理 現場への配送 防疫措置終了後の資材回収
現地防疫対策班	発生農場防疫グループ	発生農場における防疫措置の進行管理 発生農場の病性鑑定 発生農場における現場指揮所の設営及び運営 発生農場の防疫措置に必要な動員数、重機、資材等の確認 発生農場における疫学調査 殺処分の実施 汚染物品の処理 殺処分終了後の発生農場の清掃 発生農場での消毒 発生農場周辺・野生動物確保地点周辺等の通行の制限又は遮断 殺処分家畜・家きん、汚染物品の評価 派遣された自衛隊部隊に対する作業指示 予防的殺処分に係る計画の立案・進行管理
	地域防疫グループ	発生農場以外の防疫措置の進行管理 発生状況確認検査、清浄性確認検査の実施 例外協議確認、移動制限区域内の移動の対象外措置のための協議等 疫学関連農場への立入調査 発生農場における家畜・家きん、人、車両などの出入りに関する疫学情報収集 疫学関連農場の特定 埋却地（焼却施設）の選定 周辺住民・地権者への交渉 野生動物における感染確認検査等に関すること
現地焼埋却班		埋却溝の掘削及び埋却、焼却
現地移動規制班		消毒ポイントの設置及び運営 消毒ポイントにおける資材の検収及び管理
現地健康対策班	連絡調整グループ	各グループの活動状況の把握 人員、資材の調整及び調達
	健康調査グループ	発生農場従業員及び防疫従事者の健康調査、健康観察 防疫従事者のけが、急病等の対応
	住民相談・食品監視グループ	健康及び食品等に関する情報提供と相談窓口の設置
	水質環境グループ	埋却場所周辺の環境情報の収集、水質調査

（３）市町及び関係団体等との連携

迅速かつ円滑に防疫措置を実施するため、現地対策本部が実施する防疫活動に発生市町及び関係団体等に協力を求め、参加させることができる。

発生市町以外の市町、関係団体等は、県からの要請に応じ、県の防疫措置に協力して、本病のまん延防止に資する措置を講じるよう努める。

３　県庁及び地方局内での連絡体制

（１）異常家畜の届出時の体制

家畜の所有者から異常家畜の届出を受けて、家畜防疫員が農場に立入検査を行う場合、以下により関係機関等へ連絡を行う。

ア　家保→畜産課・病鑑・発生地方局長・発生地方局（農業振興課）

届出を受理した家保（以下「発生地家保」という。）は畜産課に、異常家畜の届出内容を確実に連絡する。併せて、畜産課・家畜病性鑑定所（以下「病鑑」という。）へ立入検査の実施時間について連絡する。なお、臨床症状等から本病の発生が強く疑われる場合は、発生地方局農業振興課等に連絡する。

イ　畜産課→各家保（発生地家保以外）・病鑑・畜産研究センター・養鶏研究所・部内関係者→動物衛生課

異常家畜の届出の報告を受けた畜産課は、各家保（発生地家保以外）及び病鑑、畜産研究センター、養鶏研究所へ連絡し、必要な家畜防疫員等の待機、緊急連絡網及び防疫用資材等の確認、搬出の準備を指示する。なお、臨床症状等から本病の発生が強く疑われる場合は、農林水産部長に第一報を連絡する。

また、動物衛生課に電話連絡するとともに「異常家畜の届出を受けた際の報告（以下「異常家畜報告書」という。）」（様式１）を電子メール等で送信する。

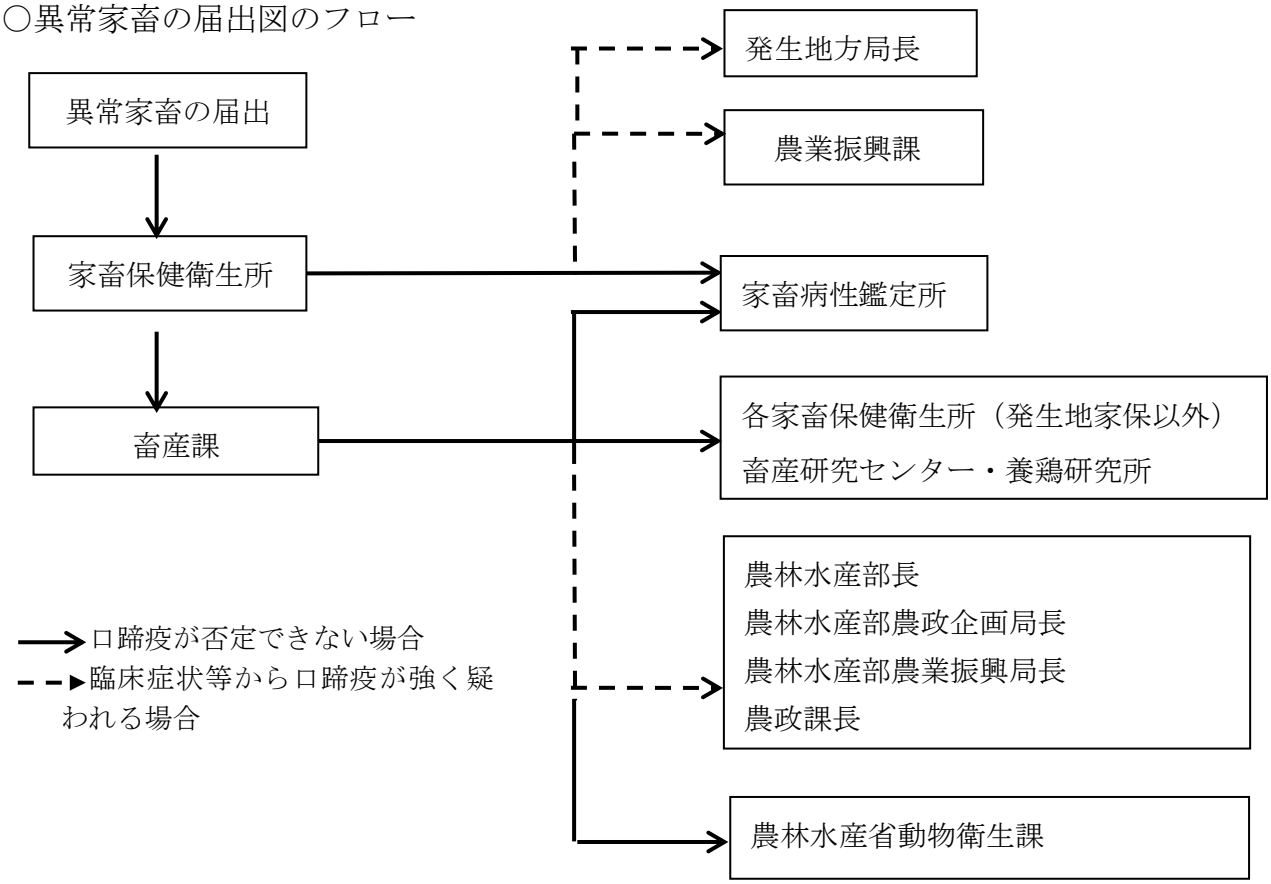
ウ　各家保（発生地家保以外）・畜産研究センター・養鶏研究所→各職員

各家保（発生地家保以外）所長、畜産研究センター長、養鶏研究所長は、全職員に連絡し、緊急連絡網及び防疫用資材等の確認、搬出の準備を指示するとともに、必要な家畜防疫員等を待機させる。

エ　病鑑→病鑑職員

畜産課から連絡を受けた病鑑所長は、全職員に連絡するとともに、病性鑑定に備えた準備を行うよう指示する。

○異常家畜の届出図のフロー



（２）疑い事例発生時の連絡体制

家畜防疫員が農場への立入検査を実施した結果、動物衛生課と協議の上、病性の判定に供する（検査材料を採材する）ことになった場合、次のとおり連絡を行う。

○発生地方局内での連絡体制

ア　畜産課→発生地家保・病鑑

国から疑い事例について連絡を受けた畜産課は、発生地家保・病鑑に連絡する。

イ　発生地家保→発生地方局長、発生地方局（農業振興課・農村整備（第一）課）・発生市町・関係市町・県建設業協会関係支部

発生地家保は、疑い事例について、発生地方局農業振興課、発生市町及び制限区域に係る市町（関係市町）、県建設業協会関係支部へ連絡する。

ウ　発生地方局（農業振興局）→各部主管課・各市町・関係警察署・関係団体等

イの報告を受けた発生地方局農業振興課は、地方局各部主管課、各市町（発生及び関係市町以外）、関係警察署、関係団体等へ連絡し、発生を前提とした事前準備に着手する。

○県庁内での連絡体制

ア　農林水産省→畜産課→農政課→庁内関係者（課）

国から疑い事例について連絡を受けた畜産課は、以下の関係者に回覧板等（時間外・休日の場合はLoGoチャット）にて、連絡する。

（ア）畜産課から報告・連絡

・農林水産部農業振興局長
・農政課長
・農林水産部農政企画局長
・農林水産部長
・知事・副知事（夜間は秘書課長へ、知事、副知事への連絡を依頼する。）
・秘書課（知事・副知事への対応依頼を依頼する。）
・発生地家保を除く各家保、畜産研究センター、養鶏研究所
・東京事務所
・薬務衛生課
・保健福祉課（保健福祉部長への連絡も併せて依頼）
・自然保護課（県民環境部長への連絡も併せて依頼）（野生動物対応の事前連絡）

（イ）農政課から連絡

a　県対策本部統括指揮部各課

・農業経済課
・食ブランドマーケティング課
・農地整備課
・農産園芸課
・道路維持課

b　県対策本部本部員（各部局幹事課を通して連絡）

・行政経営課→総務部長
・総合政策課→企画振興部長
・地域スポーツ課→観光スポーツ文化部長
・県民生活課→県民環境部長
・産業政策課→経済労働部長
・土木管理課→土木部長
・会計課→出納局長
・教育総務課→教育委員会事務局副教育長
・県警察本部警備部警備課→県警本部長

c　統括指揮部以外の農林水産部各課、防災危機管理課

d　発生地方局を除く各地方局（農業振興課）

（ウ）畜産課→農林水産省・畜産関係団体・近隣各県・各種団体

畜産課は、速やかに動物衛生課に電話連絡するとともに、中国四国農政局、畜産関係団体、近隣各県等へ情報提供を行う。

・動物衛生課
・中国四国農政局安全管理課→近隣各県
・中国四国農政局愛媛県拠点
・四国運輸局　愛媛運輸支局
・畜産関係団体
・（一社）愛媛県建設業協会
・（一社）愛媛県バス協会
・（一社）えひめ産業資源循環協会
・（一社）日本産業・医療ガス協会愛媛県支部
・（一社）愛媛県トラック協会
・愛媛県ペストコントロール協会
・東武トップツアーズ株式会社
・（一社）愛媛県猟友会

（エ）各部幹事課→部内各課→各課職員

（イ）のｂにより連絡を受けた各幹事課は、部局内各課に情報提供を行う。

（オ）防災危機管理課→災害時応援協定締結団体、（陸上自衛隊松山駐屯地）

（イ）のcにより連絡を受けた防災危機管理課は、必要に応じ、災害時応援協定締結団体に緊急支援要請を行う。

【留意事項】陸上自衛隊への情報提供及び災害派遣要請に関する取扱い

1　陸上自衛隊への情報提供

陸上自衛隊への情報提供については、必ず畜産課と協議のうえ実施する。

2　災害派遣要請の基本的考え方

自衛隊の災害派遣は、事態がやむを得ない場合に限定される緊急的かつ一時的な支援である。県知事による災害派遣要請は、行政機能の維持が困難となるなど、重大な緊急事態に限り行うものとする。

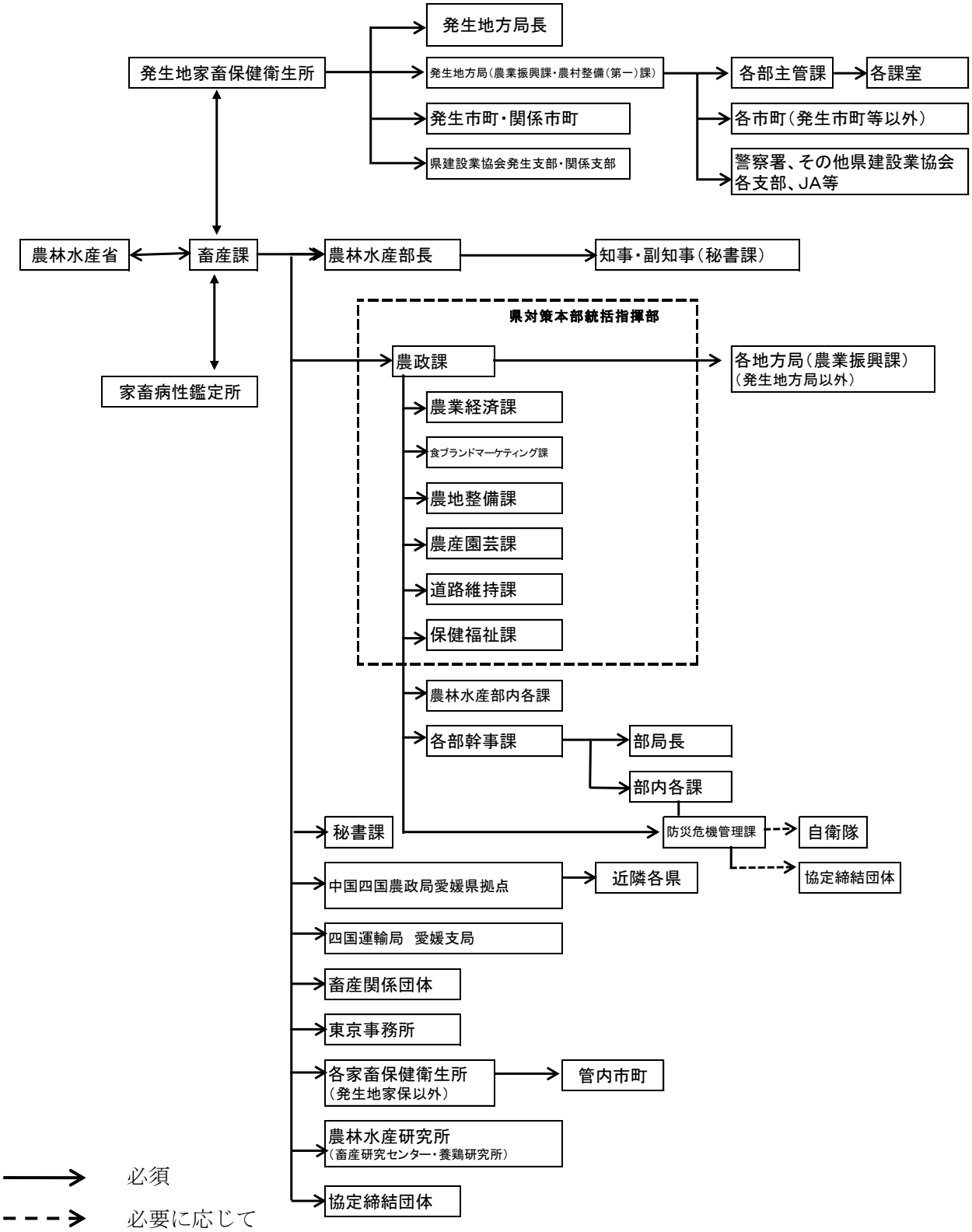
3　災害派遣要請の判断基準

災害派遣要請を検討する際には、「緊急性」、「非代替性」、「公共性」の要件に適合するかを厳格に判断するものとする。

4　非代替性の判断について

民間事業者の活用により必要な人員が確保できる状況にある場合は、「非代替性」を満たすとはいえず、災害派遣要請を行う検討段階には至らないことを改めて確認しておくものとする。

○疑い事例発生時の連絡フロー（野生動物での感染疑い事例確認時も準じる）



（３）病性判定時の体制

本病の患畜又は疑似患畜であると判定された場合又は県内に制限区域を設置した場合は、直ちに県対策本部を設置するとともに、発生地域及び移動制限区域を所管する地方局に、現地対策本部を設置する。なお、現地対策本部は発生市町に対し、市町対策本部の設置を要請する。

○発生地方局内での連絡体制

ア　発生地家保→発生地方局長・発生地方局（農業振興課・農村整備（第一）課）・発生市町・関係市町・県建設業協会関係支部

畜産課から本病の患畜又は疑似患畜であると判定されたとの連絡を受けた発生地家保は、発生地方局農業振興課及び発生市町、関係市町、県建設業協会関係支部に報告するとともに、発生農場等での防疫作業に直ちに着手する。

イ　農業振興課→局内各部主管課・管内各市町・関係警察署・関係団体等

連絡を受けた農業振興課は、各部主管課、管内他市町、関係警察署等に詳細を連絡する。

○県庁内での連絡体制

ア　畜産課→農政課→庁内関係者（課）

国から病性判定の結果及び患畜又は疑似患畜との連絡を受けた畜産課は、以下の関係者に回覧板等（時間外・休日の場合はLoGoチャット）にて連絡する。

（ア）畜産課から報告・連絡

・発生地家保所長
・農林水産部農業振興局長
・農政課長
・農林水産部農政企画局長
・農林水産部長
・知事・副知事（夜間は秘書課長へ、知事、副知事への連絡を依頼する。）
・秘書課（知事・副知事への対応を依頼する。）
・発生地家保を除く各家保、畜産研究センター、養鶏研究所
・東京事務所
・薬務衛生課
・保健福祉課（保健福祉部長への連絡も合わせて依頼）
・自然保護課（県民環境部長への連絡も合わせて依頼）

（イ）農政課から連絡

a　県対策本部統括指揮部各課

・農業経済課

・食ブランドマーケティング課
・農地整備課
・農産園芸課
・道路維持課

b　県対策本部本部員（各幹事課を通して連絡）

・行政経営課→総務部長
・総合政策課→企画振興部長
・地域スポーツ課→観光スポーツ文化部長
・県民生活課→県民環境部長
・産業政策課→経済労働部長
・土木管理課→土木部長
・会計課→出納局長
・教育総務課→教育委員会事務局副教育長
・県警察本部警備部警備課→県警本部長

c　統括指揮部以外の農林水産部各課、防災危機管理課

d　発生地方局を除く各地方局（農業振興課）

（ウ）畜産課→国・畜産関係団体・近隣各県・各種団体

畜産課は、速やかに国と公表の時間を調整するとともに、中国四国農政局、畜産関係団体、近隣各県等へ情報提供を行う。

・動物衛生課
・中国四国農政局安全管理課→近隣各県
・中国四国農政局愛媛県拠点
・四国運輸局　愛媛運輸支局
・畜産関係団体
・（一社）愛媛県建設業協会
・（一社）愛媛県バス協会
・（一社）えひめ産業資源循環協会
・（一社）日本産業・医療ガス協会愛媛県支部
・（一社）愛媛県トラック協会
・愛媛県ペストコントロール協会
・東武トップツアーズ株式会社
・（一社）愛媛県猟友会

（エ）各部幹事課→部内各課→各課職員

（イ）のｂにより連絡を受けた各幹事課は、部局内各課に連絡し、情報提供と必要な協力要請を行う。

（オ）防災危機管理課→災害時応援協定締結団体、（陸上自衛隊松山駐屯地）

（イ）のcにより連絡を受けた防災危機管理課は、必要に応じ、災害時応援協

定締結団体に緊急支援要請を行う。

【留意事項（再掲）】陸上自衛隊への情報提供及び災害派遣要請に関する取扱い

1　陸上自衛隊への情報提供

陸上自衛隊への情報提供については、必ず畜産課と協議のうえ実施する。

2　災害派遣要請の基本的考え方

自衛隊の災害派遣は、事態がやむを得ない場合に限定される緊急的かつ一時的な支援である。県知事による災害派遣要請は、行政機能の維持が困難となるなど、重大な緊急事態に限り行うものとする。

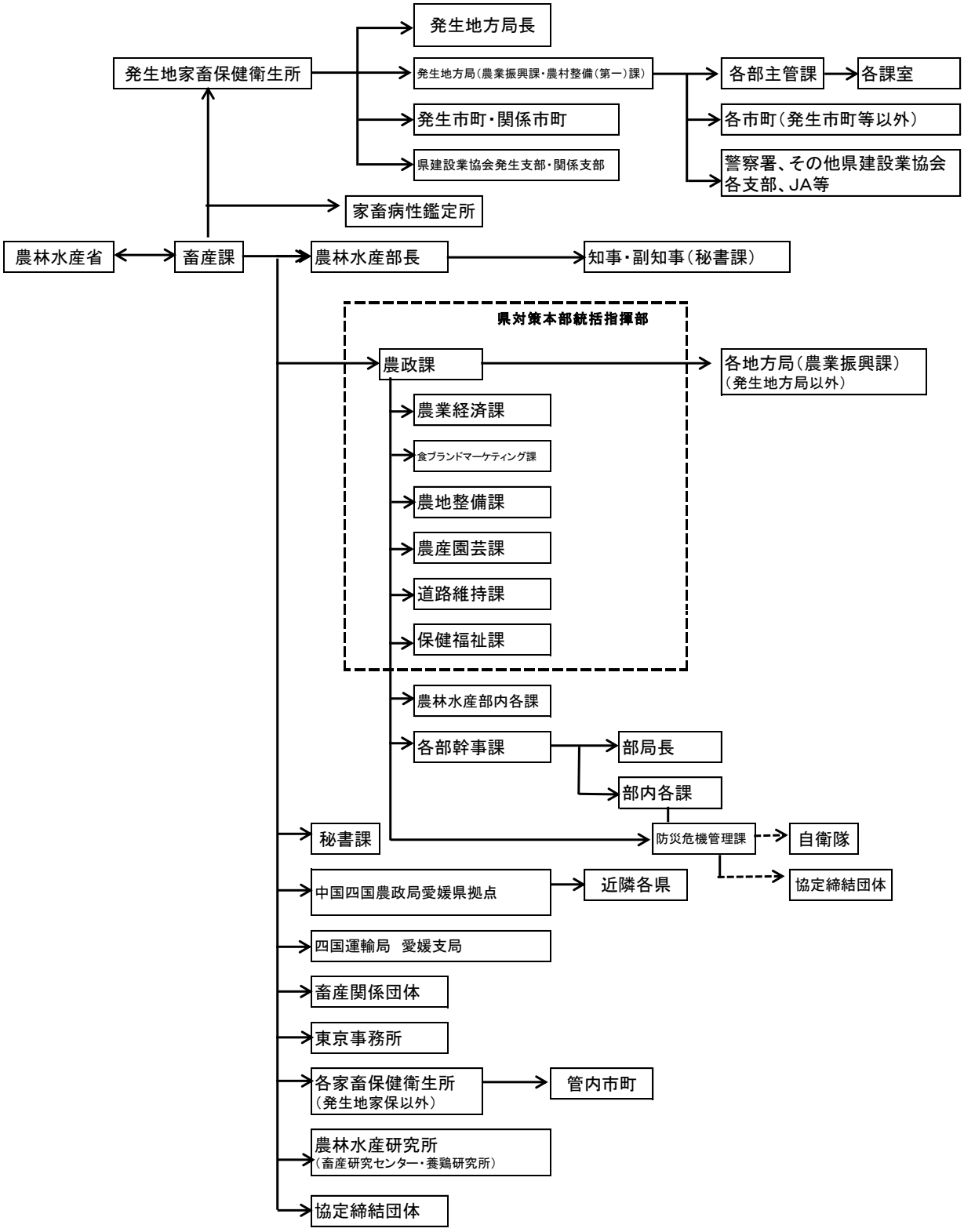
3　災害派遣要請の判断基準

災害派遣要請を検討する際には、「緊急性」、「非代替性」、「公共性」の要件に適合するかを厳格に判断するものとする。

4　非代替性の判断について

民間事業者の活用により必要な人員が確保できる状況にある場合は、「非代替性」を満たすとはいえず、災害派遣要請を行う検討段階には至らないことを改めて確認しておくものとする。

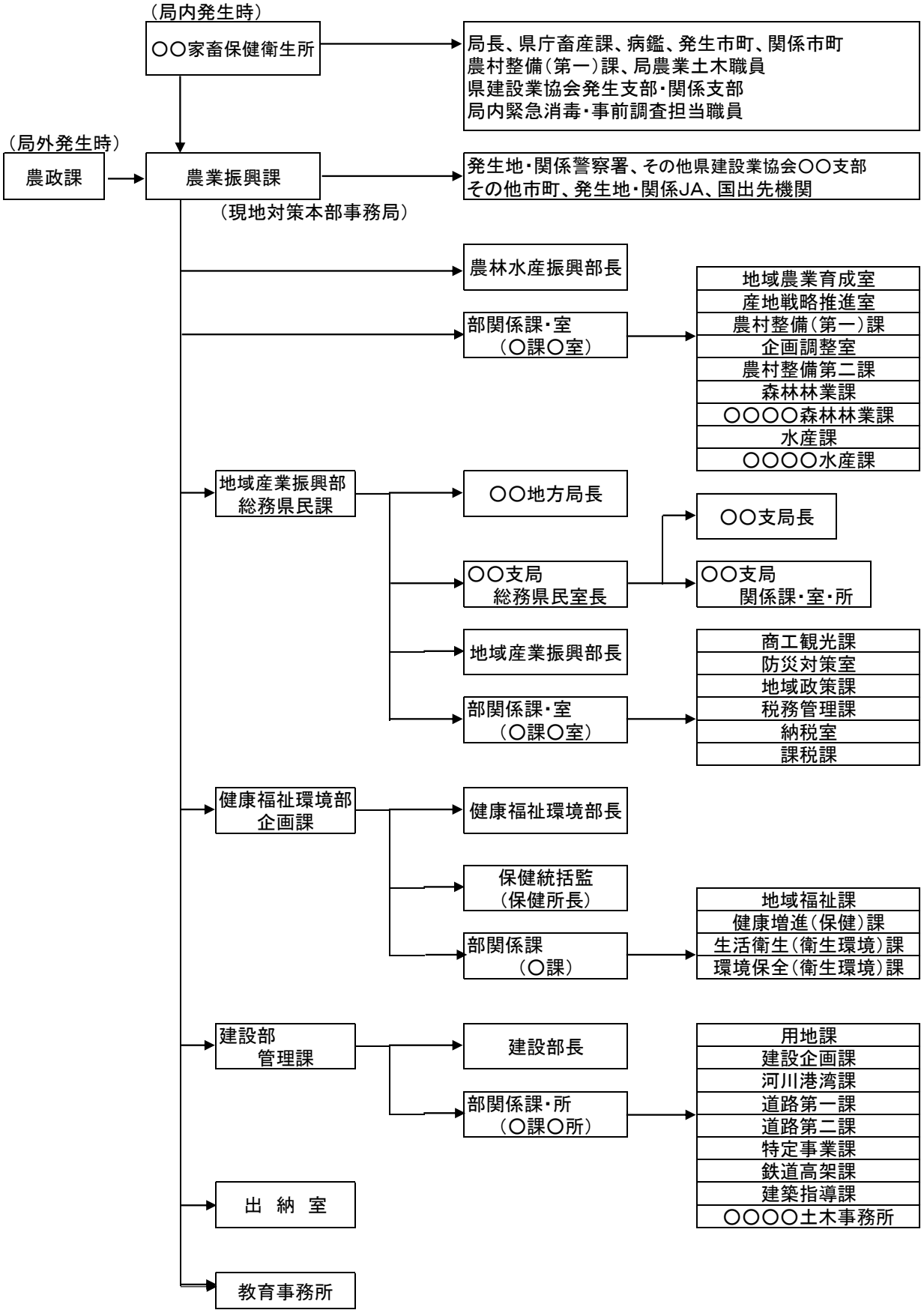
○病性判定時の連絡フロー（野生動物での感染確認時も準じる）



→ 必須

- - - → 必要に応じて

○地方局における疑い事例発生時及び病性判定時の連絡フロー



第２章　発生予防対策

第２　平時からの取組及び発生に備えた体制の構築・強化

１　県の取組

（１）家畜の所有者に対する飼養衛生管理に係る指導及び発生時の円滑な初動防疫対応に必要な家畜防疫員の確保及び育成に努めるとともに、一時的又は緊急に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、公益社団法人愛媛県獣医師会等と協議して獣医師のリストアップを行う。また、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。

ア　家畜防疫員及び獣医師等

畜産課は、初動における家畜防疫員の確保に努めるとともに、一時的又は緊急的に必要な場合は、既存に任命した者以外の家畜防疫員の確保が行えるよう、県獣医師会と協議してリストアップを行うとともに、フォークリフト等の特殊自動車を操縦する者のリストアップを行う。また、国から派遣される獣医師を含む緊急支援チームとの連携について確認するとともに、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。

イ　現地防疫対策班係長

家保職員や保健福祉部所属の家畜防疫員の他、県の畜産関係地方機関に所属する職員から動員する。

（２）国から提供を受けた海外における最新の発生状況等に関する情報について、家保は必要に応じ、速やかに、FAX、電話、電子メール、郵送等により全ての家畜の所有者、市町及び関係団体等に周知する。

（３）愛媛県飼養衛生管理指導等計画に基づき、家畜の所有者が飼養衛生管理基準を遵守するよう、毎年、当該計画に沿って指導等を行う。

（４）外国人労働者、外国人技能実習生、留学生等を受け入れる窓口となる団体、受入先の農場、大学等に、飼養衛生管理基準の内容について、十分に周知し、必要に応じて指導及び助言する。また、本病の発生国からの入国者が訪れる可能性の高いホテル、ゴルフ場等の施設に対して、出入口での消毒を行うよう要請する。

（５）家畜の所有者に対して、その飼養している家畜につき、家畜の伝染性疾病の発生を予防し、当該家畜に起因する家畜の伝染性疾病のまん延を防止することについて、第一義的責任を有していることの理解が深まるよう周知徹底を図る。また、家畜の所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準の遵守レベルを高位平準化し、並びに発生時に想定される防疫措置の周知を通じた防疫作業への理解及び協力を得るために、家畜の所有者（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、６頭以上の家畜の所有者）を対象として、定期的に次の措置を実施する。

ア　法第51条の規定に基づく農場への立入検査

イ　研修会の開催

なお、ア及びイの措置の実施に当たっては、飼養衛生管理基準の不遵守、第３の１の届出の遅延等、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかった場合、手当金及び特別手当金が減額されて交付されることを周知する。また、特に大規模所有者（牛（月齢が満 24 か月以上（肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。以下同じ。）にあっては、満 17 か月以上）のものに限る。）及び水牛にあっては 200 頭以上、牛（月齢が満４か月以上満 24 か月未満（肥育牛にあっては、満４か月以上満 17 か月未満）のものに限る。）、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては 3,000 頭以上の所有者をいう。以下同じ。）については、法第 52 条に基づき、担当獣医師から飼養衛生管理の状況を定期的に管轄家保に報告させるなど、十分な指導を行う。

（６）農場に出入りする関連事業者に対し、衛生管理区域（法第８条の２）の出入口での消毒の励行など飼養衛生管理基準の遵守について周知するとともに、家畜市場等の家畜を集合する場所、と畜場や共同堆肥施設等に対し、交差汚染防止のための消毒設備の設置等を指導する。

また、と畜場や家畜市場等に対して、万一の発生時、移動制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）内における規制内容や例外規定等について十分周知し、衛生管理の徹底を図る。

（７）発生時に制限区域内の農場等が直ちに把握できるよう、家畜の所有者ごとに、本病が発生した場合の初動対応に必要な情報（農場の所在地、畜種、飼養頭数、埋却地又は焼却施設（以下「埋却地等」という。）の確保状況等）を把握し、地図情報システムを活用して整理する。この際、家保は、種々の農家調査等を利用して、随時、データ更新を行う。

（８）防疫資材の確保、備蓄

ア　備蓄の量及び場所

家保は、県内最大規模農場での発生にも対応できるよう防疫資材を準備し、備蓄用資材倉庫に保管する。衛生資機材に加え、夜間作業用の照明、現場での責任者が携帯する無線機等も備蓄しておく。

イ　備蓄方法

（ア）資材管理

① 搬出がスムーズに進むよう資材の重量、搬出順、搬出先等を考慮し保管する。

② 資材は、持ち出しやすい単位で包装又は梱包し、分り易い箇所に資材名、数

量、整理番号等を明記する。

③ 備蓄資材リストにある各資材の名称を統一する。

ウ　備蓄資材一覧表

備蓄資材一覧表には、名称、規格、数量、用途、保管棚No、使用期限、更新予定年度等を記載し、数量の増減、種類の追加、移動等があった場合、その都度一覧表を更新するとともに、定期点検時及び必要に応じて畜産課へ報告する。

なお、平時における各家保の資材担当者は、防疫課長の下、正副２名（うち１名は指導課職員）を配置し、資材等の管理を行う。

エ　点検

（ア）作動状況確認

以下の機器類については、定期的に点検し、作動状況を確認する。

・動力噴霧器

・照明機器等、電気及び電池を使用する機器

（イ）使用期限のある物品の交換

使用期限のある消毒薬等については、資材一覧で期限を確認し、期限が間近なものについては定期的に交換する。

（ウ）劣化資材の点検

ゴムを使用している資材等、劣化が予想され資材一覧表に更新年度が記載してある資材については、定期的に点検を行い、必要に応じて更新する。

オ　不足資材の緊急時資材調達先一覧表

想定規模を超える発生により資材が不足する場合や備蓄には不向きな資材を速やかに確保するため、緊急時資材調達先一覧表を作成する。

カ　国との連携

国の備蓄資材や緊急時の拠出体制等について、定期的に国に確認を行う。

キ　畜産課の役割

畜産課は、家保が行う防疫作業に必要な資材等の確保、備蓄に必要な予算措置を講じ、使用期限のある資材等の更新に努めるとともに、取扱業者と連携し、緊急時の優先供給等に関する調整に努める。

（９）消毒ポイント候補地の選定

家保は、平時から、移動規制及び消毒場所（以下「消毒ポイント」という。）について、道路管理者等の関係機関と協議の上、候補地を選定しリストを作成するとともに、その候補地を地図情報システムに登録し、あわせて住宅地図等の詳細地図を準備する。また、候補地については、可能な限り、事前に土地使用に関する協定書等を交わすなど、緊急時において即座に消毒ポイントとして利用可能な状態で準備

することが望ましい。また、畜産課は、高速道路における消毒ポイント設置場所について、高速道路ＩＣを管理するＮＥＸＣＯ西日本及び本四高速と事前協議を行う。なお、候補地については、第12の１「消毒ポイント設置の考え方」に基づき選定を行うものとし、地図情報システム等を活用した整理を行う。

（10）関係機関・団体等との緊急連絡体制の整備

発生時には、近隣県との連携や、市町、警察、県建設業協会等の協定締結団体、県獣医師会、畜産関係団体等の協力が必要になることを踏まえ、これら近隣県、市町、関係機関及び関係団体との連絡窓口の明確化、地域の家畜飼養状況等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連絡体制を整備する。また、関係機関や関係団体等との間で緊急連絡簿を作成し、年度当初に名簿を更新する。

（11）危機管理体制の構築

発生時に県関係部局、近隣県、市町、警察、県建設業協会等の協定締結団体、県獣医師会、生産者団体等の関係者が一体となって迅速かつ的確な初動対応が実行できるよう、地域の実情に合わせた、より実践的な防疫演習を実施し、課題の洗い出しとその解消を図る。

また、家畜市場やと畜場といった家畜集合施設は、感染の拡大の要因となりやすいことに留意し、これらの施設の関係者や公衆衛生部局とも連携し、平時における準備並びに発生時における対応及び役割分担について整理する。

（12）公衆衛生部局等との連携

発生時には、発生地域の家畜の所有者や防疫従事者が多大な精神的及び身体的ストレスを受けることが想定されることから、公衆衛生部局等とも連携し、相談窓口の設置等具体的な対応を検討する。

（13）民間獣医師等との連携

近年、畜産経営の大規模化及び効率化に伴い、従業員の業務の細分化が進み、農場における飼養衛生管理の指導については、民間獣医師に委ねられている農場が多い実態に鑑み、本病の発生予防及び早期発見のため、日頃から家保と民間獣医師及び民間検査機関との連携を強化する。

（14）発生時に円滑に初動防疫対応を実施することができるよう、県内の最大規模の農場における発生を想定し、以下の点に留意して動員計画及び必要となる資材の調達計画を事前に策定し、動物衛生課に報告する。

ア　農林水産部局、畜産・農業関係団体のみではなく、農林水産部局以外の県職員及び畜産・農業関係以外の団体を含む動員体制とするとともに、事前に関係者との合意形成を図る。

（ア）県職員

本庁知事部局においては、畜産課が動員者の事前の選定を依頼し、動員体制を整備する。また、地方局においては、家保が年度当初に局内各課の動員者の事前の選定を依頼し、動員体制を整備する。

（イ）市町・畜産関係団体

県職員のほか、必要に応じて市町職員や畜産関係団体等からも動員者を確保する。なお、家保は平時から所轄市町や畜産関係団体と役割や動員数について協議を行う。

イ　県内からの動員のみでは迅速な防疫措置の実施が困難であることが見込まれる場合には、国、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣について、事前に動物衛生課と協議する。

ウ　焼埋却処分のため発生農場内等で使用する重機等及び操縦者等は、県と一般社団法人愛媛県建設業協会（以下「県建設業協会」という。）との「家畜伝染病発生時における支援活動業務に係る協定（以下「協定」という。）」に基づき確保することから、年１回程度、県建設業協会及び各支部と打合せを行い、情報の共有に努める。

エ　衛生資材、薬品等の備蓄及び追加調達先の確認や死亡獣畜保管場所の確保等を行う。

(15) 家畜の所有者に対する埋却地等の事前確保に係る指導等を徹底するとともに、周辺の住民、農場及び関連事業者（以下「周辺住民等」という。）の理解の醸成に向けた取組を行うよう指導等を行う。これらの取組が十分でない場合は、次の措置を講ずるとともに、家畜の所有者に対して、これらの措置を講ずるに当たって必要な取組を求める。

ア　当該家畜の所有者に対し、利用可能な土地に関する情報等を提供するとともに、必要に応じて市町と連携して周辺住民等への説明を行う。

イ　市町その他の関係機関、関係団体及び地域の協議会と連携し、地域ごとに、利用可能な公有地を具体的に決定する。なお、知事は、法第21条第７項に基づき、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣及び市町長に対し、協力を求める。

ウ　家畜の所有者、焼却施設又は化製処理施設（以下「焼却施設等」という。）の所有者又は管理者、市町その他の関係機関、関係団体及び地域の協議会と連携し、農場ごとに、利用可能な焼却施設等を具体的にリストアップする。その際、化製処理施設については、交差汚染防止対策が講じられ、利用可能であることを確認する。さらに、発生時の防疫措置が円滑に進むよう、あらかじめ発生時の利用について、その所在地を管轄する県、市町と調整し、焼却施設等の所有者又は管理者と合意を得るとともに、周辺住民等の理解の醸成に向けた取組を行うよう焼却施設等の利

用を計画している家畜の所有者に対して指導等を行う。また、知事は、法第21条第7項に基づき、特に必要があると認めるときは、市町長に対し、協力を求める。さらに、農林水産省が保有する大型防疫資材の利用を検討し、埋却地等の事前準備が不十分な家畜の所有者が生じないよう支援を行う。

エ　公有地又は焼却施設等への移動方法及び移動ルートを決める。また、必要に応じて周辺住民等への説明を行う。

(16) 焼却施設の選定と調整

焼却処理は、市町（一部事務組合を含む)、民間等の焼却施設を利用して行うことが前提であるため、焼却施設の選定については、事前に十分な調整を図る必要がある。

選定に当たっては、先ず焼却施設の処理能力のほか、汚染物品等を詰めた密閉容器等の置場の有無及びその一時保管能力、搬入口、施設内移動通路、密閉容器等の重量・大きさ制限を確認する。

また、「汚染物品等の発生農場外への搬出と焼却施設への運搬」と「焼却施設への緊急搬入」の作業が必要であり、他の処理法に比べウイルスを散逸させるリスクが高くなることから、発生農場と焼却施設との間及び焼却施設周辺の家畜飼養施設の分布状況、その間の道路の交通事情等を考慮してバイオセキュリティを確保できる運搬経路及び運搬方法が見込めること、周辺住民等（場合によっては施設従業員を含む。）の理解を得ることに留意する。

なお、市町（一部事務組合含む）の一般廃棄物焼却施設の使用にあっては、「廃棄物処理施設の財産処分について」(平成 20 年 10 月 17 日付け環廃対発第 081017003 号環境省廃棄物対策課長通知）に基づき、適切に処理するものとする。

(17) 大規模所有者のうち、特に家畜の頭数が多く、発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者に対して、発生に備えた対応計画を策定するよう指導等を行うとともに、策定された対応計画を確認し、動物衛生課に報告する。

(18) 口蹄疫発生時においては、迅速かつ的確な防疫対応を実施する必要がある。このため、平常時より、発生時の業務負担軽減および業務効率化に資する事前準備を計画的に講ずるものとする。具体的には、必要資材・機材の整備及び管理体制の確認、関係情報の整理・統一、集合施設における動線の見直し、並びに関係職員に対する必要な研修・説明の実施等、発生時に円滑な業務運営が確保されるよう体制整備を推進する。これらの取組により、発生時の事務処理負担を軽減し、現場における防疫措置の円滑な遂行を図るものとする。

２　市町及び関係団体の取組

（１）市町は、平時から次の体制を整えるとともに、発生に備えた事前準備に協力する。

ア　国及び県の取組に協力する。

イ　家保と連携した防疫演習及び庁内研修会を開催し、本病対策及び初動体制について検討を進め、実効的な組織体制を整備、点検する。

ウ　家畜の所有者が行う発生予防の取組に対する支援を行う。

エ　市町対策本部の設置に係る体制整備

オ　発生時における職員派遣体制の整備

カ　埋却地に係る市町公有地のリストアップ等の協力

キ　焼却に係る市町所有焼却施設のリストアップ等の協力

ク　防疫作業を行うための集合施設、現場指揮所及び消毒ポイントに係る候補地選定の協力

ケ　その他、防疫措置の実施に当たって必要となる作業への協力

（２）関係団体は、下記の作業を受け持つ。

ア　国及び県の取組に協力する。

イ　家畜の所有者が行う発生予防の取組に対する支援を行う。

ウ　団体関係者への本病の発生の周知及び防疫活動に対する協力要請、まん延防止対策の実施

エ　県及び市町が実施する防疫措置への支援及び人員の確保

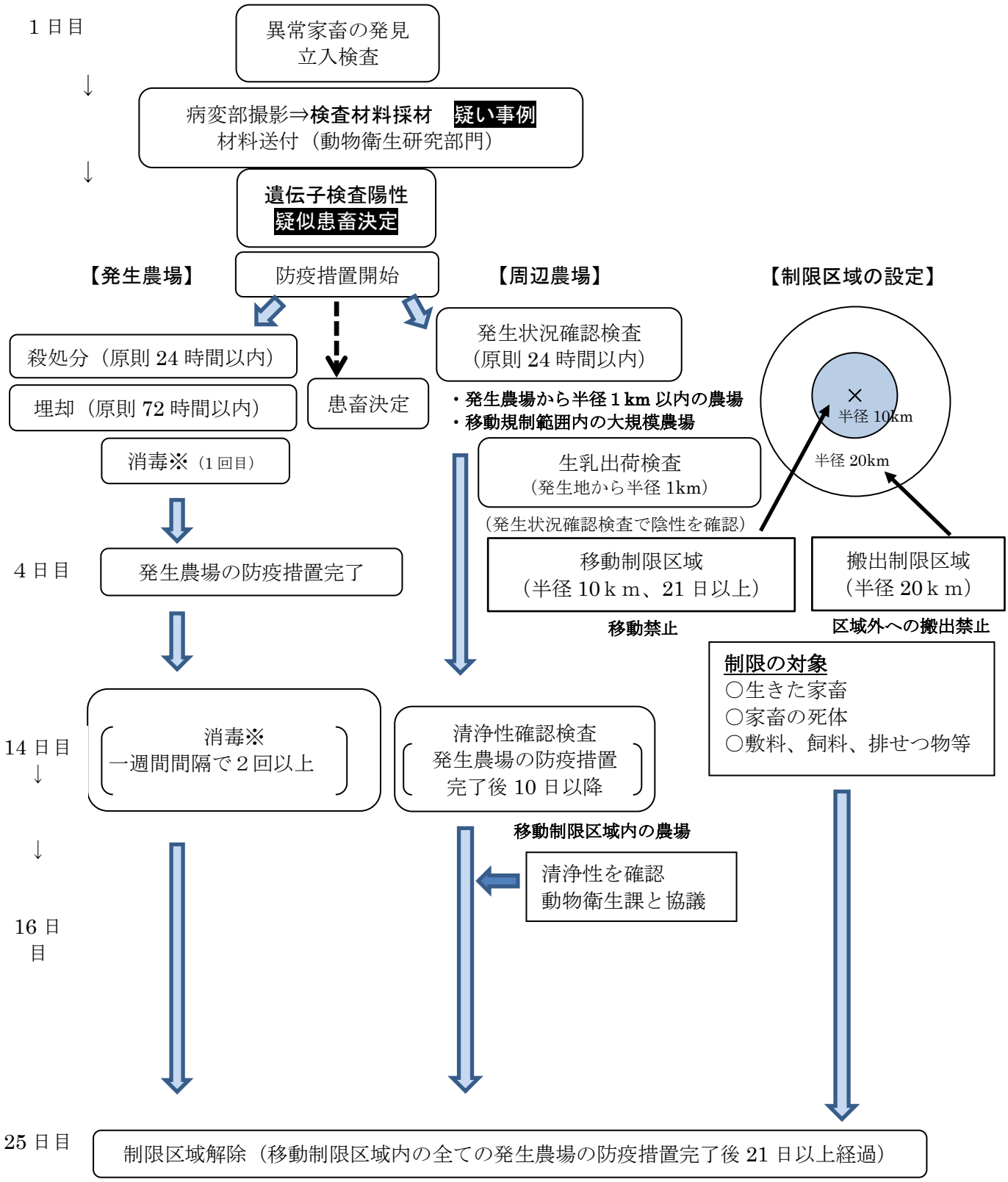
オ　その他、事前準備への協力

３　関連事業者の取組

（１）消毒による病原体の拡散を防止するための措置を講じる。

（２）国及び県、市町の取組に協力する。

本病発生における防疫措置の概要



※殺処分終了後に行う３回の消毒をいう

第３章　まん延防止対策

異常家畜の発見～病性鑑定材料送付までの対応

第１節　家畜における防疫対応

第３　異常家畜等の発見及び検査の実施

１　家畜の所有者等から届出等を受けたときの対応

（１）家畜の所有者、獣医師等から、異常家畜を発見した旨の届出を受けた家畜防疫員は、「異常家畜報告書（様式１）」により聞き取りを行う。なお、家畜の所有者等からの届出によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常家畜が発見された場合についても、同様に行うものとする。

（２）家畜防疫員は、届出者等に対し（４）の指導を行い、その内容を回覧板等により畜産課へ報告する。時間外・休日の場合は LoGo チャットも活用する。

（３）家保所長は、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。

（４）（１）の届出を受けた場合、家畜防疫員が行う指導は以下のとおりとする。

ア　家畜の所有者から届出があった場合

（ア）家畜以外の動物を含む全ての動物について、当該農場からの移動を自粛すること。

（イ）当該農場の排水については、立入検査の結果が判明するまで、又は適切な消毒措置を講ずるまでの間、活性汚泥槽などで適切に浄化処理されている場合を除き、可能な限り流出しないようにすること。

（ウ）農場の出入口を原則１か所に限り、農場及び防疫関係者以外の者の立入りをさせないこと。

（エ）農場外に物を搬出しないこと。また、家畜の所有者及び従業員等が外出する場合には、農場内で使用していた衣服や靴等を交換し適切な消毒等を行うこと。

（オ）異常家畜及び当該家畜の生乳、精液等の生産物、排せつ物、敷料等は、他の家畜と接触することがないようにすること。

イ　獣医師から届出があった場合

（ア）原則として、家畜防疫員の現地到着まで当該農場にとどまり、本病ウイルスの拡散を防止するようアの（ア）から（オ）の助言及び指導をすること。

（イ）家畜防疫員の到着後、当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行い、直ちに帰宅すること。

（ウ）帰宅後は、車両を十分に洗浄するとともに、入浴して身体を十分に洗うこと。

（エ）異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設に立ち入らないこと。

（オ）本病と判明した場合には、異常家畜を診察し、又はその死体を検案した日から７日間は、偶蹄類の動物の飼養施設（当該農場を除く。）に立ち入らないこと。

ウ　家畜市場から届出があった場合

南予家保から連絡を受けた畜産課は、薬務衛生課と対応を協議する。

また、当該家畜が県外の農場から出荷された家畜であることが判明した場合には、畜産課は直ちに動物衛生課及び出荷農場が所在する都道府県畜産主務課にその旨を連絡する。なお、異常家畜の出荷農場が本県に所在する旨の連絡を受けた場合には、畜産課は直ちに所轄家保所長に対し、家畜防疫員を出荷農場に派遣し、４に準じた措置を講ずるよう指示する。

南予家保所長は、家畜防疫員を当該家畜市場及び出荷農場に派遣し、家畜市場においては以下の（ア）から（ク）並びに２に準じた措置を、出荷農場においては４に準じた措置を講ずるよう指示する。

（ア）家畜の移動を自粛するとともに、必要に応じて当該家畜市場に出入りする関係者に情報提供すること。

（イ）畜産関係車両の入場を自粛すること。また、出場する畜産関係車両について、消毒を徹底するとともに、異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設に出入りさせないこと。

（ウ）従業員等（異常家畜の届出時に家畜市場に入場していた全ての者をいう。以下、家畜市場から届出があった場合において同じ。）が場外に移動する際には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。

（エ）従業員等及び（ア）の情報提供を受けた者のうち異常家畜の搬入日以降に当該家畜市場に入場した者（以下「市場入場者」という。）は、異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設に立ち入らないこと。

（オ）異常家畜の所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、アの（ア）から（オ）までの指導を行うこと。

（カ）異常家畜の出荷に使用された車両及び運転手を特定し、消毒を徹底するとともに、異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設（異常家畜出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、運転手が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

（キ）異常家畜が搬入された日以降に家畜市場から移動した家畜の移動先を特定すること。

（ク）本病と判明した場合には、市場入場者に対し、異常家畜が患畜又は疑似患畜と判定された日から７日間は、偶蹄類の動物の飼養施設（異常家畜出荷農場及び市場入場者が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、市場入場者が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

エ　と畜場から届出があった場合

南予家保から連絡を受けた畜産課は、薬務衛生課と対応を協議する。

また、当該家畜が県外の農場から出荷された家畜であることが判明した場合には、畜産課は直ちに動物衛生課及び出荷農場が所在する都道府県畜産主務課にその旨を連絡する。なお、都道府県畜産主務課から異常家畜の出荷農場が本県に所在する旨の連絡を受けた場合には、畜産課は直ちに所轄家保所長に対し、家畜防疫員を出荷農場に派遣し、４に準じた措置を講ずるよう指示する。

南予家保所長は、家畜防疫員を当該と畜場及び出荷農場に派遣し、と畜場においては以下の（ア）から（キ）並びに２に準じた措置を、出荷農場においては４に準じた措置を講ずるよう指示する。

（ア）異常家畜及びこれと同一の農場から出荷された家畜のと畜を中止するとともに、必要に応じて当該と畜場に出入りする関係者に情報提供すること。

（イ）畜産関係車両の入場を自粛すること。また、出場する畜産関係車両について、消毒を徹底するとともに、異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設に出入りしないよう指導すること。

（ウ）従業員等（異常家畜の届出時にと畜場に入場していた全ての者をいう。以下（エ）において同じ。）が場外に移動する際には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。

（エ）従業員等及び（ア）の情報提供を受けた者のうち異常家畜の搬入日以降に当該と畜場に入場した者（以下「と畜場入場者」という。）は、異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設に立ち入らないこと。

（オ）異常家畜の所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、アの（ア）から（オ）までの指導を行うこと。

（カ）異常家畜の出荷に使用された車両及び運転手並びに同日に当該と畜場に家畜を搬入していた車両及び運転手を特定し、消毒を徹底するとともに、異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設（異常家畜出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導する

こと。また、運転手が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

（キ）本病と判明した場合には、と畜場入場者は対し、異常家畜が患畜又は疑似患畜と判定された日から７日間は、偶蹄類の動物の飼養施設（異常家畜出荷農場及びと畜場入場者が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、と畜場入場者が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

２　家保による農場での検査等（緊急立入検査等）

１の（１）の報告を受けた家保所長は、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。

（１）出動

病性鑑定に必要な携行資材を確認し車両に積み込む。原則として、管轄家保職員４名（うち２名は家畜防疫員）が現場に急行する。休日及び複数件の届出等、人員が不足する場合は、畜産課に動員を依頼する。

（２）農場立入

農場に到着した後、車両を当該農場の衛生管理区域外に置き、家保に到着時間を連絡する。検体搬送者１名は農場外で待機し、家畜防疫員を含む３名は防疫服等を着用して畜舎に入り、届出内容、異常家畜の状況を確認するとともに、その他必要事項について、「異常家畜の症状等に関する報告（様式２）」（以下「現地調査票」という。）に基づき、聞き取り調査を行う。

（３）異常家畜の臨床検査

臨床検査では、異常家畜及び同居家畜の鼻腔、口唇、口腔、舌、蹄部、乳頭部等を中心とした徹底した臨床検査（体温測定を含む。）を行う。

また、家畜防疫員は、好発部位に水疱が確認された場合等には、動物衛生課と協議の上、本病ウイルスの抗原を特異的に検出するキット（以下「抗原検出キット」という。）を使用する。

なお、２つ以上の畜舎がある場合は、原則として異常家畜のいない畜舎には立ち入らない。

（４）異常家畜等の写真撮影

全ての異常家畜（異常家畜が多数の場合は、症状が明確な数頭）の病変部位及び病変の好発部位を以下によりデジタルカメラで撮影する。また、病性等の判定等に資するため、畜舎内の状況についても撮影する。

ア　異常家畜の撮影

（ア）病変の好発部位の全てについて病変の有無をよく確認し、その状態が確認できるよう、明確かつ複数の角度で撮影する。好発部位については、病変の有無にかかわらず必ず撮影する。１つの部位について必ず複数回撮影し、撮影後にパソコン等の画面で確認するか、デジタルカメラ等の画像で拡大表示することにより、鮮明な写真が撮影できていることを確認する。

（イ）全身の状態を確認する観点から、全身の外貌についても撮影する。

（ウ）立入検査を行った家畜防疫員が臨床症状等から本病を強く疑う場合には、典型的な病変がみられた好発部位のみの写真撮影及び送付を先行して行う。

（エ）３の（２）の特定症状かどうかの判断に迷う場合や、特定症状ではないと判断した場合についても、写真を撮影する（３の（２）のウのただし書きの場合を除く。）。

（オ）撮影部位は次の①、②に基づく

① 牛

a　外貌（全身について開口検査の前に撮影する）

b　頭部（口唇周辺の流涎の状況が分かるものについて開口検査の前に撮影）

c　上唇（粘膜面）、歯床

d　口蓋

e　舌（表面及び裏面。病変がない場合でも、少なくとも表面については撮影する。）

f　鼻（鼻鏡、鼻腔）

g　蹄（蹄冠部及び趾間。病変がない場合でも、少なくとも１肢については撮影する。）

h　乳頭

② 豚

a　外貌（全身）

b　舌

c　鼻（鼻端）

d　蹄（蹄冠部及び趾間。病変がない場合でも、少なくとも１肢については撮影する。）

e　乳頭

イ　畜舎の撮影

異常家畜と他の家畜との接触の機会（同居の状況等）に関する情報についても、本病の可能性を推測する上で必要であるため、異常家畜の農場内での最近の移動状況を確認した上で、畜舎の外観、畜房内の同居の状況、隣接畜房との位置関係

等が分かる写真についても撮影する。

ウ　注意点

写真１枚当たりのサイズは、少なくとも長辺1,024ピクセル以上、短辺768ピクセル以上（80万画素相当以上）とする。写真の送付に当たっては、写真ごとに病変の有無が分かるようにするとともに、病変がある場合には、当該病変についての家畜防疫員の所見を付すとともに、複数頭撮影する場合には、それぞれの写真がどの個体のものか分かるように工夫する。

（５）報告

家畜防疫員は、臨床検査終了後、直ちに異常家畜の臨床症状と抗原検出キットの結果等を家保所長に電話で報告するとともに、当該農場又は最寄りの事務所等から、撮影した写真を電子メール等により家保に送付する。家保は、この内容を現地調査票（様式２）に記入し、送付された写真とともに畜産課へ報告する。

３　畜産課における措置

（１）異常家畜の届出時の対応

家保から報告を受けた家畜衛生係長は、畜産課長に速やかに報告するとともに、課内で情報を共有する。また、各家保所長に対し、家畜防疫員の待機と緊急連絡網及び防疫用資材等の確認を指示する。

（２）立入検査結果報告を受けた場合の措置

家畜防疫員による検査の結果、次のいずれかの症状（以下、「特定症状」という。）を確認した場合には、異常家畜の写真、症状、同居家畜の状況、抗原検出キットを使用した場合はその結果等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。

ア　39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）があること（鹿にあっては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること）。

イ　同一の畜房内（１つの畜房につき１頭の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。

ウ　同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（１つの畜房につき１頭の哺乳畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の２日間において死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等本病以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

エ　家畜から採取した検体について動物用生物学的製剤（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第83条第１項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第14条第1項、第19条の２第１項、第23条の２の５第１項又は第23条の２の17第１項の承認を受けた動物用生物学的製剤をいう。）若しくは再生医療等製品（医薬品医療機器等法第83条第１項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第23条の25第１項又は第23条の37第1項の承認を受けた再生医療等製品をいう。）又は検査試薬を使用して検査を実施した場合において、当該検体から口蹄疫ウイルスの抗原若しくは遺伝子又は当該抗原に対する抗体が確認される。

（３）抗原検出キットの使用に関する措置

抗原検出キットの使用については、次のとおりとする。

ア　動物衛生課から抗原キットの使用の指示があった時

４　疑い事例として国に検体を送付することとなった場合

（１）検体の採材

ア　畜産課は、家畜防疫員の報告により、農場で飼養されている家畜が次のいずれかに該当する場合には、動物衛生課とあらかじめ協議の上、家畜防疫員に病性の判定に供する検体（当該家畜の口腔内等における水疱等から採取した水疱液、水疱上皮、病変部スワブ、当該家畜の血液等）を、適切に採材するよう指示する。

（ア）特定症状を呈している家畜が複数の畜房内で確認された場合

（イ）一つの畜房につき一の家畜を飼養している場合にあっては、特定症状を呈している家畜が隣接する複数の畜房内で確認された場合

（ウ）抗原検出キットにおいて陽性と判定された場合

（エ）動物衛生課が検体の提出を求めた場合

（２）農場における措置

ア　発生農場に立入した家畜防疫員が行う措置

（ア）検体の採材

当該家畜の口腔内等における水疱等から採取した水疱液、水疱上皮、病変部スワブ、当該家畜の血液等を検体として採材する。また、動物種（品種、性別、個体識別番号等を含む）、鑑定材料（種類及び数量を含む。）を家保に連絡する。

なお、採材に当たっては、検体を密閉容器に入れ、容器の外側は、0.2%マイクロ水酸化カルシウム添加逆性石鹸液（以下「マイクロMIX法」という。）又は0.2%クエン酸等で消毒し、クーラーボックスに入れる。検体搬送職員はクーラーボッ

クスを受け取り、マイクロMIX法又は0.2%クエン酸等で消毒し、速やかに冷蔵状態で病鑑へ搬送する。検体搬送者は、農場から搬送前に車両の消毒を行う。車両の消毒には、車体を腐食させにくいマイクロMIX法又は0.2%クエン酸等を用いる。また、車体に付着した泥等を極力除去した後、動力噴霧器を用いて、車両のタイヤ周りを中心に、荷台や運転席の清拭も含めて車両全体を消毒する。その際、可動部を動かすことによって消毒のもれがないように留意する。また、検体搬送者の手指の消毒及び靴底消毒を徹底する。検体搬送者の手指の消毒には、人体への影響を考慮し、0.2%クエン酸等を用いる。

（イ）家畜の所有者への説明

家畜防疫員は、農場の家畜の所有者に対し、想定される防疫措置について十分に説明するとともに、動物衛生研究部門に搬入が決定した場合には、次に掲げるものの移動の自粛を要請する。

① 生きた家畜
② 生乳
③ 当該農場で採取された精液及び受精卵等
④ 家畜の死体
⑤ 家畜の排せつ物等（胎盤を含む。以下同じ。）
⑥ 敷料、飼料及び家畜飼養器具

イ　畜産課は、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講じるよう発生地家保に指示するとともに、調査内容は、判明次第、動物衛生課に報告する。

（ア）法第 32 条第 1 項の規定に基づくアの（イ）に掲げるものの移動の制限を要請する。

（イ）当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

（ウ）当該農場の出入口並びに当該農場で使用している衣類及び飼養器具を消毒。

（エ）当該農場を中心とした半径 10 ㎞以内の区域の農場について、アの（イ）に掲げるもの（生乳については半径 1 km 以内の区域にある農場で搾乳されたものに限る。）の移動自粛等の必要な指導を行う。

（オ）当該農場に関する過去 21 日間の次の疫学情報を収集し、疑似患畜及び疫学関連家畜を特定する。

① 家畜の移動履歴
② 当該農場に出入りしている次の人及び車両の移動範囲及び入退場履歴

・農場作業者、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師等複数の農場の衛生管理区域内で作業を行う者

・家畜運搬車両、集乳車両、飼料運搬車両、死亡獣畜回収車両、堆肥運搬車両等

複数の農場の衛生管理区域に立ち入る車両

③ 堆肥等の出荷先

④ 精液及び受精卵等の出荷先

⑤ 給与飼料の情報

（カ）家畜の所有者等に、畜舎ごとの飼養頭数、月齢、飼養状況等を記載した資料を準備するよう依頼し、殺処分計画及び防疫措置に必要な情報を収集する。

５　動物衛生研究部門への検体の送付

（１）畜産課は、動物衛生課と協議の上、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）に検体を送付することを決定し、病鑑に、動物衛生研究部門に当該検体を搬入する準備を指示する。

ア　初発生時

輸送担当職員（病鑑職員）は、梱包した病性鑑定材料及び病性鑑定依頼書（様式３）を、最も早く確実な運搬方法により、冷蔵で動物衛生研究部門（東京都小平市）へ事前に連絡のうえ、直接連絡員が持参する。畜産課は、輸送担当職員の確保が困難な場合はイの手続きを行う。

イ　続発時

検体は、航空貨物として搬送し、東京事務所職員が東京国際空港で受け取り、動物衛生研究部門（東京都小平市）に事前に連絡のうえ、連絡員が搬入する。病鑑は、出発便の調整を行った後、畜産課に連絡する。畜産課は、東京事務所に出発便を連絡し、受取職員の調整を行う。病鑑は、東京事務所に依頼する場合に備え、運搬に係る手順書を備え付けておくこと。

６　経過観察

検体を動物衛生研究部門に搬入した場合であって、動物衛生課から防疫措置を講ずる必要がないと判断された場合には、次の措置を講ずる。

（１）当該農場について、特定症状の確認から最長２週間、次の措置を講ずる。なお、病変の状態、同居畜の飼養状況等に応じて、動物衛生課と協議の上、措置内容又は当該期間の変更を行うことができるものとする。

ア　飼養衛生管理基準の規定に基づき、特定症状が確認された場合の出荷及び移動の停止の遵守を指導する（必要に応じて、４の（２）のイの（ア）に準じた移動制限措置を講ずる）。

イ　４の（２）のイの（イ）、（ウ）の措置を講ずる。

ウ　家畜の所有者又は民間獣医師の協力を得て、特定症状を呈している家畜及び当

該患畜と同一の畜房内（１つの畜房につき１頭の家畜を飼養している場合にあっては、当該家畜の畜房と隣接する畜房内）の家畜の臨床症状の有無、体温等を毎日確認する。

（２）（１）のウにより、特定症状を呈している家畜の異状の変化を認めた場合又は当該家畜と同一の畜房内（１つの畜房につき１頭の家畜を飼養している場合にあっては、当該家畜の畜房と隣接する畜房内）の家畜に臨床症状を認めた場合には、直ちに１に準じた対応をとる。

（３）一般病性鑑定のための検体は、原則として（１）の措置の終了後に採材するが、直ちに実施する必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、実施する。なお、その際には、病原体の散逸防止に細心の注意を払う。

疑い事例発生～病性判定までの対応

第４　病性判定時に備えた準備

県対策本部、現地対策本部の設置準備及び防疫措置の事前準備を行うとともに、必要な初動防疫措置を開始する。

１　初動防疫措置及び県防疫対策連絡会議

（１）県対策本部及び現地対策本部を構成する関係各課は、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で、特段の必要があるときは、県対策本部及び現地対策本部の設置前においても、必要に応じ、初動防疫措置をとる。

（２）畜産課長は知事監督の下、家畜保健衛生所長は地方局長監督の下、初動防疫措置を指揮する。

（３）県対策本部及び現地対策本部の設置前に初動防疫措置を遂行するために必要があるときは、知事は県対策本部の構成員等による県防疫対策連絡会議を、地方局長は、現地対策本部の構成員等による現地防疫対策連絡会議を招集する。防疫対策連絡会議では、発生状況の概要説明を行い、情報共有を図るとともに、各班は役割分担について確認し、それぞれが準備に入る。

（４）現地防疫対策連絡会議は、県防疫対策連絡会議にオンラインでの参加に代えることができる。

（５）畜産課長及び家畜保健衛生所長は、初動防疫措置を遂行するに当たり、必要があるときは、発生市町、関係市町や団体の協力を求める。

２　県防疫指導班（畜産課）における対応

（１）動物衛生課への報告

速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも動物衛生研究部門の検査

の結果出る前までに、動物衛生課に報告する。

ア　当該農場における畜舎等の配置の把握（異常家畜の発生場所を明記）

イ　周辺農場における家畜の飼養状況の整理

ウ　第２の１の（14）に基づき事前に策定した動員計画及び調達計画に沿った、家畜の殺処分等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保。なお、他機関との調整を要する、国や他の都道府県等からの人員や資材の支援に関する事項については、判明次第直ちに報告すること。

エ　患畜又は疑似患畜の死体の埋却地（配置図）又は焼却施設等の確保（国の保有する大型防疫資材の利用の要否を含む。）

オ　消毒ポイントの設置場所の検討

カ　当該農場の所在する市町、近隣各県及び関係機関への連絡

キ　通行の制限又は遮断の検討

（２）家保への指示

ア　関係機関の連絡

各家保所長に対し、県庁及び各地方局内での連絡体制に基づき、関係機関へ連絡するよう指示する。

イ　備蓄資材の運搬調整

備蓄資材保管家保から搬出する資材及び数量について連絡を受けた後、（一社）愛媛県トラック協会と資材搬送の調整を行う。なお、初動対応に係る備蓄資材の運搬は、運送業者及びリース業者とも早急な手配は困難と予想されるため、県庶務班（農政課）に対して県所有トラックの確保を要請する。確保結果は、備蓄資材保管家保に報告する。

（３）報告及び連絡

県防疫指導班は、県庁及び地方局内での連絡体制により、知事に報告するとともに関係機関へ連絡する。

（４）通行の制限又は遮断に係る協議

県防疫指導班は、先遣隊からの調査結果をもとに、通行制限等の必要性について現地防疫対策班長（発生地家保所長）と協議を行う。

（５）制限区域及び消毒ポイント設置場所の設定

ア　現地防疫調整係（発生地家保）は、地図情報システムにより制限予定区域を出力し、それをもとに制限区域境界付近の家畜の飼養状況等を確認するとともに、県防疫指導班と消毒ポイント候補地について協議を行う。

イ　現地防疫対策班は、作成した地図をもとに、制限予定区域の行政単位表記の選定を市町に依頼する。

ウ　アの結果を踏まえ、制限予定区域の設定及び消毒ポイント設置方針について動物衛生課と協議を行い、その結果を現地防疫対策班に連絡する。

エ　市町が設定した制限予定区域の行政単位表記について現地防疫対策班から報告を受け、病性決定後速やかに細則第14条に基づく公示を行うための準備を行う。

オ　現地対策本部で最終選考した消毒ポイントで法第28条の２に基づく消毒を行うことを決定し、動物衛生課に移動制限区域と合わせて報告するとともに、現地防疫対策班及び県移動規制班（道路維持課）にその旨を連絡する。

カ　全ての消毒ポイントの運営等について、県警察本部に協力要請を行う。

キ　高速道路ＩＣに設置が必要な場合は、高速道路管理者へ設置についての協議を行った上で、その後の事務手続きについて県移動規制班へ依頼する。

（６）動員者のリストアップ支援

発生農場における防疫措置に必要な人員については、事前に調整した県職員等（県庁知事部局、未発生地方局等）、発生市町・関係市町及び関係団体等から確保する。県職員等の動員について、県動員班（農産園芸課）へ要請する。

なお、次の各項目に該当する職員は防疫業務に従事できないことから、現地防疫従事者の対象外とする。

ア　呼吸器疾患、肝臓病、腎臓病、心臓病、糖尿病、血液疾患、神経・精神疾患等で通院加療中の者

イ　医師から重度肉体労働を禁止されている者

ウ　妊娠している可能性がある者

エ　当日体調不良の者

オ　ア～エにかかわらず、偶蹄類を飼養している者は、防疫業務に従事できない。

（７）県外動員者の受け入れ準備

発生飼養規模によっては、県外動員者の受け入れ時の国との連絡体制及び動員調整、連絡バスの手配等について検討を行う。

３　県対策本部各班の対応

（１）県総務班（農政課）

ア　緊急連絡及び会議室等の確保

イ　必要に応じて開催される県防疫対策連絡会議の準備（オンライン準備）

ウ　県防疫対策本部会議の準備（オンライン準備）

エ　県本部及び現地対策本部との連絡調整

オ　国機関との調整

本病確定後、農林水産副大臣等の政府関係者と知事との会談が行われる場合の

準備及び県に派遣される国職員の控室の確保

（２）県情報班（食ブランドマーケティング課）

ア　発生農場に派遣する記録係への業務説明

イ　県ホームページの開設準備

（３）県市町・団体支援班（農業経済課）

非発生市町及び県域農業団体等（全農、ＪＡ、農協、（公社）愛媛県畜産協会、県県獣医師会等）について、連絡先を確認するとともに、県防疫指導班及び県情報班から提供された報道情報等を電話、FAX、メール等により通知する。

（４）県動員班

ア　各幹事課の動員連絡担当者あて、動員予定者の待機を依頼する。

イ　現地動員者係（地域農業育成室）から動員要請を受理後、県防疫指導班に報告するとともに、県庁と未発生地方局から動員者を確保し、未発生地方局の農業振興課にその人数を連絡する。

確保した人数については、現地動員者係に報告し、作業の割振りを依頼する。

ウ　県防疫指導班、現地動員者係と協議の上、動員者毎の従事内容を割振り、動員名簿（様式13）に整理するとともに集合場所、集合時間を決定し、連絡簿により動員者に連絡する。

エ　防疫従事者を搬送するバスの手配

（一社）愛媛県バス協会にバスの手配を要請する。

（５）県焼埋却班（農地整備課）

死体等の処理方法に応じ、埋却又は焼却処分に係る技術的助言を行う。

（６）県移動規制班

高速道路インターチェンジにおける消毒ポイントの設置については、県防疫指導班から設置方針及び箇所数の報告を受け、設置場所について協議する。設置場所決定後、高速道路交通警察隊に対し、道路使用許可申請書及び道路占有許可申請（協議）書を作成・提出する。高速道路管理者（愛媛高速道路事務所（NEXCO 西日本）、本四高速しまなみ今治管理センター）に対し、道路使用許可申請済であることを伝え、消毒ポイントの設置を依頼する。

４　現地防疫対策班（発生地家保）における対応

（１）発生農場概要の整理

発生農場に立入している家畜防疫員から報告された異常家畜報告書（様式１）、現地調査票（様式２）、異常家畜飼養農場に関する疫学情報の報告（以下「疫学調査票」という。）（様式４）等により発生農場概要を取りまとめる。

（２）関係部署及び担当者への届出連絡

疑い事例発生について、県庁及び地方局内での連絡体制に基づき、県防疫指導班、県疫学究明班（病鑑）、現地総務グループ（農業振興課）、発生市町、関係市町へ必要事項を連絡する。

また、農場事前調査及び緊急消毒に関係する発生地方局農業土木職員、発生市町職員、県建設業協会関係支部及び発生地方局緊急消毒職員へ連絡して協力を要請する。

（３）現地防疫対策連絡会議開催の連絡調整

現地総務グループへ現地対策本部設置及び現地対策本部会議の開催要請をする。県対策本部へのオンライン参加の場合は、その準備も要請する。

（４）備蓄資材の搬出準備（備蓄資材保管家保を中心に行う）

備蓄資材保管家保は、資材搬出の準備を開始する旨、県防疫指導班へ連絡するとともに、発生農場の飼養規模に応じて備蓄資材発送割振リストを作成する。運搬用車両が当該家保に到着後、防疫作業に必要な資材の積込を行う。資材は、初動防疫措置の開始に必要な資材を選択、優先して搬送し、搬送に当たっては、当該家保が中心となり、現地資材運用グループ（森林林業課）等に支援を依頼する。

（５）集合施設及び現場指揮所の設置準備

発生市町に集合施設の確保を要請する。先遣隊の調査結果をもとに、発生市町と協議の上、現場指揮所の設置場所を決定する。

（６）通行制限又は遮断の決定

ア　現地防疫対策班は、通行制限又は遮断の必要性について県防疫指導班と協議を行い、必要性があると判断される場合は、先遣隊に現地確認を要請する。

イ　先遣隊から現地確認の結果、工事及び落石等の道路状況に問題がなく、通行制限に係る消毒スペース並びに遮断に係る旋回場所が確保され、使用可能との連絡を受けた家保所長は、管轄の警察署長に対し、その内容の届出及び運営への協力要請を行った上で、通行制限又は遮断の実施を決定する。

ウ　市町に対し、関係住民への説明を依頼するとともに、設置準備（現地資材運用グループによる資材搬送、現地農場消毒係員の動員等）を行う。

（７）制限予定区域及び消毒ポイント設置場所の協議

ア　現地防疫対策班は、制限区域境界付近の家畜の飼養状況等を確認のうえ、地図情報システムを用いて制限予定区域全域の地図を作成するとともに、消毒ポイント設置予定箇所を表示する。

イ　県防疫指導班と動物衛生課で決定した制限区域設定方針及び消毒ポイント設置方針に基づき、制限予定区域及び消毒ポイント設置箇所を確定し、地図を完成させ

る。県防疫指導班は、消毒ポイントの設置箇所及び制限区域の告示（案）を決定する。

ウ　市町に対し、作成した地図をもとに制限予定区域の行政単位表記の選定を依頼するとともに、現地移動規制班（管理課）及び市町に対し、消毒ポイント候補地の現地確認を要請する。

エ　市町から制限予定区域の行政単位表記の連絡を受けた現地防疫対策班は、県防疫指導班に報告する。

オ　現地防疫対策班は、現地移動規制班から消毒ポイント候補地の現地確認結果について、道路状況（工事、落石等）、施設の使用状況及び畜産関係車両の消毒スペースの確保状況等に問題がなく、使用可能である旨の報告を受け、施設管理者、現地移動規制班、市町、管轄警察署及び道路管理者等の関係者と協議の上、消毒ポイント設置箇所を最終決定し、県防疫指導班へ報告する。

（８）制限予定区域内農場及び関連施設リストの準備

制限予定区域内農場、と畜場、家畜市場等のリストを作成する。

（９）制限区域内農場の状況確認

移動制限区域内及び搬出制限区域内の農場に対し、異状の有無を電話等により確認する。

（10）情報の伝達

先遣隊が実施した事前調査結果を整理・集約し、現地総務グループを通じて各班・グループ担当課（室・所）へ伝達する。

（11）会議資料の作成・協力

県防疫指導班が作成する県防疫対策連絡会議、県対策本部会議の資料に必要な情報を提供する。住民説明会の資料を作成する。

５　発生農場での対応

（１）先遣隊による調査の実施

先遣隊は、畜舎構造に応じた殺処分作業の進め方、埋却地や農場外に搬出する場合等への動線、乗り入れ可能な重機等の選定、防疫作業班の編成、規模、地勢、気象等の条件に応じた基本動員計画の過不足、資材の準備など、防疫作業を効率的かつ安全に進めるために重要な事項に関して調査する。

また、バイオセキュリティを確保するためには、防疫服の着脱や長靴の履き替え、身体の消毒をどこで行うのか等を具体的に決め、汚染エリアと清浄エリアの境界を明確にする。

ア　先遣隊の構成員

病性鑑定を行うため発生農場に立入した家畜防疫員、新たに派遣される家畜防疫員、発生地方局農業土木職員、発生市町職員及び県建設業協会関係支部技術者を構成員とする。

イ　調査の方法及び場所

病性鑑定を行うために立入した家畜防疫員は、農場内の調査を行い、新たに派遣される先遣隊は、発生農場周辺の調査から始める。また、通行の制限又は遮断の必要性についても確認し、必要な場合は農場に繋がる公道等における設置場所を検討する。

（２）緊急消毒

家保職員及び発生地方局緊急消毒職員は、家保で緊急消毒用機材を積載し、発生農場に到着後、直ちに次の作業を実施する。

ア　農場出入口の封鎖に伴う立入禁止看板等の掲示と立入制限

イ　農場出入口における消毒槽あるいは動力噴霧消毒設備の設置と消毒

ウ　畜舎外部の噴霧消毒、農場の外縁部及び畜舎周辺へ消石灰散布、粘着シートの設置や殺鼠剤の散布等により、農場外への病原体拡散防止措置を行う。

エ　通行の制限又は遮断が必要な場合、設置場所において通行の自粛について協力を要請するものの、通勤・通学、医療・福祉等の通行等やむを得ず通行する場合は、靴底や車両等の十分な消毒を実施する。

６　発生地方局における対応

現地対策本部の各班、各グループ及び各係は、以下の防疫措置の準備を行う。

（１）現地総務班

ア　現地総務グループ

（ア）関係部署への連絡

本病が強く疑われる旨、現地防疫対策班から連絡を受けた現地総務グループは、県庁及び地方局内での連絡体制に基づき、関係部署へ連絡する。

（イ）現地防疫対策連絡会議の招集

必要に応じて、関係部長及び関係課室長を招集した現地防疫対策連絡会議を開催し、情報の共有化、初動防疫に必要な対応を協議する。オンラインでの県防疫対策連絡会議に参加する場合には、参加準備を行う。

（ウ）現地対策本部の設置と会議の開催準備

現地対策本部の設置及び現地対策本部会議の開催準備を行う。オンラインでの県対策本部会議に参加する場合には、参加準備を行う。

（エ）各班の準備状況の把握

各班の準備状況を把握し、必要な情報共有を円滑に行うため、各班との情報共有用回覧板を立ち上げ、運用を開始する。

イ　現地市町調整グループ（地域政策課）

防疫措置を連携して行うために必要な市町の連絡先等を決定するとともに、住民説明会の開催準備を行う。

ウ　現地防疫施設運営グループ（総務県民課）

集合施設の設置の準備を行う。

エ　現地動員者・資材確保グループ（地域農業育成室・産地戦略推進室）

（ア）現地動員者係は、各課室の動員責任者に対し動員者の確保と名簿の作成を依頼する。

（イ）各班からの防疫措置に必要な人数を取りまとめ、動員の準備にかかるとともに、県動員班に、防疫作業に係る動員を要請する。また、発生市町及び関係市町並びに畜産関係団体に対し、動員を依頼する。

（ウ）現地資材確保係（産地戦略推進室）は、備蓄資材保管家保から備蓄資材一覧表と発送割振リストを受け取るとともに、各班から報告のあった防疫措置に必要な資材を取りまとめ、備蓄資材では不足する資材をリストアップして県庶務班へ報告する。また、現地で購入可能な不足資材については、取扱い業者に在庫状況を確認するなど発注の準備を行う。

オ　現地人員搬送・食料確保グループ（商工観光課）

（ア）人員搬送経路の作成

事前に発生市町とバスの移動経路について打合せを行い、その地図を作成し、防疫従事者搬送バスの運転手へ配布する。配布にあたって、県動員班に地図を送付しバス会社に配布を依頼する。バスが既に出発している場合、集合場所、集合施設で運転手に直接配布することになる。

① 集合場所と集合施設間の経路

② 集合施設と現場指揮所間の経路

（イ）食料確保の準備

県防疫指導班と協議の上、集合施設及び現場指揮所等において防疫従事者へ配給する食料等の調達方法を決定する。県防疫指導班は、防災危機管理課に対し、県災害協定を準用し食料調達に係る支援を要請する。

県対策本部で調達可能な場合は、防災危機管理課が確保調整にあたり、当グループと連携しながら食料等の配送準備を行う。

県対策本部が調達できない場合は、当グループが現地で購入可能な店舗をリストアップし、発注準備を行う。なお、飲用水、軽食等の調達については売掛が可

能な店舗とする。

カ　現地資材運用グループ

現地総務グループから集合施設、現場指揮所及び消毒ポイントの場所の報告があり次第、備蓄資材保管家保等と連携し、備蓄資材を各地点に搬送するための準備を行う。

また、集合施設、現場指揮所に資材管理係を配置する。消毒ポイントについては、現地移動規制班が、消毒ポイント運営の中で資材管理を行うため、当該班の資材管理担当者と連携を図る。備蓄資材は、防疫計画に基づき、品名、規格及び数量等を確認後、集合施設、現場指揮所や各消毒ポイント等へ必要量を仕分け後に運搬し、各所の資材管理係に引き継ぐ。

（２）現地防疫対策班

ア　現地発生農場防疫グループ

（ア）現地防疫調整係は、先遣隊からの情報を基に農場での作業手順等を検討し、基本的な作業計画を県防疫指導班及び各係に伝達する。

（イ）各係は、作業計画に基づき、必要人数及び資材を検討し、現地動員者・資材確保グループに連絡する。

イ　現地地域防疫グループ

（ア）現地埋却地交渉係は、事前の調査内容や先遣隊からの情報を基に埋却候補地の適否を確認する。

注：重機や車両の進入経路は、全体の作業効率を考える上で非常に重要となることから、農場への道路の道幅や駐車、旋回するためのスペースを必ず確認する。

（イ）現地検診係は、発生状況確認検査等の検査について、関係市町等と連携し、必要資材や車両・案内人の確保等の準備を行う。

（ウ）現地地域疫学係は、発生農場から聴取した疫学情報を基に関連農場や関連業者等を整理・確認し、疫学関連農場のリストを作成する。

（３）現地焼埋却班（農村整備（第一）課）

死体等の処理方法について、現地防疫対策班の防疫措置方針を確認の上、埋却の場合は、県建設業協会支部と連携し、埋却予定地の掘削準備、大型防疫装置を使用し焼却が必要な場合は、焼却施設までの搬出準備を行う。

（４）現地移動規制班

現地防疫対策班から消毒ポイント候補地の確認要請を受け、必要に応じ、発生市町及び関係市町と現地確認を行い、設置の適否を現地防疫対策班へ報告する。

当該候補地が使用不適となった場合は、現地防疫対策班と協議の上、再度選定し

た候補地の現地確認を行う。

また、候補地では、防疫従事者の車両駐車可能台数についても確認する。

（５）現地健康対策班（保健所）

必要に応じ、防疫従事者の健康状態を確認し、心身の健康維持に努めるとともに埋却予定地周辺の水質検査の準備を行う。

7　発生市町の対応

家保から疑い事例の報告を受けた農場の所在する市町は、現地対策本部と連携しながら直ちに次の事項を行う。

（１）市町対策本部の設置と運営

県対策本部及び現地対策本部の設置に伴い、市町対策本部を設置し、県対策本部及び現地対策本部と連携を図り、円滑な防疫活動を行う。

（２）事前調査への職員派遣

発生農場の防疫作業を効率的に進めるために必要な情報収集を行う事前調査（先遣隊第２陣）に協力する職員を派遣する。

（３）通行の制限又は遮断に係る活動

発生農場に繋がる公道等において、通行の制限又は遮断を行う場合、当該地の現地確認と周辺住民に対して事前周知する。

（４）住民説明会の開催準備

現地市町調整グループと連携し、発生農場の周辺住民への説明会の開催準備を行う（会場手配、開催時期の連絡、出席者の選定・出席依頼等）。開催時には立会し、地域住民の意見等を聴取する。

（５）防疫作業における役割

ア　患畜又は疑似患畜の処分（焼却又は埋却）方法を選択するための助言

イ　埋却の場合に備えた埋却地の選定

選定埋却地に係る水源地、重要文化財等の有無を確認するための立会

ウ　埋却溝の掘削、埋却地における防疫フェンス設置の業者委託を行うための支援

エ　移動式レンダリング装置を使用する場合の設置場所

オ　焼却の場合に備えた焼却施設の選定と受入れ作業の支援

カ　県が制限区域を設定するにあたり、制限予定区域の行政単位表記の設定

キ　必要時、現地移動規制班と連携し消毒ポイントの現地確認及び設置場所の協議

ク　発生農場での防疫措置及び消毒ポイント等での作業に必要な人員配置の協力

発生農場や消毒ポイント等での作業に必要な人員や資材等を確保し、現地対策本部からの要請により人員の派遣、資材の搬送を行う。発生農場での防疫作業は、

患畜又は疑似患畜の殺処分、殺処分した死体や汚染物品（生乳、精液、受精卵等の生産物、家畜の排せつ物、敷料、飼料、その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品）の処理、豚舎等の清掃・消毒等多岐にわたることになるが、ウイルスの拡散を防止するため、可能な限り、迅速な防疫措置の協力に努める。

コ　自主消毒ポイントの設置の検討及び設置する場合の準備

サ　評価人の派遣

評価には市町職員が加わることが必要であるため、評価人として家畜防疫員とともに発生農場の患畜・疑似患畜及び汚染物品等の数量を確認し、手当金交付にかかる評価人としての事務を行う。

シ　集合施設の提供と設置準備（発生農場周辺の公民館・体育館など）

ス　現場指揮所設置場所の選定及び設置の協力

セ　市町の防疫従事者の健康調査等の協力

ソ　防疫作業により発生する一般廃棄物の処理

タ　その他、県から依頼を受けた防疫作業

チ　相談窓口の設置に係る協力

風評被害や無用の混乱を防ぐ対策を行う。

（６）広報活動

ホームページや広報誌等により住民に本病の発生や防疫措置に係る対応等を周知するとともに、愛玩畜等の所有者に対して防疫の協力及び異常家畜の届出について周知を行う。特に、移動制限区域内の小規模所有者について、制限区域の効力が実質的に発揮されるよう本病の周知及び防疫活動について関係団体及び区長等に協力を依頼するとともに消毒、観察の徹底等について連絡する。

（７）移動制限・搬出制限解除以降の対応

ア　発生農場等の監視活動への協力

イ　埋却場所の保全に努める。

ウ　家保と連携して経営再開に向けた対応の推進に努める。

８　その他の市町の対応

発生市町以外で、移動及び搬出制限区域となることが予想される関係市町については、家保から疑い事例発生の情報に基づき、直ちに以下の準備に着手する。

また、それ以外の市町については、家畜の所有者へ発生防止対策の周知に協力する。

（１）制限区域の設定への協力

制限区域の行政単位での表記設定に協力する。

（２）消毒ポイントの設定及び運営のための動員への協力

消毒ポイントの設置及び動員者の派遣を行う。

（３）その他、県から依頼を受けた防疫作業

９　関係団体の対応

関係団体は、国、県等が行うまん延防止対策に協力する。

（１）国及び県の取組に協力する。

（２）家畜の所有者が行う発生予防の取組に対する支援を行う。

（３）関係者への本病の発生の周知及び防疫活動に対する協力、まん延防止対策を実施する。

（４）県及び市町が実施する防疫措置への支援及び人員を確保する。

（５）その他、防疫作業へ協力する。

10　防疫従事者の動員

（１）県防疫指導班は、第２の１の（14）に基づき事前に策定した動員計画及び疫学調査、発生農場におけると殺等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する具体的な防疫計画を策定する。また、その計画について速やかに動物衛生課に報告する。

（２）県対策本部及び現地対策本部は、策定した防疫計画に基づき、市町、警察、獣医師会、生産者団体等の協力を得て、迅速な防疫措置の実施に必要な人員を速やかに確保する。

（３）（１）の動員計画において、市町や関係団体等の協力を得ても人員が不足する場合は、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員への派遣要請について、動物衛生課と協議する。

（４）防疫従事者

ア　県職員

防疫活動に必要な県職員の動員は、県対策本部長（知事）及び現地対策本部長（地方局長）の命により、県動員班及び現地動員者係が行う。事前に待機を依頼した動員予定職員の参集にあたっては、県動員班及び現地動員者係が、動員予定職員に集合時間及び集合場所を周知し、業務の適正配置を行う。

イ　家畜防疫員

（ア）県内家畜防疫員

県防疫指導班は、既存の家畜防疫員に不足を生じる場合は、必要に応じて以下の者を家畜防疫員に任命の上、動員する。

ａ　畜産の知識を有する県職員

b　民間獣医師

c　市町職員で獣医師の資格を持つ者

（イ）県外家畜防疫員

県防疫指導班は、県内の家畜防疫員では対応が困難と判断される状況になった場合には、動物衛生課に、必要人数、派遣要請期間及び作業内容等を連絡し、法第48条の２に基づく県外家畜防疫員の派遣調整を依頼する。派遣された県外家畜防疫員の業務は、殺処分、病性鑑定、疫学調査、清浄性確認検査等多岐にわたるため、業務の優先順位に従って配置する。

ウ　警察署

現地総務グループは、発生地を管轄する警察署に動員を依頼する。なお、警察署職員の現地派遣依頼は、県対策本部が県警察本部と業務について協議が完了後に行う。

エ　市町及び関係団体

現地動員者係は、発生市町、関係市町及び関係団体に防疫作業への協力及び動員を依頼し、集合時間及び集合場所を周知する。

オ　国からの緊急支援チーム

発生後直ちに農林水産省等の職員（と殺、埋却等の防疫措置に習熟し、県の具体的な防疫措置をサポートする）が派遣されることから、県防疫指導班は現地防疫対策班への配置を行う。

第５　集合施設及び現場指揮所における防疫準備対応

１　集合施設の設置と運営

集合施設は、防疫従事者が発生農場に入るための事前準備、必要資材の配布及び保管を行うための施設である。このため、本施設は、発生農場等に比較的近く、かつ、駐車場が広く、多数の人員が収容できる場所（体育館、公民館等）に設置する。

（１）設置及び運営

現地防疫施設運営グループは、現地対策本部長の指示により集合施設を設置するとともに、下記の班、グループ（係）と連携して運営する。当該施設は、発生農場における防疫作業を実施している期間設置する。

ア　現地人員搬送・食料確保グループ

イ　現地資材運用グループ

ウ　県情報班

（２）集合施設運営責任者の配置

集合施設運営責任者１名を選任し配置する。なお、明確に識別できるようにベス

トを着用する。

集合施設運営責任者は、集合施設の運営を統括するとともに、（１）のアからエのグループ（係）及び現場指揮所との連絡調整を行う。集合施設の運営状況等については、現地防疫施設運営グループ長を通じ現地総務グループへ定期的に報告する。

２　現場指揮所の設置と運営

家畜の殺処分や畜舎消毒などの防疫措置を円滑に推進し、作業後の防疫従事者によるウイルス拡散防止を図るため発生農場の隣接地にコンテナハウスやテントを使った現場指揮所を設置する。

現場指揮所は、防疫作業の進捗状況の管理、現地対策本部や県防疫指導班との情報伝達などを担うものとする。

（１）現場指揮所の役割

ア　殺処分、汚染物品処理、焼埋却処分等に係る現場責任者との連携の他、現場作業の指示、県対策本部並びに現地対策本部への現地での進捗状況を報告する機能を有する。

イ　防疫措置を行うための現地発生農場防疫グループや現地焼埋却班等の詰め所

ウ　発生農場で使用する防疫資材の仕分及び保管場所

エ　防疫従事者の防疫服の着脱、待機及び休憩所

オ　発生農場から退場する防疫従事者の消毒場所

（２）設置及び運営

現地防疫調整係長（原則、防疫課長）は、現場指揮所を設置するとともに、現地資材運用グループと連携して運営する。当該施設は、発生農場における防疫作業を実施している期間設置する。

（３）現場指揮所運営責任者の配置

現地防疫調整係長は、現場指揮所運営責任者（工程管理責任者も兼務）として配置する。なお、明確に識別できるようにベストを着用する。現場指揮所運営責任者は、原則、現場指揮所を拠点に、現場指揮所の運営を統括するとともに、現地焼埋却班、現地防疫調整係及び現地資材運用グループと集合施設との連絡調整を行う。

現場指揮所の運営状況等については、現地防疫対策班長を通じ現地総務グループへ定期的に報告する。

第６　病性等の判定

１　病性等の判定

病性の判定並びに患畜及び疑似患畜の判定は国が行い、当該判定の結果については、

判定後直ちに、動物衛生課から畜産課に通知される。

（１）病変部位の写真、疫学情報及び動物衛生研究部門が行う抗原検査及び血清抗体検査の結果又は経過観察の結果に基づき、牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。ただし、移動制限区域内で飼養されている家畜又は疫学関連家畜について、病変部位の写真から本病に特有の臨床症状を明確に確認できる場合又は抗原検出キットにより陽性と判定された場合には、小委の委員等の専門家の意見も踏まえ、遺伝子検査の結果を待たずに、臨床症状及び疫学情報により、総合的に判定する。

（２）（１）の病性判定時に陽性と判定されなかったものの、動物衛生研究部門が行う抗原検査又は血清抗体検査により陽性の結果が出た場合には、小委の委員等の専門家の意見も踏まえ、改めて判定する。

２　患畜及び疑似患畜

（１）患畜

ア　ウイルス分離検査により、本病ウイルスが分離された家畜

イ　本病に特有の臨床症状が明確であり、遺伝子検査により本病ウイルスに特異的な遺伝子が検出された家畜

ウ　本病に特有の臨床症状が明確であり、血清抗体検査により本病ウイルスに対する抗体が検出された家畜

（２）疑似患畜

ア　患畜が確認された農場で飼養されている家畜（と畜場、家畜市場等で患畜が確認された場合は、当該確認時に当該と畜場、家畜市場等で当該患畜と同居している家畜及び当該患畜の出荷農場において飼養されている家畜）

イ　移動制限区域内の農場又は第13の１の（２）の疫学関連家畜を飼養する農場において、本病に特有の臨床症状が明確である家畜及び抗原検出キットにより陽性と判定された家畜並びにこれらの家畜が確認された農場で飼養されている家畜

ウ　患畜又は疑似患畜（イに掲げる家畜に限る。）と判定した日（発症した日が推定できる場合にあっては、その日。以下「病性等判定日」という。）から遡って７日目の日以降に、当該患畜又は疑似患畜（イに掲げる家畜に限る。）が確認された農場（以下「発生農場」という。）で家畜の飼養管理に直接携わっていた者が、当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている家畜

エ　第13の１の（１）の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って７日目の日以降に患畜又は疑似患畜（イに掲げる家畜に限る。）と接触したことが明らかとな

った家畜

オ　第13の１の（１）の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って７日目の日以降に患畜又は疑似患畜（イに掲げる家畜に限る。）から採取された精液又は受精卵を用いて人工授精又は受精卵移植を行った家畜

カ　疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って７日目の日より前に患畜又は疑似患畜（イに掲げる家畜に限る。）と接触したことが明らかとなった家畜であって、当該患畜又は疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した家畜

（３）（２）のウ～カに係る病性判定日を起算日とする日数の数え方は、病性等判定日当日を不算入とする。）

病性の判定以降の措置

第７　病性等判定時の措置

１　家畜所有者及び周辺農場等への説明

（１）県防疫指導班は、家畜が患畜又は疑似患畜と判定する旨の連絡を動物衛生課から受けた場合には、速やかに現地防疫対策班長に対し、当該家畜の所有者にその旨を説明するとともに本病の概要、法に基づく所有者の義務、県の防疫方針を説明するよう指示する。また、当該家畜に起因する口蹄疫のまん延を防止することについては、当該家畜の所有者が殺処分、死体の処理、汚染物品の処理、畜舎の消毒等の防疫措置を実施する第一義的責任を有していることを説明する。

（２）（１）の場合、現地防疫対策班は、当該農場から半径 10 キロメートル以内の農場及びその他県防疫指導班が必要と認める者に対して、患畜又は疑似患畜が確認された農場の詳細な所在地についても情報提供する。

（３）（２）により発生農場の情報を提供する際又は事前に情報提供の方針を説明する際には、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供が本病のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をウェブサイト等に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。

（４）家畜が患畜及び疑似患畜でないと判定された場合には、その旨を現地防疫対策班から当該家畜の所有者に連絡するとともに、県庁及び地方局内での連絡体制により関係者等に連絡する。また、届出に係る異常の原因についての調査を行い、その結果について所有者に説明するとともに、県防疫指導班から動物衛生課に報告する。

２　対策本部の設置

（１）県対策本部

県防疫指導班は、国から家畜が患畜又は疑似患畜であるとの連絡を受けた場合に、県対策本部を設置する。ただし、円滑・的確な防疫対応を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に設置する。

県防疫指導班から県対策本部を設置の連絡を受けた県総務班は、速やかに県対策本部会議を開催する。

（２）現地対策本部

現地総務グループは、県対策本部会議の開催と同時に、現地対策本部会議を開催する。なお、現地対策本部会議には、必要と認める場合、発生市町、関係市町及び関係団体等の防疫措置に関わる全ての機関に参加を要請する。なお、現地対策本部会議は県対策本部会議にオンラインでの参加に代えることができる。

３　発生農場の防疫作業内容の決定

現地防疫対策班は、先遣隊の情報及び発生市町との協議内容等を踏まえ、県防疫指導班等と十分協議し、発生農場における作業手順、家畜の死体や汚染物品等の処理方法（焼却、埋却、化製処理、発酵による消毒、封じ込め等）、防疫従事者の必要人数及び受入体制等を決定する。なお、防疫体制の準備が整い次第、現地総務班へ報告する。

４　関係団体への情報提供

県市町・団体支援班は、県対策本部設置後、速やかに、県内各市町、ＪＡ等関係団体に情報を連絡する。また、県防疫指導班は近隣各県等に情報を連絡する。

また、県防疫指導班から連絡を受けた家保は、市町や関係団体等の協力を得て、家畜の所有者及び飼養衛生管理者へ本病発生に係る情報を確実に伝えるとともに、飼養者における防疫対策の強化や異常家畜の早期発見、早期届出を行うよう徹底する。

５　報道機関への公表等

（１）患畜又は疑似患畜であると判定されたときには、県防疫指導班は動物衛生課と内容や公表の時間を調整し、原則として国と県が同時に報道機関に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課と協議の上、病性の判定前に公表を行う。

（２）病性判定時の公表については、県防疫指導班が公表内容（発生の概要及び今後の対応等）を作成し、県情報班が報道機関へ公表するとともに、速やかにホームページに掲載する。

【公表の際の留意事項】

ア　公表に当たっては、人及び車両を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。また、発生農場に関する情報を公表する場合には、当該農場の市町名までに止め、当該農場の名称等の公表は、差し控える。

イ　公表に当たっては、本病は人に感染せず、また感染家畜の乳・肉が市場に出回ることなく、仮に摂取しても人体に影響がないこと等について正確な情報提供を行う。

ウ　報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。

（ア）プライバシーの保護に十分に配慮すること。

（イ）発生農場には近づかないなど、まん延防止及び防疫措置の支障にならないようにすること。なお、県情報班が撮影した写真等については、報道機関等からの要請により随時提供する。

（３）公表と同時に、関係部局、県警察本部、市町及び関係団体等に通知（電子メール、FAX 等）するとともに、防疫活動への協力要請を行う。

（４）防疫措置の進捗状況についても、県防疫指導班と動物衛生課で協議の上、必要に応じ、県情報班から報道機関に資料を提供するほか、定期的に広報用資料を作成し、関係者への提供及びホームページ掲載を行う。

６　公示、報告又は届出

（１）発生の公示

県防疫指導班は、法第 13 条第 4 項により本病の発生を公示するとともに、当該家畜又は死体の所在地を管轄する市町及び隣接市町、関係都道府県知事に通報し、かつ農林水産大臣に報告する。

（２）制限区域の公示

県防疫指導班は、病性判定後速やかに、細則第 15 条に基づく公示を行い、規則第 41 条に基づき、その内容について農林水産大臣に報告するとともに関係都道府県知事に通報する。

（３）家畜集合施設の開催等の制限の公示

県防疫指導班は、動物衛生課と協議の上、法第 33 条、同 34 条の規定により移動制限区域内のと畜場（食肉加工場を除く）、家畜市場並びに家畜共進会等の家畜を集合させる催物の開催及び家畜の放牧を停止させ、また、搬出制限区域内における家畜市場並びに家畜共進会等の家畜を集合させる催物の開催を停止する。

なお、この処分は、当該処分の期間、対象、地域、その他処分について必要な事項をその都度公示するとともに、規則第 41 条に基づき、その内容について農林水産大

臣に報告するとともに関係都道府県知事に通報する。

7　消毒ポイント設置場所の周知

本病発生確定後、県防疫指導班は、関係機関にメール等により設置場所と設置時間並びに消毒確認の証明書の発行等について連絡を行うと共に、県情報班は、ホームページへ掲載し、広く住民に周知する。

8　相談窓口の開設

県防疫指導班において家畜衛生に関する相談窓口を開設する。また、人の健康及び食の安全等に関することについては現地健康対策班が相談窓口を開設し、それぞれ連携を取りつつ県民の不安解消や正しい情報の提供に努める。

9　消毒命令の検討

本病の感染拡大が懸念される場合や発生農場周囲 1 km 以内の区域に位置する農場等は、法第 9 条又は法第 30 条（動物衛生課と協議の上）の規定に基づく消毒命令を検討する。

第８　発生農場等における防疫措置

１　発生農場（現場指揮所）での連絡・作業体制

（１）連絡体制（図３）

現地防疫調整係長は、畜舎・月齢別の殺処分予定頭数、殺処分の方法、死体処理方法、消毒面積その他必要な事項について、あらかじめ県対策本部に確認し、その指示を受けるものとする。

防疫作業中の進捗状況や事故等の問題が発生した場合には、防疫作業責任者が現地防疫調整係長に連絡し、現地防疫調整係長が現地防疫対策班長に報告する。現地防疫対策班長は、現地総務グループに報告する。

また、次のア～ウの担当者は、交代時に、防疫作業に支障をきたさないよう時間差を設けて交代する等、適切な引き継ぎを行う。

ア　現地防疫調整係長（総括責任者）

発生農場における防疫作業の現場責任者として、現場指揮所に現地防疫調整係長（家保獣医師）を配置し、各係全体の統括、進行管理（工程管理責任者）、現場指揮所の運営を行う。

防疫計画や作業方法については、現地防疫調整係長と防疫作業責任者が、進捗状況を踏まえて協議、決定し、各係長に指示する。

イ　防疫作業責任者

防疫作業責任者（家保獣医師）が農場内の各係の作業状況を確認し、各係からの報告事項等について現地防疫調整係長に連絡するとともに、各係の連携等の調整を行う。

ウ　各係長（殺処分・汚染物品処理係、農場消毒係、評価係）

防疫作業に従事する各係には係長（防疫作業責任者の補佐を努める（家保獣医師））、係内の各チームにはリーダー（防疫作業の知識や経験を有する獣医師、畜産職、農業職等）を置く。

係長は、チームへ作業の進め方について指示を行うとともに作業の進捗状況、問い合わせ事項等は、防疫作業責任者に報告、連絡、相談し、指示を受ける。

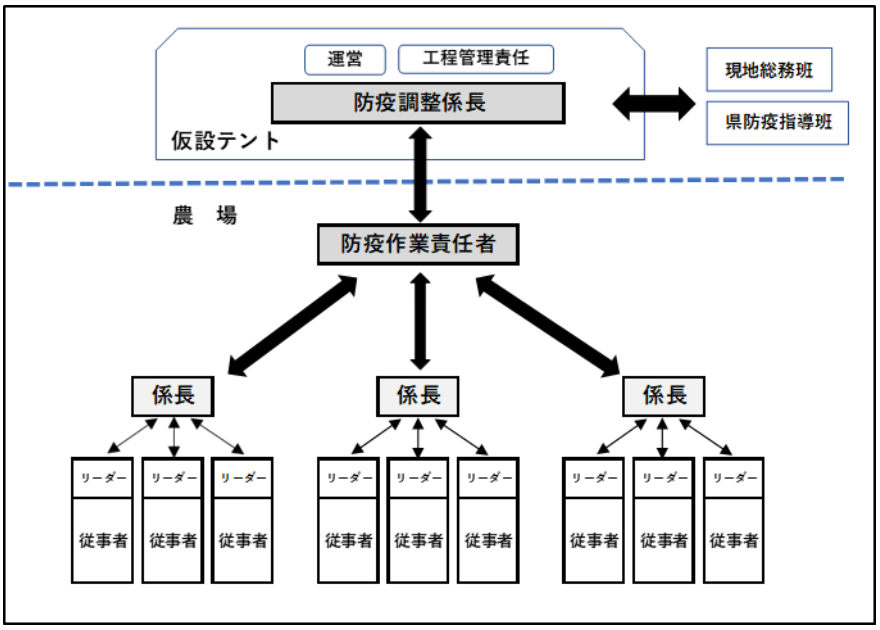


図３　発生農場における連絡体制イメージ図

（２）防疫作業体制（図４）

ア　防疫作業

本病発生時の防疫作業は、大きくは殺処分作業、焼埋却作業（死体の処理、汚染物品の処理）、消毒作業の３つに分けることができる。

イ　防疫作業時間

作業は原則24時間体制で行うが、作業進捗状況に応じ、作業時間は日中作業に移行する。１クール８時間とするが、作業従事前後に行う集合施設での事前準備時間約２時間、作業休憩時間約2時間を含む。

ウ　殺処分等の目安時間

殺処分は、発生農場における病原体拡散防止措置が完了してから目安として24

時間以内に完了する。また、殺処分された死体の処理については、72時間以内に行うものとする。発生農場等に由来する物品（精液、受精卵等の生産物、家畜の排泄物等、敷料、飼料、その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品）は、汚染物品として、原則、焼埋却を行う。殺処分豚や汚染物品が所在した畜舎等は、清掃後、消毒を行う。

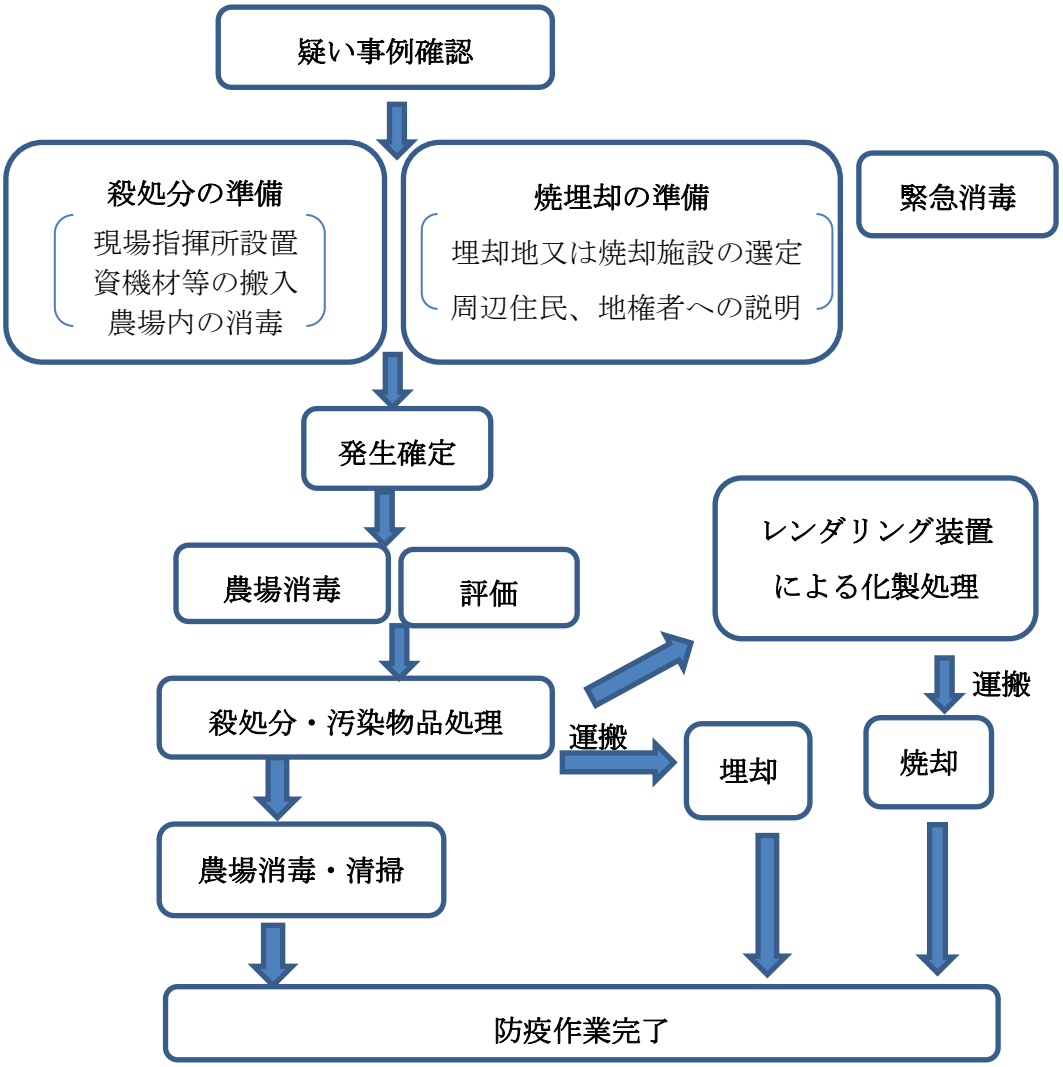


図４　防疫作業体制イメージ図

２　発生農場で防疫作業に係る責任者の配置（明確に識別できるようベスト等を着用）

（１）現地防疫調整係長の役割

現場指揮所に常駐し、作業開始前に、家畜所有者、現地焼埋却班、県建設業協会現場責任者、集合施設運営責任者、現地総務班、その他連絡調整において必要となる者との連絡方法（携帯電話番号等）を確認し、農場内では無線機による連絡、情報共有を図る。

ア　現地対策本部等との進捗状況報告、連絡調整等の工程管理責任者としての役割

評価、殺処分、焼埋却、清掃消毒等について検討した実施案、作業進捗状況、作業遂行に係る課題等を現地防疫対策班長及び現地総務グループ長、県防疫指導班長に報告し、原則として現地防疫対策班長の指示を受けて発生地の防疫措置を行う。

ホワイトボード等に作業進捗状況等の情報を記入し、防疫資機材の補給、動員過不足に遅滞なく対応する。

イ　防疫作業責任者との連絡調整及び指揮

防疫作業責任者からの作業進捗状況等について随時把握し、適宜、協議を行いながら、必要な指示を与える。

ウ　現場指揮所の運営

現場指揮所の運営を統括し、現場指揮所で従事する防疫従事者を取りまとめ、必要な指示を与える。また、現場指揮所の動線を確保し、清浄エリア、汚染エリアを区分し、外への拡散防止対策を図る。

（２）防疫作業責任者の役割

防疫作業責任者は、農場内に常駐し、各係長を統括する。常時、各係長を通じて現場状況の把握に努めるとともに、防疫作業に係る課題、防疫資機材の補給、人員不足、防疫従事者のけが、急病等の状況を随時聴取後、必要に応じて現地防疫調整係へ連絡、協議し、現地防疫調整係長からの指示内容を各係長へ伝達する。

各係長と、防疫従事者のチーム編成を含めて作業実施案を協議し、現地対策本部からの決定内容を共有する。また、防疫従事者到着時の協力依頼及び全体の進捗状況説明、現地焼埋却班並びに県建設業協会現場責任者へ焼埋却その他に係る協力依頼、防疫従事者の作業時間の把握と休憩時間の確保など、全体の作業が円滑に遂行されるよう打ち合わせを行う。

（３）係長の役割

防疫作業責任者と情報の共有を図り、必要な指示を受ける。また、防疫作業責任者にチームの防疫作業に係る課題、資材補給、適切な人員割振り、作業時間の管理や休憩時間の確保等を報告し、チーム員には必要な作業内容を指示する。チーム員からの相談や報告事項に対応する。なお、現地殺処分・汚染物品処理係長は、自ら作業を行わず指示に徹し、各チームの作業状況を十分監督する。班員への指示は、的確に伝わるよう拡声器等を活用する。

３　発生農場の消毒（現地農場消毒係）

（１）基本方針

現地農場消毒係は、患畜決定から防疫措置完了まで、発生農場におけるウイルスの散逸の防止及びウイルスの不活化を目的として以下の業務を行う。

（２）業務内容及び作業要領

ア　殺処分前にウイルス量の軽減を図るために、畜舎内の消毒を行う。

イ　畜舎、飼料倉庫及び堆肥舎等関連施設の外壁・屋根を動力噴霧器により、消毒液で洗浄・消毒を行う。

ウ　農場内道路・敷地全面は消石灰を散布して消毒を行う。

エ　農場出入口や農場内で、出入する車両・人を動力噴霧器により消毒を行う。

オ　現地殺処分・汚染物品処理係が殺処分完了後に畜舎内を清掃した後、畜舎内の天井、壁面、床面の順に動力噴霧器を用いて消毒を行う。

カ　現地殺処分・汚染物品処理係が汚染物品を搬出した後の飼料倉庫及び堆肥舎等関連施設もエに準じて消毒を行う。

キ　農場の下水及び排水溝の消毒を行う。

ク　焼埋却しない器具類の消毒を行う。

ケ　殺処分の実施前後に、ねずみ、はえ等の捕獲又は駆除のため、粘着シートの設置や殺鼠剤及び殺虫剤等の散布等を実施する。

コ　防疫作業に使用した資機材や重機等の洗浄消毒を行う。

4　家畜の評価（現地評価係）

現地評価係は、本病により殺処分される家畜及び汚染物品等に対する手当金を交付するため、法に基づいて選定された評価人とともに、適切に評価を行う。なお、効率的な評価を実施するため、先遣隊の情報に基づき評価準備を行う。また、手当金申請を迅速に行うため、農場での防疫措置完了後、速やかに手当金算出作業に専念する。

（１）評価物の確認

ア　家畜

現地評価係は、殺処分前に、殺処分の対象となる家畜の日齢、導入日等について確認し、現地殺処分・汚染物品処理係は、代表的な個体を写真撮影により記録する。なお、殺処分を行った頭数については、最終的に現地殺処分・汚染物品処理係が作成する評価記録野帳により確認する。

イ　汚染物品

埋却、焼却の対象となる汚染物品について、現地評価係がその内容や数量を確認し、家畜と同様に現地殺処分・汚染物品処理係が写真撮影により記録する。本病の防疫指針に示されている汚染物品は、以下のとおりであるが、例外もあるため注意が必要となる。

（ア）生乳、精液、受精卵等の生産物（ただし、精液及び受精卵にあっては、病性等判定日から遡って 21 日目の日より前に採取され、区分管理（汚染した又はそのおそれのあるものとの交差がない管理をいう。以下同じ。）されていたものを除く。）

（イ）家畜の排せつ物等（胎盤を含む。以下同じ。）

（ウ）敷料

（エ）飼料

（オ）その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品

（２）評価人の選定

現地防疫対策班長は、評価人として、①家畜防疫員、②家畜防疫員以外の地方公務員で畜産の事務に従事するもの、③地方公務員以外の者で畜産業の経験のあるもののうちから、それぞれ１名以上選定する。

（３）評価の方法

ア　家畜の評価額は、患畜又は疑似患畜であることが確認される前の状態についてのものとし、当該家畜が患畜又は疑似患畜であることは考慮しない。

イ　評価額の算出は、原則として、当該家畜の導入価格に、導入日から患畜又は疑似患畜であることが確認された日までの期間の生産費（統計データを用いて算出する。）を加算して行い、これに当該家畜の泌乳量、体型、経産の有無、繁殖供用残存期間等を考慮して必要な加算又は減算を行う。

ウ　現地殺処分・汚染物品処理係は、と殺に先立ち、家畜の評価額の算定の参考とするため、と殺の対象となる個体（多頭群飼育されている場合にあっては、群ごとの代表的な個体）ごとに、当該家畜の体型、骨格が分かるように写真を撮影する。

エ　手当金申請添付資料として、現地殺処分・汚染物品処理係は各汚染物品の内容や数量が分かるように写真を撮影する。

（４）評価から手当金申請までの手順

ア　発生農場で収集した家畜の頭数や汚染物品の種類・数量のデータ及びその証拠書類を整理するとともに、現地殺処分・汚染物品処理係が作成した評価記録野帳を回収する。飼養者に種類や数量などについて確認し、これらをもとに評価書を作成する。

イ　評価人は、評価書の内容を確認のうえ、押印する。

ウ　手当金等の交付を受けようとする者は、現地評価係の支援を受けて手当金等交付申請書を作成する。現地評価係は、評価書及び算定根拠を記載した資料、手当金交付申請書を現地総務グループを通して県防疫指導班に提出する。ただし、申請者が代理人である場合は、手当金等交付金の交付の申請及び受領に関する権限の委

任を受けたことを証明する委任状を申請書に添付させる。

エ　県防疫指導班は、評価意見具申書を作成し、評価書、算定根拠を記載した資料、手当金交付申請書を動物衛生課に提出する。

5　殺処分（法第 16 条）（現地殺処分・汚染物品処理係他）

（1）殺処分とは、法第 16 条による家畜伝染病のまん延防止のためのと殺をいう。

（2）家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所有者に対し、と殺指示書（様式６）を交付する。当該家畜の所有者による迅速かつ適切なと殺の実施が困難であると認められる場合においては、法第 16 条第３項に基づき、家畜防疫員がと殺を実施する。この際には、本病の概要、関係法令の内容、所有者の義務及び防疫方針を説明するとともに、法第 52 条の３の規定により審査請求をすることができないことについて、遺漏なく説明する。

（3）第６の２により患畜又は疑似患畜であると判定された後、原則として、速やかに、発生農場及び発生農場の周囲１km 以内の区域に位置する農場（第 13 の２の（１）の検査の対象農場に限る。）の外縁部及び畜舎周囲への消石灰の散布、粘着シートの設置や殺鼠剤及び殺虫剤等の散布等により、農場外への病原体拡散防止措置を行う。なお、これらの措置は、必要に応じて患畜又は疑似患畜の判定前に実施する。（現地農場消毒係）

（4）患畜又は疑似患畜は、当該農場で、原則として第６の２により患畜又は疑似患畜であると判定された後、（３）の発生農場における措置が完了してから目安として 24 時間以内に殺処分を完了する。

（5）臨床症状が確認されている家畜のと殺を優先して行う。また、複数の畜種について、と殺を行う必要がある場合には、豚を優先する。

（6）畜舎外で殺処分する場合には、次の措置を講ずる。

ア　外部から見えないよう、ブルーシート等で周囲を覆う。

イ　家畜が逃亡しないよう、簡易な柵の設置又は十分な保定を行う。

（7）と殺は、防疫措置従事者の安全を確保することに留意し、薬殺、電殺等の方法により迅速に行う。特に、豚のと殺については、電殺や二酸化炭素によるガス殺等の方法により迅速に行う。

また、鎮静剤又は麻酔剤を使用するなど、可能な限り動物福祉の観点からの配慮を行うとともに、家畜の所有者、防疫措置従事者等の心情にも十分に配慮する。

（8）畜舎内の家畜頭数のカウントは、殺処分家畜を先に行い、その後、死亡家畜とする。

（9）第２の１の（17）に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画

に沿って、と殺を行う。

6　死体の処理（法第 21 条）（現地焼埋却班他）

家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の死体の所有者に対し、当該死体の焼却又は埋却を指示する。当該死体の所有者による迅速かつ適切な死体の処理の実施が困難であると認められる場合においては、法第 21 条第 4 項に基づき、家畜防疫員が死体の処理を実施する。

（1）患畜又は疑似患畜の死体については、原則として、患畜又は疑似患畜であると判定された後、5 の（3）の発生農場における措置が完了してから 72 時間以内に、発生農場等又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家畜が接近しない場所に限る。）において埋却する。

（2）農場内又は農場周辺に埋却地を確保できず、やむを得ず、埋却のため死体を農場から移動させる必要がある場合には、県防疫指導班は、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

ア　当該死体を十分に消毒する。（現地農場消毒係）

イ　原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらがない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。（現地殺処分・汚染物品処理係）（現地焼埋却班）

ウ　積込み後に車両表面を消毒する（現地農場消毒係）。

エ　原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。（現地防疫調整係）

オ　移動中は、消毒ポイントで運搬車両を十分に消毒する。（現地移動規制班）

カ　移動時には、法第32条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。（現地焼埋却班）

キ　死体を処理する場所まで家畜防疫員等が同行する。（現地焼埋却班）

ク　搬入後は、搬入場所、施設で車両及び資材を直ちに消毒する。（現地焼埋却班）

ケ　移動経過を記録し、保管する。（現地焼埋却班）

（3）埋却による処理が困難な場合には、県防疫指導班は動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理（国が所有するレンダリング装置による措置）を行う（化製処理を行った患畜又は疑似患畜の死体は、最終的に必ず焼却又は埋却する。）。

焼却又は化製処理を行うための死体の移動に当たっては（2）の措置を講ずるとともに、化製処理後の産物の移動に当たっては当該産物の状態に応じて、（2）に準じた措置を講ずる。なお、化製処理を行った上での埋却は、原則として、（1）の場所に行う。

（４）移動式レンダリング装置の利用

適当な埋却地が確保できない場合に備えて、動物検疫所に移動式レンダリング装置が備蓄されていることから、次のとおり装置の利用について準備を行う。

ア　設置前

装置を設置するためのスペースの確保や搬入するための道路幅の確認が必要となる。事前に設置場所の選定、関係部局との調整について準備する。

イ　貸出の手続き・事前準備

県防疫指導班と動物衛生課で協議の上、設置場所の確保、レンダリング処理後の産物処理方法などを調整する。また別に定められた貸出要領に基づく手続きを行う。

ウ　保管場所

動物検疫所　横浜本所

北海道・東北支所　胆振分室

中部空港支所名古屋出張所　野跡検疫場

門司支所　新門司検疫場

（５）焼却又は化製処理を行う場合は、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。

ア　運搬車両から死体投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。

イ　死体置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

ウ　死体の焼却又は化製処理工程への投入完了後直ちに、焼却施設等の出入口から死体投入場所までの経路を消毒する。

エ　焼却又は化製処理が完了し、設備、資材及びウの経路の消毒が終了するまで、家畜防疫員等が立ち会う。

【留意事項】24 時間以内の殺処分の完了と 72 時間以内の焼埋却について

早期封じ込めのためには、患畜又は疑似患畜の迅速な殺処分とその死体の処理が重要であることから、24 時間及び 72 時間以内という一定の目安を示しており、当該目安については、防疫作業に特段の支障が生じない環境下の農場において、肥育牛飼養農場で 150～300 頭程度、肥育豚飼養農場で 1,000～2,000 頭程度の飼養規模を想定している。

様々な農場の飼養規模、畜舎の構造、気象条件等の状況により要する時間は異なることを踏まえ、的確なまん延防止措置、防疫従事者の安全と健康状態等を十分に確保しつつ、現実に即した防疫措置の遂行に努めることが重要である。

7　汚染物品の処理（法第 23 条）（現地殺処分・汚染物品処理係他）

家畜防疫員は、本病ウイルスにより汚染し、又は汚染したおそれがある物品の所有者に対し、当該物品の焼却、埋却又は消毒を指示する。当該所有者による迅速かつ適切な汚染物品の処理が困難であると認められる場合においては、法第 23 条第 3 項に基づき、家畜防疫員が汚染物品の処理を実施する。

（1）発生農場等に由来する次の物品は、汚染物品として、原則として、発生農場等又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家畜が接近しない場所に限る。）において埋却する。埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却、化製処理又は消毒を行う。また、汚染物品は、埋却等による処理を行うまでの間、野生の偶蹄類動物（以下「野生動物」という。）等が接触しないよう隔離及び保管する。

処分する汚染物品は、評価記録野帳に記録し、現地評価係に提出する。

ア　生乳、精液、受精卵等の生産物（ただし、精液及び受精卵にあっては、病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

イ　家畜の排せつ物等

ウ　敷料

エ　飼料

オ　その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品

（2）やむを得ず汚染物品を発生農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。化製処理後の産物の移動についても、当該産物の状態に応じて、次の措置に準じた措置を講ずる。

ア　原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。密閉容器はフレコンバッグ（防水処置を要する）に投入して搬送する。これらがない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。（現地殺処分・汚染物品処理係）

イ　積込み前後に車両表面全体を消毒する。（現地農場消毒係）

ウ　原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。（現地防疫調整係）

エ　移動中は、消毒ポイントで運搬車両を十分に消毒する。（現地移動規制班）

オ　移動時には、法第32条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。（現地焼埋却班）

カ　運搬後は、搬入場所・施設で車両及び資材を直ちに消毒する。（現地農場消毒係）

キ　移動経過を記録し、保管する。（現地焼埋却班）

（3）焼却、化製処理又は消毒を行う場合は、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行っ

た上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。

ア　焼却施設等の出入口で運搬車両の消毒を行う。

イ　運搬車両から汚染物品投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。（現地焼埋却班）

ウ　汚染物品置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。（現地焼埋却班）

エ　汚染物品の焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から汚染物品投入場所までの経路を消毒する。（現地焼埋却班）

オ　焼却又は化製処理が完了し、設備、資材及びウの経路の消毒が終了するまで、家畜防疫員等が立ち会う。（現地焼埋却班）

（４）汚染物品は次の措置を講じる。

ア　生乳、精液等の生産物は酸性（pH５以下）又はアルカリ性（pH９以上）にした後に搬出する。

イ　家畜の排せつ物等は、消毒後に搬出・埋却することを原則とするが、困難な場合には、散逸防止措置を講じた上で、発酵によって消毒した後に堆肥化、あるいは焼却する。

ウ　敷料、飼料等は、消毒後に搬出する。タンクに保管された飼料は、フレコンバッグ等に詰め替えてから埋却場所へ運搬する。飼料・敷料等は埋却を原則とするが、困難な場合は散逸防止措置を講じた上で焼却、あるいは発酵によって消毒してから堆肥化する。

エ　家畜管理用器具類は、金属製用具等の消毒が容易なものを除き埋却する。

オ　使用後の機器は、効果のある消毒薬を用いて十分に消毒する。なお、直接消毒薬を噴霧できない機器については、消毒薬を含ませたタオル等で表面を拭き取った上で、ビニール袋などに包んで十分に消毒してから搬出する。

カ　消毒後のゴミ（使用した防疫服を含む農場内で発生したゴミ全般）の搬送は、可能であれば、散逸を防ぐためにゴミ収集車（パッカー車、ウイング車など積載物を密閉できる車両）で行うのが望ましいが、トラック等で搬送する場合には、ビニールシートで覆う等の散逸防止措置を講じる。

キ　医療廃棄物は分別し、二重のビニール袋で覆い外装を消毒してから適切に処分する。

ク　畜舎内の清掃は、上部から下部へ、農場の奥から出口に向かって行う。ブラシ、スコップ等を用い、消毒効果を低減させる糞や塵埃等は隅々まで除去する。畜舎周囲や飼料倉庫、堆肥舎等関連施設についても同様に清掃を行う。

（５）汚染物品の処理について

以下の措置が完了した時点で、県防疫指導班は、動物衛生課と協議の上、汚染物

品の処理が完了したとみなす。ただし、家畜防疫員等が農場内の飼料、排せつ物等に含まれる本病ウイルスの不活化に必要な処理が完了していることを確認するまでの間、農場内の飼料、排せつ物等の移動を禁止する。

なお、家畜防疫員の指示の下、輸送中の散逸防止の徹底等を図った上で、不活化に必要な処理のために農場外に移動する場合は、この限りでない。

ア　焼却のため汚染物品を農場から移動させるために密閉容器を用いる場合、農場内の全ての汚染物品を密閉容器に入れ終えた時点

イ　家畜排せつ物、敷料、飼料等について、消毒による処理を行う場合、病原体の拡散防止及び飛散防止を徹底した上で、消毒を開始するための封じ込め措置が完了した時点

ウ　スラリー、尿、汚水及び生乳については、クエン酸等の添加によりpHが５以下に低下したことが確認されるなど、「口蹄疫ウイルスに汚染された家畜排せつ物等の処理に関する防疫作業マニュアル」（平成24年8月10日付け24消安第2402号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）に準じた処理が確認された時点

８　埋却作業（現地焼埋却班）

（１）現地本部長（発生地方局長）は発生担当地区の県建設業協会支部長へ、協定に基づく細目 5.1（家畜伝染病発生時における支援活動業務の実施について）により、支援活動業務を指示する。家畜防疫員は家畜飼養者へ、あらかじめ、死体、汚染物品の埋却等の指示を行ってから、作業を開始する（患畜又は疑似患畜の死体の埋却（焼却）の指示書（様式 10））、汚染物品の埋却（焼却）等に関する指示書（様式 11））。現地焼埋却班は、作業に先立ち、先遣隊の調査に基づき埋却溝の場所・大きさ、作業動線の確認（路面の状態等）、使用する重機・機材の選定（数量）及び埋却するものの数量等が適当であるか各関係班等と協議する。その上で、下記の順により作業を行う。なお、エとオの作業は、必要に応じて実施する。

ア　防疫フェンス・埋却運営事務所（埋却地が発生農場の外にある場合）の設置

イ　埋却溝の掘削

ウ　消石灰の散布

エ　ブルーシートの敷設

オ　敷設したブルーシート内面への消石灰散布

※雨天時には、使用する消毒薬の協議を現地防疫調整係長及び防疫作業責任者と行う

カ　患畜又は疑似患畜の死体・汚染物品（以下「死体等」という。）の搬入及び投入

キ　投入した死体等への消石灰散布

ク　埋め戻し

ケ　埋め戻した土及び周辺への消石灰散布

コ　立て看板の設置

（２）埋却作業の実施

ア　編成、機材の調達等

（ア）グループ編成と役割分担

先遣隊が発生農場を調査した結果を踏まえて、事前に編成と役割分担を決める。埋却作業に関する編成は、統括管理・消毒・処理作業・重機・運搬係とし、発生農場の状況などを踏まえて必要な人員を確保する。特にバイオセキュリティの維持管理については、その実務に長け、指導・調整が的確にできる家畜防疫員を充てる。

（イ）作業前の打合せ

作業を始める前には、打合せを行い、作業の進め方などについて具体的に確認しておくことが重要である。

[主な確認事項]

a　作業計画、作業者名簿、資機材の種類･数量及び保管場所

b　埋却溝の掘削位置、重機の配置、死体等搬入の動線

c　作業の安全確保上の留意事項

d　まん延防止に関する留意事項（バイオセキュリティ）

e　緊急時の連絡先を含めて事故等の起きた際の対応

f　詳細な天気予報

（注）埋却作業の進捗は、天候によって大きく左右されることから、作業前に天候に関する情報（特に降水量に関する詳細な予報）を確認する必要があるため、県焼埋却班が松山気象台に照会するなど、その情報を提供する。

（ウ）重機や消毒用機材等の調達

埋却頭数や埋却場所の地形、さらに死体等を搬入するための作業動線などを考慮し、掘削、埋却、洗浄・消毒の作業が安全、かつ、効率的に進めることができるよう、県建設業協会と十分な協議を行い、適切な重機や機材等を調達する。

なお、一般的に必要となる重機や主な機材等は以下のとおりである。

a　掘削、埋却用の重機（油圧ショベル）

掘削用：２台（バケットサイズ・0.8ｍ^3級程度であれば、１日当たり、底幅４ｍ、深さ４ｍ、長さ 10ｍの穴を 15 本程度掘削できる。）

殺処分家畜（又は死体等を入れたフレコンバッグ）の吊り下げ用：１台
石灰散布・覆土用：１台

（注）長い穴を掘削する場合、２台を使って両端に向けて掘り進み、ある程度掘り進み埋却が可能になった段階で、１台を覆土に振り向けることが可能。

b　消毒用噴霧器：２基

c　消毒用貯水タンク（500 ﾘｯﾄﾙ程度）：２槽

d　そのほか、ブルーシート、測量杭、木槌又はハンマー、石灰、ロープ、ロープ切断用の鎌又はカッター、鉄板（地盤が弱い場合）、埋却溝の深さ確認用の測量棒など

イ　埋却作業の準備

埋却地の出入口には消毒場所を、また、埋却地の周囲に防疫フェンスを設置する。

（ア）防疫フェンス及び埋却運営事務所の設置

ウイルスの散逸防止のため、埋却地の周囲に防疫フェンスを設置する。この場合、埋却作業が円滑に進められるよう、一般的には、防疫フェンスと埋却溝との間に少なくとも７ｍの作業用スペースを設ける。防疫フェンスは、３ｍの高さで鉄パイプを組み、ブルーシート又は寒冷紗をくくり付けて製作する。

なお、埋却地が発生農場の外にある場合は、埋却地に隣接した場所に埋却運営事務所を設置する。

（イ）消毒場所

埋却地の出入口（埋却地が農場敷地内にある場合は農場の出入口）に作業エリアに出入りする車両や重機を消毒するための、消毒場所を設置する。なお、設置に当たっては、消毒場所がぬかるみにならないようにするとともに、消毒薬の農場外への流出防止策を講じる。

ウ　死体等の埋却

（ア）埋却溝の掘削

a　埋却作業に必要な人員は、埋却頭数や現場の状況によってグループ編成する。

b　埋却溝の大きさについては、地形等が許す限り、底幅４ｍ、地上幅６ｍ、深さは埋却された死体等の上に１ｍ以上の覆土ができる程度（覆土によって体液を吸収し、噴出を防ぐためには、少なくとも２ｍ以上が望ましい。）とする。

なお、埋却溝は、埋却地の地形や土質、地下水の水位などによって、埋

却溝の深さや法面の取り方が違ってくることに留意すること。また、埋却溝の掘削に当たっては、作業中の安全を十分に確保することが重要である。

c　掘削完了後、地質状況を把握するため埋却溝の状況を写真などに記録し、埋却溝の底面と法面に消石灰を散布する（散布する量の目安は1 kg/m²）。

なお、地下水の汚染防止や周辺住民の要望に応じるため、掘削面全面にブルーシートを敷く場合は、ブルーシートが埋却溝に落下しないように杭で固定した上で、消石灰を再度散布する。

（イ）死体等の埋却溝への投入

a　発生農場から搬入される殺処分家畜の前足（又はフレコンバッグ等）に吊り下げ用ロープを結びつける。

b　重機を用いて、埋却溝の底面に殺処分家畜（又はフレコンバッグ等）を並べていく。

c　汚染物品は、フレコンバッグ等に詰めた後、重機によって吊り上げ、埋却溝に投入する。

d　死体等の投入完了後、重機を用いて表面に消石灰を散布する（散布の目安は1 kg/m²）。

（ウ）覆土

a　殺処分家畜等への消石灰散布後、土を埋め戻して覆土する。この場合、埋め戻した土が固められることによってガスの放散や体液の浸透が妨げられることがないよう埋め戻した土の上へ重機等を乗り入れることや覆土の転圧は避ける。なお、ブルーシートを使用した場合、固定用の杭とともにブルーシートを外すが、ガスの放散と体液の浸透が妨げられないようにするため、できれば殺処分家畜を覆わないで、埋却溝の縁に寄せて覆土を進めていく。

b　覆土終了後、重機等を用いて埋却地の周辺部分もカバーする形で消石灰を散布する。なお、消石灰は農作物に悪影響を与えることがあるので、散布する際には、農作物が植えられている周辺のほ場に飛散しないよう注意が必要である。

（エ）撤収作業

バイオセキュリティに注意しながら撤収作業を進める。

a　防疫フェンスに使用した機材・資材等を洗浄・消毒後に撤去し、重機等は洗浄・消毒した上で搬出する。その際には、運転席の足下マットも洗浄・消毒するとともに、重機のオペレーターも全身を消毒し、着用していた防疫用具は廃棄する。

b　重機等を搬出した後、防疫従事者を点呼して人員を確認する。

c　防疫従事者は消毒を行った上で、現場指揮所又は埋却運営事務所に移動、更衣し、防疫用具を廃棄してから汚染エリア外に退出する。

d　廃棄した防疫用具は、フレコンバッグ等に詰め込み封した後に消毒し、埋却又は焼却する。

（オ）表示

埋却完了後、病名、家畜の種類，埋却年月日，発掘禁止期間（３年）を記載した立て看板を設置する。

【発掘禁止の立て看板（様式 12)】

９　焼却作業（現地焼埋却班）

（１）基本的な作業の流れ

現地本部長（発生地方局長）は発生担当地区の県建設業協会支部長へ、家畜伝染病発生時における支援活動業務に関する協定に基づく細目 5.1（家畜伝染病発生時における支援活動業務の実施について）により、支援活動業務を指示する。家畜防疫員は家畜飼養者へ、あらかじめ、死体、汚染物品の焼却の指示を行ってから、作業を開始する（患畜又は疑似患畜の死体の埋却（焼却）の指示書（様式 10)、汚染物品の埋却（焼却）等に関する指示書（様式 11))。また、（一社）えひめ産業資源循環協会との協定に基づき事前にこれらの処理を行う焼却施設を選定する。県防疫指導班は、選定した焼却施設と契約内容を協議決定する。その上で、下記の順で作業を進め、（２）の作業開始に先立ち、焼却施設では運搬車両から死体等を詰めた密閉容器、段ボール箱、フレコンバッグ等（以下「密閉容器等」という。）を積下ろす場所から密閉容器等の投入場所までの全ての移動経路にシート敷設作業を行う。

なお、これらの作業は基本的に発生農場外で行うことから、バイオセキュリティを十分に確保しながら進める。

ア　死体等の搬出・積込み

イ　運搬車両の車体消毒

ウ　運搬

エ　焼却施設到着後の運搬車両の車体消毒

オ　死体等の積下ろし・搬入

カ　運搬車両の車体消毒・積下ろし場所の消毒

キ　死体等の処理

（２）焼却作業の実施

ア　焼却作業に必要な人員、機材

（ア）人員

焼却作業には、統括管理、焼却作業、車両等消毒、重機オペレーターの人員が必要となる。特にバイオセキュリティの維持管理については、その実務に長け、指導・調整が的確にできる家畜防疫員を充てる。

（イ）作業前の打合せ

作業を始める前に打合せを行い、作業の進め方などについて具体的に確認する。この場合、焼却施設は発生農場とは別の場所にあることから、打合せ内容に不備がないよう注意する。

[主な確認事項]

a　作業計画、作業者名簿、資機材の種類･数量及び保管場所

b　重機の配置、死体等の運搬経路、搬出入の動線

c　作業の安全確保上の留意事項

d　まん延防止に関する留意事項（バイオセキュリティ）

e　緊急時の連絡先を含めて事故等の起きた際の対応

（ウ）重機や消毒用機材等の調達

焼却処理頭数、焼却する汚染物品の量、発生農場及び焼却施設の配置・構造、死体等の搬出入の作業動線などを考慮し、搬出入、洗浄・消毒の作業が安全、かつ、効率的に進めることができるよう、適切な重機や機材等を調達する。

なお、一般的に必要となる重機や主な機材等は以下のとおりである。この場合、搬出側の発生農場と搬入側の焼却施設の双方に必要となる。

a　死体等搬出入・移動用の重機

死体等を詰めた密閉容器等の移動等のため、フォークリフト又は油圧ショベル等を調達する。また、重機を利用できない場所では台車等を利用する。

b　死体等運搬用車両

焼却施設の受け入れ･一時保管、処理能力を勘案して必要台数を決める。

c　消毒用噴霧器

d　消毒用貯水タンク（500 ㍑程度）

イ　焼却作業の準備

（ア）防疫フェンス、現場指揮所及び消毒場所については、発生等農場には既に設置されているが､焼却施設では少なくともそれらのうち消毒場所を出入口に設置するほか、その他の消毒場所は必要に応じ設置する。

（イ）焼却施設が一般に利用される施設であることを踏まえ、搬入・処理の動線が一般利用のものと交差しないよう注意する。

（ウ）バイオセキュリティの確保及び一般的な安全管理の観点から、作業の内容とその手順について再確認を行う。

ウ　密閉容器等の積込み・搬出、運搬、搬入

発生農場以外の場所で埋却する場合の積込み・搬出、運搬、搬入の要領に準じて実施する。

エ　焼却処理

処理そのものは焼却施設に委ねることになるが、処理過程の全てにおいてバイオセキュリティを確保するため、次の措置を講じる。

（ア）死体等を詰めた密閉容器等の搬入・処理数量の管理

（イ）焼却施設の密閉容器等の積降ろし場から投入場所までシートの敷設

（ウ）以下についての消毒

a　密閉容器等の運搬車両

b　焼却施設の出入口から投入場所までの経路沿いにある汚染の可能性のある設備資材及び経路全体（焼却終了後直ちに実施）

c　焼却施設の出入口を出入する車両、人、物品等

d　焼却施設内で密閉容器等を取り扱わない清浄区域から密閉容器等取扱区域に出入する車両、人、物品等

（エ）炉内温度管理等のために要求される死体等の投入手順等の遵守

（オ）焼却の完了確認

設備及び資材の消毒が終了するまでは、家畜防疫員が立会うこと。

（カ）焼却施設での連絡体制

現地焼埋却班は現地総務グループ、県焼埋却班に連絡する。焼却施設を管轄する家保については、県防疫指導班から連絡を行う。

（３）焼却施設との契約

県防疫指導班は、（一社）えひめ産業資源循環協会との協定に基づき焼却施設の選定を依頼し、選定された焼却施設と契約内容を協議決定、契約を行う。

10　殺処分終了後の畜舎等の消毒（法 25 条）（現地農場消毒係）

家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等の所有者に対し、当該畜舎等の消毒を指示する。当該所有者による迅速かつ適切な消毒が困難であると認められる場合においては、法第 25 条第 3 項に基づき、家畜防疫員が消毒を実施する。

殺処分の終了後、患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等における消毒を、規則第 30 条の基準に従い、１週間間隔で 3 回以上実施する。

家畜の所有者は、防疫措置完了後に、患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等における消

毒を、規則第 30 条の基準に従い、1 週間間隔で 2 回以上実施し、消毒完了後には管轄家保に報告する。当該所有者による迅速かつ適切な消毒が困難であると認められる場合においては、家畜防疫員が消毒を実施する。

（1）畜舎、飼料倉庫、堆肥舎等関連施設の外壁、屋根を動力噴霧器を用い、マイクロ MIX 法又は強いアルカリ性又は酸性を有する炭酸ナトリウム（炭酸ソーダ）、消石灰等の消毒液で洗浄、消毒する。

（2）農場内道路、敷地全面は消石灰を散布して消毒する。

（3）畜舎内、飼料倉庫、堆肥舎等関連施設の天井、壁面、床面の順に動力噴霧器を用いて消毒する。

（4）重機等を用い、畜舎内の床面等や畜舎外の下水、排水溝、堆肥場等に消石灰を散布する。

（5）老朽化した畜舎において、床面にき裂や陥没が見られる場合には、除糞及び水洗後、床面の排水口を閉じ、10%消石灰液を十分に散布し、そのまま乾燥させる。

11　畜舎等における殺鼠剤、殺虫剤等の散布等（現地農場消毒係）

病原体の拡散防止措置として、殺処分の終了後、畜舎の清掃及び消毒を実施する際に、ねずみ等の捕獲のための粘着シートの設置や駆除のための殺鼠剤等の散布等と併せて、はえ等の駆除及び本病ウイルスを伝播する可能性がある昆虫等の散逸を防ぐために、畜舎内を中心に、殺虫剤（フェニトロチオン製剤、トリクロルホン製剤、プロペタンホス製剤、カルバリル製剤等）を散布する。

12　と畜場等における本病発生時の防疫措置

と畜場、家畜市場等において異常家畜が本病の患畜又は疑似患畜と判定された場合、当該と畜場、家畜市場等において、5 から 10 までに準じた防疫措置を講じるとともに、と畜場での発生の場合は、と畜場施設（係留施設、病畜と殺施設）における殺処分についても検討する。

また、10 に準じると畜場における消毒については、施設所有者への説明や施設構造を踏まえた対応を踏まえ、食肉衛生検査センター等と協力して実施する（原則として、家保等の農林水産部機関はと畜場内の生きた家畜が扱われる場所を、食肉衛生検査センター等の保健福祉部機関はそれ以外のと畜場内を中心とし、両部局が連携して消毒を実施する。）。なお、と畜場の消毒については、糞尿等が十分に除去されるよう洗浄をした上で、1 回以上実施することとするが、第 11 の 3 に基づき、制限区域の設定後 21 日間はと畜場を再開できないことに留意する。

13　防疫従事者等の安全管理

（１）畜舎内の構造は、飼養形態や飼養頭数により大きく異なることや、畜舎内は十分な照明がなく、床が滑りやすくなっている可能性がある。防疫従事者は、家畜防疫員の指示に従い、ケガの無いように作業を行う。

（２）特に夜間の業務は、畜舎の中又は夜間の暗闇の中での作業となることから、十分な夜間照明を確保し、防疫従事者の安全管理に配慮する。

（３）夜間作業では、日中作業に比べ、著しく作業効率が落ちることや、待機時間も長くなることもあり、防疫作業時間の見直しを随時行う。

（４）他の防疫従事者との不意の接触は、事故を招くおそれがあるため、防疫従事者同士で声を掛け合うなど、十分注意しながら作業を進める。

（５）殺処分に使用する二酸化炭素のガスボンベは大変重いため、ガスボンベの転倒による防疫従事者のけが等に注意する必要があり、使用済みのガスボンベは、所定の場所まで移動させて保管する。ガスボンベを設置、運搬する際には、転倒防止のために必ず専用の荷台を使用する。

（６）防疫服を着用しての作業では、体力を激しく消耗するため、休憩を確実に取ることが必要である。現場の責任者は、作業チームの休憩時時間が重ならないよう、計画的に休憩時間を確保する。

第９　通行の制限（法第 15 条）

１　現地防疫対策班は、本病の発生の確認後速やかに、県防疫指導班が必要と定めた発生農場周辺の公道等において、法第 15 条に規定されている 72 時間を超えない範囲で通行の制限又は遮断を行う。

２　通行の制限又は遮断は、政令第５条の規定に基づき次により行う。

（１）家保所長は、あらかじめ畜産課と協議の上、通行を制限又は遮断するべき場所を決定し、細則第 19 条第 10 号の規定に基づき、管轄する警察署長に届出する。

（２）通行制限又は遮断を実施する際は、適当な場所に立入禁止の立札を立てるとともに、その理由及びその他必要事項（場所、期間、制限の内容等）を掲示する。

（３）制限又は遮断すべき場所への通路には、綱やバリケードテープ等を張り、夜間は赤色灯又は黄色灯をつけ、その場所をその他の場所と明確に識別できるようにする。なお、周辺住民に対しては、市町を通じてその概要及び必要性を周知する。

３　通行の制限又は遮断の実施は、管轄の警察署の及び発生市町の協力を得て行い、その場所ごとに警察及び市町等を含む現地農場消毒係を配置する。

４　通行の制限については防疫作業に関係しない人、物品及び車両を対象とする。

ただし、通勤、通学、医療、生活必需品確保及び郵便配達等のための通行については、十

分な消毒を行った上で認める。

5　法に規定されている上限の 72 時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、72 時間を経過する前に、現地防疫対策班が道路管理者等との協議を行い、通行の自粛の要請等適切な措置を実施できるよう、あらかじめ調整する。

第 10　移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第 32 条）（県防疫指導班）

1　制限区域の設定

（1）移動制限区域

ア　県防疫指導班は、第 6 の 2 により本病の患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径 10ｋｍ以内の区域について、家畜等（4 に掲げるものをいう。（2）、5 の（3）及び 5 の（4）において同じ。）の移動を禁止する区域（以下「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第 6 の 2 の判定前であっても本病である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

イ　県防疫指導班は、発生農場における感染状況等から届出が遅れたことが明らかであり、又は、第 3 の 4 の（2）のアの（オ）に掲げる疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、周辺の農場数、家畜の飼養密度に応じ、半径 10ｋｍを超えて移動制限区域を設定する。この場合、本県全体又は本県を含めた関係都道府県全体を対象として移動制限区域を設定することもできる。

（2）搬出制限区域

県防疫指導班は、原則として、発生農場を中心とした半径 20ｋｍ以内の移動制限区域に外接する区域について、家畜等の当該区域からの搬出を禁止する区域（以下「搬出制限区域」という。）として設定する。

なお、（1）のイの場合には、移動制限区域の外縁から 10ｋｍ以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

（3）家畜市場又はと畜場で発生した場合

県防疫指導班は、家畜市場又はと畜場に所在する家畜が第 6 の 2 により患畜又は疑似患畜と判定された場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

ア　当該家畜市場又はと畜場を中心として、原則として半径 1 ｋｍ以内の区域について移動制限区域として設定する。

イ　当該家畜の出荷元の農場を中心として、原則として（1）及び（2）と同様に移動制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）を設定する。

（４）制限区域の設定方法

ア　移動制限区域の外縁の境界及び搬出制限区域の外縁の境界は、市町等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。

イ　移動制限区域又は搬出制限区域が複数の県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該県の間で十分に協議を行う。

ウ　制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。

（ア）制限区域内の家畜の所有者、市町及び関係機関への通知

（イ）報道機関への公表等を通じた広報

（ウ）主要道路と移動制限区域及び搬出制限区域それぞれとの境界地点での標示

（５）家畜の所有者への連絡

県防疫指導班が設定した制限区域について、現地検診係は速やかに、当該区域内の家畜の所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、FAX 等により連絡するとともに、その後の検査スケジュール等について説明する。

また、現地検診係は、連絡時に併せて制限区域内の農場情報（現在の飼養頭数、家畜の健康状態、生乳、牛及び豚の出荷先や出荷予定など）の聞き取りを確実に行い、その結果を県防疫指導班へ連絡する。

（６）制限区域内の農場への指導

現地検診係の家畜防疫員は、制限区域内において、次に掲げる事項について関係者への指導を行う。また、必要に応じ関係施設に立ち入り、その履行状況を監視する。

ア　法第52条の規定に基づく報告徴求において現地検診係が農場等に対して求める最低限必要な事項は次のとおりとし、このほかに必要な事項が判明した場合は、適宜追加して報告を求めること。

（ア）特定症状の有無

（イ）死亡家畜の頭数、死亡家畜がいる場合には、①死亡家畜の位置（畜舎名及び畜房の位置)、②日齢又は体重、③死亡した原因として考えられること

（ウ）死産した幼弱畜（出生した家畜）の頭数

（エ）分娩した幼弱畜（出生した家畜）の頭数

（オ）異常産した母畜の頭数

（カ）農場から出荷した家畜の頭数

（キ）農場に導入した家畜の頭数

（ク）死亡家畜の同居家畜の臨床所見

イ　家畜の飼養場所への関係者以外の者の出入りを自粛するとともに、関係者であ

っても入退場の回数を最小限にすること。

ウ　全ての車両、人の入退場時の消毒を徹底すること。

エ　飼料運搬時の運搬車の消毒、運搬経路の検討、飼料受渡し場所の制限等の病原体の拡散防止措置を徹底するとともに、運搬経路を記録すること。

オ　獣医師が家畜の診療を行う場合、携行する器具及び薬品は最小限のものとするとともに、消毒又は廃棄が容易な診療衣、診療器具等を着用又は使用し、農場入退場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。また、診療車両の農場敷地内への乗入れ自粛等の病原体の拡散防止措置を徹底するとともに、診療経路を記録すること。

カ　死亡獣畜取扱場、化製場及びと畜場における入退場車両の消毒を徹底すること。

キ　野生動物と家畜の接触が想定される地域にあっては、接触防止のための畜舎出入口の囲障を設置するとともに、家畜の飼料等は、野生動物が接触しないように隔離及び保管すること。

ク　県防疫指導班は、自然保護課に対し、野生動物の死体（狩猟によるものを含む。）は、焼却、埋却等により適切に処理することとし、現場に放置しないよう、猟友会等に関係者へ協力を要請するよう依頼する。

２　制限区域の変更

（１）制限区域の拡大

発生状況等から、移動制限区域外での発生が多発すると考えられる場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を拡大する。

（２）制限区域の縮小

発生状況、周辺農場の清浄性確認及び疫学調査の結果から、感染拡大が限定的なものとなっていることが明らかとなったときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を半径５ｋｍまで縮小することができる。その際、併せて、移動制限区域の外縁から 10ｋｍ以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

３　制限区域の解除

制限区域は、次の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

（１）移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（法第16条の規定に基づく殺処分、法第21条の規定に基づく死体の処理、法第23条の規定に基づく汚染物品の処理及び法第25条の規定に基づく畜舎等の消毒（１回目）が全て完了していることをいう。以下同じ。）後10日が経過した後に実施する第13の２の（２）の清浄性確認

検査により、全て陰性を確認すること

（２）移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後21日が経過していること

（３）県防疫指導班は、速やかに公示の変更及び廃止の手続きを行う。また、その内容について、畜産関係機関に通知する。

４　制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

（１）生きた家畜

（２）発生農場及び発生農場から半径１ｋｍ以内の区域にある農場（第13の２の（１）の発生状況確認検査により、陰性が確認された農場を除く。）で搾乳された生乳

（３）移動制限区域内で採取された精液及び受精卵（病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

（４）家畜の死体

（５）家畜の排せつ物等

（６）敷料、飼料及び家畜飼養器具（適切に消毒されたもの及び農場以外から移動されるものを除く。）

５　制限の対象外

（１）制限区域内の家畜の死体等の処分のための移動

ア　発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が家畜に臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場の家畜の死体、家畜の排せつ物等、敷料又は飼料等について、県防疫指導班は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒を行うことを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動させることができる。

イ　移動時には、次の措置を講ずる。

（ア）移動当日に、家畜防疫員が当該農場の家畜に異状がないか確認する。

（イ）原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

（ウ）積込み前後に車両表面全体を消毒する。

（エ）原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

（オ）複数の農場を連続して配送しないようにする。

（カ）移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

（キ）移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

（ク）運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

（ケ）移動経過を記録し、保管する。

ウ　焼却、化製処理又は消毒を行う場合には、次の措置を講ずる。

（ア）運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。

（イ）死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

（ウ）死体等の焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から死体等投入場所までの経路を消毒する。

（２）制限区域外の家畜の死体等の処分のための移動

制限区域外の農場の家畜の死体について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行うことを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。

この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、（１）のウの措置を講ずる。

（３）制限区域外の家畜等の通過

制限区域外の農場の家畜等について、制限区域を通過しなければ、制限区域外の他の農場、と畜場等の目的地に移動させることができない場合には、県防疫指導班は、動物衛生課と協議の上、制限区域を通過させることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

（４）その他

（１）から（３）までに規定するもののほか、原則として、制限区域の設定後 21 日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該 21 日間経過後、発生状況、移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、移動制限区域外から移動制限区域内（発生農場から半径 5 km 以内の区域を除く。）への家畜等の移動に関する制限の対象外を設けることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

（５）制限区域の設定後21日間経過した後の制限の対象外

原則として、制限区域の設定後、21 日間経過した場合に移動制限区域外から移動制限区域内に家畜等を移動するための制限の対象外を設ける場合は、次のとおりとする。

ただし、移動する際は、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒すること。

ア　移動制限区域内のと畜場への出荷

第11の３で事業を再開したと畜場に直接搬入する場合に限り認める。

イ　飼料、敷料等の家畜の飼養に係る資材等の導入

農場に直接搬入する場合に限り認める。

ウ　精液、受精卵の導入

農場に直接搬入する場合に限り認める。

第 11　家畜集合施設の開催等の制限（法第 26 条、第 33 条及び第 34 条）（県防疫指導班）

１　移動制限区域内の制限

県防疫指導班は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。また、移動制限区域内のと畜場、化製処理施設等の所有者に対し、期限を定めて（原則として、移動制限区域の解除を目安とする）必要な消毒をすべき旨を命ずるとともに、必要に応じて消毒設備を設置させるものとする。

（１）と畜場（食肉加工場を除く。）におけるとさ

新たな家畜の受入(判明時に既に受け入れている生体のとさや処理途中のとさ体の処理等は実施可能)

（２）家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物

新たな家畜の受入業務(判明時に既に受け入れている家畜については、原則として、会場内で飼養。)

（３）家畜の放牧

新たな放牧の実施（放牧中の家畜については、当該放牧場に収容可能な畜舎がある場合には放牧を停止する。）

２　搬出制限区域内の制限

県防疫指導班は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域内における次の催物の開催等を停止する。

（１）家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物

新たな家畜の受入業務(判明時に既に受け入れている家畜については、原則として、会場内で飼養。)

（２）放牧

新たな放牧の実施（当該放牧場に収容可能な畜舎がある場合には放牧を停止。）

3　と畜場の再開のための要件

移動制限区域内のと畜場について、次の要件のいずれにも該当する場合に、県防疫指導班は、動物衛生課と協議の上、事業を再開させることができる。なお、と畜場で本病が発生した場合には、これらの要件に加え、場内の消毒が完了している必要がある。

ア　再開の要件

（ア）車両消毒設備が整備されていること。

（イ）生体受入施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること。

（ウ）定期的に清掃・消毒をしていること。

（エ）衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。

（オ）イの事項を遵守する体制が整備されていること。

イ　再開後の遵守事項

再開後には、制限が解除されるまでは次の事項を遵守するよう徹底する。

（ア）作業従事者がと畜施設に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。

（イ）車両の出入り時の消毒を徹底すること。

（ウ）家畜の搬入は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場に立ち寄らないこと。

（エ）搬入した家畜について、と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）に基づき、と殺解体することが不適当とされた場合には、農場には戻さず、速やかに処分すること。

（オ）搬入した家畜は、農場ごとに区分管理すること。

（カ）家畜及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

4　家畜の集合を伴わない催物等について

家畜の集合を伴わない催物等については、徹底した消毒を行うことにより、本病のまん延防止を図ることが可能であることから、県防疫指導班は対策支援部担当課に対し、必要に応じた消毒の実施等を条件に開催可能であること等を周知する。

また本病が発生している地域から催物等に参加する者が参加を制限されるなどの不当な扱いを受けることのないよう周知を依頼する。

第 12　消毒ポイントの設置（法第 28 条の２）

（県防疫指導班、県情報班、県移動規制班、現地移動規制班）

現地移動規制班は、第 6 の２により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに消毒ポイントを設置する。

1　消毒ポイント設置の考え方

（１）市町、管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、発生農場周辺の感染拡大を防止すること並びに移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置き、現地防疫対策班が警察署及び道路管理者等と十分に協議後、県防疫指導班が決定した場所に設置する。

ア　設置場所の選定基準

（ア）制限区域境界に近いこと

（イ）主要幹線道路沿いであること

（ウ）主に大型車両も誘導可能で、旋回等のための広いスペースがあること

（エ）車両の出入りの際に事故等の危険性がない場所であること

（オ）動力噴霧器や自家発電機及び照明器具等による騒音と光害等に配慮し、周辺の住宅から離れていること

イ　設置場所の周知

本病発生確定後、県防疫指導班は、関係機関にメール、FAX等により設置場所と設置時間並びに消毒確認の証明書の発行等について連絡を行うとともに、県情報班は、ホームページへ掲載し、広く住民に周知する。

（２）消毒ポイントの具体的な設置場所の検討に当たっては、現地防疫対策班は管轄する各警察署及び道路管理者等と十分に協議する。また現地移動規制班は、必要に応じ市町の協力を得て、周辺の住宅環境、農業への影響等も十分に勘案し、現地確認を行うとともに、消毒対象車両の誘導スペースや消毒用機材、作業用テント等設置可能な場所であることに加え、次の事情を考慮し、発生農場周辺（当該農場からおおむね半径１ｋｍの範囲内）、移動制限区域及び搬出制限区域の境界その他の場所について、設置の適否を現地防疫対策班に報告する。その後、決定の連絡を受け、設置作業に入る。

なお、移動制限区域の拡大、縮小等に合わせ、その都度、設置場所を見直す。

ア　道路網の状況

イ　一般車両の通行量

ウ　畜産関係車両の通行量

エ　山、河川等による地域の環境

（３）消毒ポイントの設置に当たっては、車両等によるウイルスの拡散防止が徹底できるよう、畜産関係車両や防疫関係車両のみならず、必要に応じて一般車両も効率的かつ確実に消毒されるよう、消毒設備の構造等を工夫する。

特に、畜産関係車両や防疫関係車両については、引き込み方式の消毒ポイントを通行するよう指導し、運転手や車両内部を含め、厳重な消毒を徹底する。

2　消毒の方式

消毒ポイントにおける消毒の方法については、設置場所の特性も踏まえ、道路上への消毒槽（プール式）・消毒マットの設置又は駐車場等への引き込み方式（動力噴霧器による消毒）により行う。消毒マットは、大型車両のタイヤが最低１回転するようにマットの長さを考慮して設置する。

（１）畜産関係車両

車両の消毒は、車体を腐食しにくいマイクロ MIX 法又は 0.2%クエン酸等を用いる。また、極力車体に付着した泥等を除去した後、動力噴霧器を用いて、車両のタイヤ周りを中心に、荷台や運転席も含めて車両全体を消毒する。その際、可動部を動かすことによって、消毒の死角がないようにする。また、トラックのサイドガードやバンパー、車体下部のシャーシレールの内側についてもしっかり洗浄・消毒する。さらに、運転手の手指の消毒及び靴底消毒を徹底する。

（２）一般車両

車両用踏込消毒槽や消毒マットを用いた消毒を実施する。その際、常に十分な消毒の効果が得られるよう、消毒薬を定期的に交換するものとする。一般車両であっても、農場に出入りした車両は畜産関係車両と同様に動力噴霧器等を用いて消毒する。また、周辺環境へ悪影響を及ぼさないよう、消毒薬の散逸防止に留意する。

3　消毒ポイントでの作業内容

（１）目的

本病のまん延防止を図るため、発生農場周辺の要所において、通行する畜産関係車両等の消毒及び遵守状況の確認を行う。

（２）設置期間

設置期間は、原則として、制限区域の解除を目安とする。

（３）作業担当

ア　消毒ポイントの設置

現地移動規制班が施設の設置を行う。

イ　消毒ポイント運営計画

消毒ポイントは、原則として、８時間交代による 24 時間体制で業務を行う。運営時間は、通行車両台数、防疫措置の進捗状況及び地域の実情等を踏まえ、国と協議の上、随時見直す。

業務開始初期（１日目～３日目程度）は、動員に支障が生じないよう、県職員及び市町職員等を主体とした運営体制とするが、県防疫指導班は、早い段階で民間事業者による消毒業務の支援へ移行できるよう、あらかじめ動物衛生課と協議し、必

要な支援体制を構築する。

ウ　設置場所への資材の確保及び運搬

設置・運営に必要な資機材は、備蓄資材を活用し、不足分については現地資材確保係（産地戦略推進室）又は県庶務班が購入又はレンタル契約する。消毒ポイント設置場所への搬入について、備蓄資材は現地資材運用グループが、購入及びレンタル契約分は各会社及び運送会社等が行う。県防疫指導班は、現地移動規制班及び契約先と情報を共有し、円滑に資材を確保するとともに、適切に資材を割り振る。

コンテナハウスや簡易トイレ、水タンク等の設備を配置する際には、現地移動規制班が設置に立ち会い、指示を行う。

また、使用方法や燃料などを確認し、誰もがわかる使用方法、手順等の情報をコンテナハウスや当該機材に表示する。

エ　消毒ポイントの開始までの事務的手続き等

現地移動規制班は、管轄警察署及び道路管理者に、道路使用許可申請又は、道路占用許可申請等、必要な書類を提出する。

オ　消毒ポイントの運営

消毒ポイントの運営は、設置場所を管轄する地方局等が中心となり、市町、農協等の関係団体及び民間事業者と連携して実施するものとする。

なお、消毒業務等を民間事業者へ移行することが可能と判断された場合、県防疫指導班は、速やかに民間事業者へ消毒業務の支援を要請するものとする。

現地移動規制班は、消毒ポイントの作業従事者に作業内容のみならず、消毒ポイントの意義、目的、交代時の引き継ぎ等十分指導を行う。

（４）消毒ポイントにおける作業内容

ア　必要資材の設置

イ　表示板の設置

消毒ポイントでは、表示板を設置して場所を明示する。また、運転者へ周知・誘導するための表示板を設置する。

ウ　消毒の実施

２により消毒ポイントを通過する車両の消毒を実施する。特に畜産関係車両については、動力噴霧器を用いた入念な消毒を実施する。また、運転手に消毒ポイント設置の目的を十分理解させ、円滑に消毒作業を実施できるよう努める。

エ　車両消毒確認書の発行

消毒終了後、運転者に車両消毒確認書の発行を行い、車両消毒実施報告書に実施状況を取りまとめる。

オ　報告

一日終了後、車両消毒実施報告書を現地移動規制班長に報告する。

（５）その他注意点

ア　高速道路

消毒ポイント設置場所が決定した場合、県移動規制班は、高速道路を管轄する愛媛高速道路事務所（NEXCO 西日本）及び高速道路交通警察隊に対し、必要に応じ、道路使用許可申請等、必要な書類を提出するとともに、NEXCO 西日本との協定に基づいた協力要請の文書を作成送付する。

イ　市町や団体独自の消毒ポイント（県が設置する消毒ポイント以外）

設置については、現地対策本部（現地防疫対策班）との協議を求め、事前の検討をすること。

ウ　緊急貸借機材

緊急的に貸借する機材については、リース機材等の設置後、不要となったものは速やかに返却する。なお、機材の故障やメンテナンスが必要な場合は、その都度、県庶務班に連絡する。

エ　リース機械

不具合、故障等については、その都度、記録を残し、県庶務班に連絡すること。

オ　正確な情報提供・指導

隣接県で発生した場合は、適切な車両の消毒が行われているにもかかわらず、むやみに発生県からの車両の出入りが制限されるようなことがないよう、正確な情報提供・指導を行う。

カ　発生農場周辺の消毒の徹底

県防疫指導班は発生農場周辺の消毒を徹底するため、消毒ポイントの設置による車両等の消毒のほか、必要に応じて散水車等を活用した発生農場周辺の地域全体の面的な消毒を行うことを検討する。

第 13　ウイルスの浸潤状況の確認

1　疫学調査（現地地域疫学係）

（１）調査の実施方法

現地地域疫学係は、第３の４の（２）のアの（オ）による疫学情報の収集、農場等における人、車両等の出入りの状況の確認等により、ウイルスに汚染されたおそれのある家畜（以下「疫学関連家畜」という。）を特定するための疫学調査を実施する。

（２）疫学関連家畜

（１）の調査の結果、次のアからオまでに該当する家畜であることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家畜として、法第３２条第１項の規定に基づき移動を禁止する。疫学関連家畜と判明後、直ちに家畜防疫員による臨床検査を行う（（１）又は２の（１）の発生状況確認検査で既に当該農場に立ち入り、異状がないことが確認されている場合を除く。）とともに、患畜又は疑似患畜との接触若しくは交差汚染した可能性がある日から 14 日を経過した後に血清抗体検査を行うための血液を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

ア　病性等判定日から遡って８日以上21日以内に患畜と接触した家畜

イ　病性等判定日から遡って８日以上21日以内に疑似患畜（第６の２の（２）のイに掲げる家畜に限る。）と接触した家畜

ウ　病性等判定日から遡って８日以上21日以内に患畜又は疑似患畜（第６の２の（２）のイに掲げる家畜に限る。）から採取された精液又は受精卵を用いて人工授精又は受精卵移植を行った家畜

エ　第６の２の（２）のエからカに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家畜

オ　その他、病性等判定日から遡って21日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から７日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした場合や他の農場の家畜や車両がと畜場等において発生農場からの出荷家畜や車両等と交差汚染した可能性がある場合等において、当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況から疑似患畜となるおそれがある家畜が飼養されている当該他の農場の家畜

（３）疫学調査に関する留意事項

ア　現地地域疫学係は、家畜、人、物及び車両の出入り、農場従業員の行動歴、農場への外部の者の訪問（当該訪問者の訪問前後の行動歴を含む）、その他本病ウイルスを伝播する可能性のある事項について幅広く調査を行う。このため、県は、関連事業者その他の関係者に対し、疫学調査時に速やかに情報が提供されるよう、日ごろから、複数の農場等に出入りする人、車両及び物品に関する情報を整理するよう指導する。

イ　県防疫指導班は、調査対象が他の都道府県にある場合には、動物衛生課に連絡の上、当該都道府県畜産主務課に連絡する。連絡を受けた都道府県の畜産主務課は、発生都道府県と同様に、調査を行う。

ウ　農場等への立入調査及び報告徴求は、法第51条第１項及び第52条第１項の規定に基づき、実施する。

（４）疫学関連農場における移動制限について

疫学関連家畜の移動制限については、原則として患畜又は疑似患畜と接触後 14 日を経過した後に実施する検査の結果が陰性と確認されるまで、法第 32 条の規定に基づき、次に掲げるものの移動を制限する。また、当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

ア　生きた家畜

イ　生乳（臨床検査で異状が確認されず、遺伝子検査及び血清抗体検査で陰性が確認された疫学関連家畜の生乳を除く。）

ウ　採取された精液及び受精卵（病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

エ　家畜の死体

オ　排せつ物等

カ　敷料、飼料及び家畜飼養器具

２　制限区域内の周辺農場の検査（現地検診係）

（１）発生状況確認検査

現地検診係は、第 6 の 2 により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、次により調査及び検査を実施する。なお、密集地域の複数の農場で短期間に発生が続発し、防疫措置及び疫学調査に支障が生じる場合には、既に発生状況確認検査が実施され、報告徴求により異状のないことが確認されている農場については、小委等の専門家の意見を踏まえ、動物衛生課と協議の上、新たな検査の実施を省略することが可能である。

ア　電話調査

現地検診係は、直ちに市町と協力し、少なくとも移動制限区域内の家畜の所有者を対象に、電話等により、異常家畜の有無を確認する。なお、当該確認は、移動制限区域が解除されるまでの間、随時行う。

イ　立入検査

（ア）現地検診係は、原則として 24 時間以内に、少なくとも発生農場から半径 1 km 以内の区域にある農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、6 頭以上飼養する農場及びアの電話調査で異常家畜がいることが確認された農場に限る。）及び移動制限区域内の全ての大規模飼養農場（牛（月齢が満 24 か月以上（肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）にあっては、満 17 か月以上）のものに限る。）及び水牛にあっては 200 頭以上、牛（月齢が満 4 か月以上満 24 か月未満（肥育牛にあっては、満 4 か月以上満 17 か月未満）のものに限る。）、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては 3,000 頭以上飼養する農場をい

う。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、遺伝子検査及び血清抗体検査を行うための検体を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

（イ）現地検診係は、（ア）の検査に引き続き、移動制限区域内の農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、6頭以上飼養する農場及びアの電話調査で異常家畜がいることが確認された農場に限る。）のうち当該検査の対象外となったものに立ち入り、臨床検査を行う。臨床検査の結果、遺伝子検査及び血清抗体検査を行う必要があると判断したとき又は動物衛生課から検体送付の指示があったときは、検体を採材し、動物衛生研究部門に送付する。なお、当該検査は、原則として、同心円状に発生農場から近い順に行う。

（2）清浄性確認検査

制限区域内における清浄性を確認するため、当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後 10 日が経過した後に、当該移動制限区域内の農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、6頭以上飼養する農場に限る。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、血清抗体検査を行うための検体を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

（3）発生状況確認検査及び清浄性確認検査の方法

ア　採材方法

採材頭数については、95%の信頼度で10%の感染を摘発することができる数として、動物衛生課と協議の上、少なくとも 30 頭（各畜舎から無作為に少なくとも5頭）とし、畜舎が複数ある場合は、全ての畜舎から採材することとし、発生状況確認検査には遺伝子検査及び血清抗体検査を行うための検体（血液及び鼻腔スワブ）を、清浄性確認検査には血清抗体検査を行うための検体（血液）を採材する。

イ　検査員の遵守事項

1の調査及び2の検査を行う者は、次の事項を遵守する。

（ア）発生農場の防疫措置に従事した日から少なくとも7日を経過していない者は、1の調査及び2の検査において、農場に立ち入らないものとする。ただし、発生農場での防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、3日まで短縮できるものとする。

（イ）当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行うこと。

（ウ）帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。

（エ）立ち入った農場の家畜について１の（２）又は２の検査で異状又は陽性が確認された場合には、当該農場の家畜が患畜及び疑似患畜のいずれにも当たらないことが確認されるまで、他の農場の調査に立ち入らないこと。

３　１の（２）又は２の検査で異状又は陽性が確認された場合の対応

１の（２）の検査で異状又は陽性が確認された場合、第３の２に準じた検査を行い、国は第６の判定を行う。さらに、２の検査で陽性が確認された場合、国は第６の判定を行う。

４　飼養衛生管理基準の遵守状況の確認（法第 34 条の２）

（１）現地検診係（家畜防疫員）は、第６の２により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、立入検査、直近の飼養衛生管理基準の遵守状況調査及びこれまでの飼養衛生管理に係る指導の結果等により、制限区域内を中心に家畜を飼養する農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。

（２）現地検診係（家畜防疫員）は、（１）の結果、家畜の所有者が飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければ本病がまん延する可能性が高いと認める場合には、愛媛県飼養衛生管理指導等計画に沿って、当該家畜の所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善すべき旨の勧告を行うとともに、改善事項について随時確認を行う。

ア　衛生管理区域内における家畜の伝染性疾病の病原体による汚染の拡大の防止の方法に関する事項

イ　衛生管理区域外への家畜の伝染性疾病の病原体の拡散の防止の方法に関する事項

（３）現地検診係（家畜防疫員）は、（２）の勧告を受けた家畜の所有者が、当該勧告に従わない場合には、愛媛県飼養衛生管理指導等計画に沿って、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、当該勧に係る措置をとるべき旨を命ずる。

第 14　緊急ワクチン（法第 31 条）

１　現行のワクチンは、本病の発症の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできないため、無計画、無秩序なワクチンの使用は、本病の発生又は流行を見逃すおそれが生ずることに加え、清浄性確認のための抗体検査の際に支障を来し、清浄化を達成するまでに長期間かつ多大な経済的負担や混乱を招くおそれがある。

このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要があり、我が国におけ

る本病の防疫措置は、早期の発見と患畜又は疑似患畜の迅速な殺処分を原則とし、平常時の予防的なワクチンの接種は行わない。

2　ワクチンの接種は、法第 31 条の規定に基づき実施し、原則として、接種地域の外側から発生農場側に向けて、また、豚を優先して迅速かつ計画的に実施する。

3　ワクチンを接種するに当たっては、定められた用法及び用量に従う。注射事故があった場合には、動物衛生課に連絡し、その指示に従う。

4　県防疫指導班は、ワクチンを受け取った際には受領書を、また、ワクチンの使用が終了した場合には口蹄疫予防液使用報告書を動物衛生課に提出する。

5　未開梱のワクチンについては、県防疫指導班が、動物衛生課及び動物検疫所と調整し返還する。また、開梱又は使用期限切れのワクチンについては、焼却処分するなど適切に処理を行う。

第 15　予防的殺処分（法第 17 条の２）

1　予防的殺処分の実施の判断

（1）予防的殺処分は、本病に感染していない健康な家畜を対象とするものであることから、真に他の手段がない場合や同処分がまん延防止のため最も効果的であることが明らかな場合のやむを得ない措置として、実施する。

（2）このため、国は、ア又はイの要素を考慮して、発生農場におけると殺及び周辺農場の移動制限等のまん延防止対策では、感染拡大の防止が困難と考えられる場合に、予防的殺処分の実施を決定し、原則として、発生農場又は陽性となった野生動物が確認された地点等を中心とした半径500mから３km以内の区域の中で、指定地域を設定する。その際、国は、当該指定地域を農林水産省ウェブサイトへの掲載により、公示する。なお、ア又はイの検討に当たっては、第13の１及び２の調査の結果等を参考とする。

ア　家畜における要素

（ア）予防的殺処分以外の防疫措置の有効性

（イ）感染の急速な広がり

（ウ）ウイルス浸潤状況

イ　野生動物における要素

（ア）予防的殺処分以外の防疫措置の有効性

（イ）感染の急速な広がり

（ウ）ウイルス浸潤状況

（エ）野生動物の状態（病変、検査結果等）

（オ）環境要因（野生動物の生息状況、周辺農場数、家畜飼養密度、地理的状況等）

（３）また、予防的殺処分の実施を決定する場合には、殺処分措置に必要な防疫体制、備蓄ワクチンの有効性等を考慮した上で、予防的殺処分の対象家畜へのワクチン接種及び抗ウイルス資材の投与の有無についても、併せて決定する。

２　指定地域の変更

国は、必要に応じて、１の（２）で設定した指定地域の範囲を拡大することができる。

３　指定地域の解除

国は、１の（２）で設定した指定地域内の予防的殺処分が終了した場合、又は他の対策を講じる方が効果が高いと判断される場合は、当地域の指定の全部又は一部を解除する。

４　予防的殺処分の実施手順等

（１）国が予防的殺処分の実施を決定した場合には、直ちに、次の事項を定めた緊急防疫指針が動物衛生課から県防疫指導班に通知されるため、発生農場における防疫対策に準じて速やかに予防的殺処分に着手する。

ア　実施時期

イ　実施地域

ウ　対象家畜

エ　ワクチン接種及び抗ウイルス資材の投与の有無（実施する場合には、これらの実施時期、実施範囲、対象家畜等）

オ　その他必要な事項

（２）予防的殺処分と併せてワクチン接種を実施する場合には、耐性ウイルスの出現を防止するため、長期の連続使用は避ける。

（３）予防的殺処分は、第８の５による殺処分に準じて行う。また、第８の４により、予防的殺処分の対象となる家畜の生産に要する費用その他の通常生ずべき損失の算定を行う。この場合、当該家畜の評価については、当該家畜を殺すべき旨の命令があった時の状態についての評価額とする。

第 16　家畜の再導入

１　導入前の検査

家保は、家畜の再導入を予定する発生農場、予防的殺処分実施農場及びワクチン接種農場を対象に、最初の導入予定日の１月前以内に、当該農場に立入検査を行い、清掃、消毒、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う。この際、当該農場に対し、再導入

後は毎日家畜の臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家保に届け出るよう指導徹底する。

2　導入後の検査

家保は、家畜の再導入後２週間が経過した後、当該農場への立入検査を実施し、導入した家畜の臨床検査を行う。

また、移動制限区域の解除後、少なくとも３か月間、立入りによる臨床検査を行い、監視を継続する。

3　家畜の再導入に関する留意事項

（１）再導入予定農場の立入検査は、原則として家畜防疫員が行う。ただし、これにより難いときは、その他の県職員又は畜産課が適当と認めた民間獣医師、市町職員等も行うことができる。

（２）確認する内容は、次のとおりとする。

ア　農場内の消毒を、殺処分終了後１週間間隔で３回（防疫措置の完了時の消毒を含む。）以上実施していること。

イ　農場内の飼料、家畜排せつ物等に含まれる本病ウイルスの不活化に必要な処理が完了していること。

ウ　飼養衛生管理基準が遵守できる体制となっていること。

（３）家畜防疫員等は、当該農場に対し、初回の再導入の際は、念のため、畜舎毎の導入頭数を少数とし、その後段階的に導入するよう努めるとともに、前回の消毒から１週間以上経過している場合には、導入前に再度消毒を実施するよう、指導する。

（４）家畜の再導入に当たっては、県は、万一の発生に備え、迅速に殺処分を行える体制を維持するとともに、家畜の所有者による埋却地の確保が十分でない場合には、あらかじめ市町と協議を行い、地域ごとに十分な埋却予定地又は焼却施設を確保しておくものとする。

4　導入後の飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認

管轄家保は、再導入後３か月以内に、当該農場に立入検査を行い、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う。なお、大規模飼養農場に係る当該検査については、担当獣医師が同行し、その後少なくとも１年間、担当獣医師は飼養衛生管理の状況を４半期ごとに管轄家保に報告するものとする。

当該立入検査で、飼養衛生管理基準の不遵守が認められた場合には、改善されるまで指導等を行う。また、必要に応じて、法第 12 条の５に基づく指導及び助言を行う。

第 17　発生の原因究明

県疫学究明班は、動物衛生課が本病の発生の確認後直ちに行う、発生農場における、家畜、人（農場作業者、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師等家畜に接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（家畜運搬車両、集乳車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両等）の出入り、飼料の給与状況（輸入飼料の利用有無等）、関係者の渡航履歴、物品の移動、周辺環境等の疫学情報に関する網羅的な調査を、国の疫学調査チームと連携して実施する。

また、現地病性鑑定・事前調査係は、感染経路の究明のため、発生農場における患畜又は疑似患畜の殺処分時までに、発症家畜の病変部位（特に、発症後の経過時間が最も長いと考えられる病変部位）、発症家畜がいる場所等を鮮明に撮影する。また、動物衛生課と協議の上、発症していない家畜を含めて、飼養規模に応じた検査材料の採材を行う。

第 18　その他

種雄牛など遺伝的に重要な家畜を含め、畜産関係者の保有する家畜について、個別の特例的な扱いは、一切行わない。家保は畜産関係者に対して、凍結精液や凍結受精卵などによる遺伝資源の保存、種畜等の分散配置等により、日頃からリスク分散を図るよう指導する。

また、防疫措置の完了後も、家畜の所有者や防疫従事者が精神的ストレスを持続している事例があることに鑑み、必要に応じて農場への訪問や相談窓口の運営を継続するなど、きめ細やかな対応を行う。また、家畜の所有者、市町村、関係団体等に疫学調査の結果、家畜の再導入に向けた手続等について情報提供を行う。

第２節　野生動物における防疫対応

本病に感染した野生動物の防疫対応は、国の防疫方針に即して、家畜での発生に準じた防疫措置を行う。

第 19　感染の疑いが生じた場合の対応等

１　口蹄疫ウイルスの感染の疑いが生じた場合の対応

（１）検体の送付

畜産課は、野生動物において、ウイルスの感染の疑いが生じた場合は、動物衛生課に報告の上、直ちに当該野生動物（２において「感染疑い野生動物」という。）が確認された地点の消毒を徹底するとともに、原則として、２の準備を進める（既に農場における発生に伴う場合はこの限りではない。）。

また、病鑑は、病性の判定に必要な検体を動物衛生研究部門に送付するが、野生動物が確保された地域において捕獲されたその他の野生動物の複数頭で、本病を疑う臨床症状が確認されているか等を踏まえ、動物衛生課とあらかじめ協議する。

（２）会議の開催準備

野生動物で本病の感染が確認された場合に備えて、県及び現地防疫対策連絡会議に準じた準備を行う。

２　陽性判定時に備えた準備

畜産課は、１により必要な検体を動物衛生研究部門へ送付した場合は、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも３により動物衛生研究部門が行う抗原検査の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

（１）感染疑い野生動物が確認された地点を中心とした半径10km以内の区域に所在する農場の戸数及び飼養頭数の確認

（２）感染疑い野生動物が確認された地点周辺の農場で本病が発生する場合に家畜のと殺等の防疫措置を実施するために必要となる人員及び資材の確認（国や他の都道府県等からの人的支援の要否の検討を含む。）

（３）感染疑い野生動物が確認された地点周辺の農場における埋却地又は焼却施設等の確保状況（国の保有する大型防疫資材の利用の有無を含む。）の確認

（４）消毒ポイントの設置場所の選定

（５）感染疑い野生動物が確認された地点の所在する市町、近隣県及び関係団体等への連絡

（６）感染疑い野生動物が確認された地点を中心とした半径10㎞以内の区域の農場の家畜及び家畜の死体の移動自粛等の必要な指導

（７）感染疑い野生動物が確認された地点周辺における防護柵等による囲い込みの実効性の確認及び野生動物の個体数の削減に向けた体制の確認

（８）通行の制限又は遮断の検討

３　病性の判定

国は、必要な検体が動物衛生研究部門に送付された場合（それ以外の場合であって動物衛生課が特に必要と認めた場合を含む。）は動物衛生研究部門で行う抗原検査及び血清抗体検査の結果を踏まえ、病性を判定する。ただし、これにより陽性であると判定された野生動物が確認された地点周辺の地域において、既に本病ウイルスに感染した野生動物が確認されている場合は、動物衛生研究部門の検査結果を待たずに臨床検査により判定する。なお、その結果については、判定後直ちに、動物衛生課から畜産課に通知さ

れる。

第 20　病性判定時の措置

1　関係者への連絡

（1）畜産課は、野生動物において本病が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、県庁及び地方局内での連絡体制により、その旨及び当該野生動物を確認した地点について、電話、FAX、電子メール等により連絡する。

（2）（1）により情報を提供する際には、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供が本病のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をウェブサイト等に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。

2　対策本部の設置及び国、県等の連携

（1）畜産課（家保）は、国から野生動物において本病が陽性であると判定の連絡を受けた場合、速やかに、県（現地）対策本部を設置し、国の防疫対応等を定めた防疫方針に沿って、県での防疫対応を決定する。ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。対策本部の設置等は、動物衛生課と事前調整の上、同時に行う

（2）畜産課は、国が、必要に応じて派遣してきた次の職員等を受け入れる。

ア　国の防疫方針を県に正確に伝達し、国と県が連携を密にできるよう調整する職員

イ　国の防疫方針の見直し（緊急防疫指針の策定を含む。）を適時適切に行うための感染状況の正確な把握を行う疫学や野生動物等の専門家

3　報道機関への公表等

（1）野生動物において本病が陽性であると判定されたときは、国及び県は、その内容や今後の防疫措置について報道機関に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課と畜産課は協議の上、病性の判定前に公表する。

（2）（1）による公表は、原則として、国及び県が同時に行う。

（3）（1）による公表に当たっては、人、車両等を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。

（4）報道機関等に対し、プライバシーの保護に十分配慮すること、野生動物が確認さ

れた地点には近づかないなど、まん延防止及び防疫措置の支障にならないようにすること等、協力を求める。

第 21　通行の制限又は遮断（法第 10 条及び第 25 条の２第３項）

1　家保又は市町は、野生動物において本病が陽性であるとする旨の連絡を受けた後、当該野生動物が確認された地点周辺の環境等を考慮し、必要に応じて、速やかに、管轄の警察署及び関係自治体の協力を得て、（１）又は（２）の期間を定め、当該地点周辺への不要・不急の立入りの制限（当該地域で行う経済活動や観光活動等を含む。）や近隣の農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。なお、当該措置を講じる場合は、当該地点を管轄する警察署等と事前に必要な協議・調整を行うものとする。

（１）当該地点を中心とした半径３㎞以内の区域の家畜を飼養する農場に対し、発生予防対策のために１の措置を講じる場合：法第10条第３項に基づき72時間を超えない期間

（２）（１）と同じ区域において家畜を飼養する農場は無いが、病原体の拡散防止のために１の措置を講じる場合：法第25条の２第３項に基づき、病原体の浸潤状況等が判明するまでの間を目安とした期間

2　野生動物における感染状況等から、通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、道路管理者等との協議を行い、まん延防止の観点から、適切な制限を実施できるよう、あらかじめ調整する。

3　政令第３条又は第７条に規定する通行の制限又は遮断の手続等については、事前に関係市町の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

第 22　移動制限区域の設定（法第 32 条）

1　移動制限区域の設定

県防疫指導班は、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、当該野生動物が確認された地点を中心とした半径 10km 以内の区域について、家畜等の移動を禁止する区域（以下第２節において「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、判定前であっても、本病である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

２　移動制限区域の設定方法

（１）移動制限区域の外縁の境界は、市町の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。

（２）移動制限区域が複数県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該県の間で十分に協議を行う。

（３）移動制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。

ア　移動制限区域内の家畜の所有者、市町村及び関係機関への通知

イ　報道機関への公表等を通じた広報

ウ　主要道路と移動制限区域との境界地点での標示

３　家畜の所有者への連絡

県防疫指導班は、移動制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の家畜の所有者に対し、その旨及び第 25 の 1 の立入検査の予定について、電話、FAX、電子メール等により連絡する。

４　移動制限区域内の農場への指導

（１）家保は、移動制限区域の設定を行った場合は、移動制限区域内の全ての家畜の所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、野生動物等の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。また、法第52条に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について、移動制限区域が解除されるまでを目安として報告するよう求める。

（２）移動制限区域内における指導事項

家畜防疫員は、次に掲げる事項について関係者への指導を行い、必要に応じ関係施設に立ち入り、その履行状況を監視する。

ア　法第52条に基づく報告徴求において農場等に対して求める最低限必要な事項は次のとおりとし、このほかに必要な事項が判明した場合は、適宜追加して報告を求める。

（ア）特定症状の有無

（イ）死亡家畜の頭数、死亡家畜がいる場合には、①死亡家畜の位置（畜舎名及び畜房の位置)、②日齢又は体重、③死亡した原因として考えられること

（ウ）死産した幼弱畜（出生した家畜）の頭数

（エ）分娩した幼弱畜（出生した家畜）の頭数

（オ）異常産した母畜の頭数

（カ）農場から出荷した家畜の頭数
（キ）農場に導入した家畜の頭数
（ク）死亡家畜の同居家畜の臨床所見

イ　家畜の飼養場所への関係者以外の者の出入りを自粛するとともに、関係者であっても出入りの回数を最小限にする。

ウ　全ての車両、人の入退場時の消毒を徹底する。

エ　飼料運搬時の運搬車の消毒、運搬経路の検討、飼料受渡し場所の制限等の病原体の拡散防止措置を徹底するとともに、運搬経路を記録する。

オ　獣医師が家畜の診療を行う場合、携行する器具及び薬品は最小限のものとするとともに、消毒又は廃棄が容易な診療衣、診療器具等を着用又は使用し、農場入退場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底する。また、診療車両の農場敷地内への乗入れ自粛等の病原体の拡散防止措置を徹底するとともに、診療経路を記録する。

カ　死亡獣畜取扱場、化製場及びと畜場における入退場車両の消毒を徹底する。

キ　野生動物と家畜の接触が想定される地域にあっては、接触防止のための畜舎出入口の囲障を設置するとともに、家畜の飼料等は、野生動物が接触しないように隔離及び保管する。

ク　県防疫指導班は担当部局（自然保護課）に対し、野生動物が捕獲された場合は、積極的に検査に供するよう、猟友会等の関係者へ協力を要請するよう依頼する。

５　移動制限区域の変更

（１）移動制限区域の拡大

県防疫指導班は、野生動物における感染の確認状況等から、移動制限区域外の家畜での発生が想定される場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域を拡大する。

（２）移動制限区域の縮小

県防疫指導班は、野生動物における感染の確認状況等から、感染拡大が限局的なものとなっていることが明らかとなってきたときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を半径３km まで縮小することができる。

６　移動制限区域の解除

県防疫指導班は、野生動物における浸潤状況、周辺農場における感染防止対策の実施状況等から、家畜への感染リスクが無視できると考えられる場合は、動物衛生課と協議の上、解除又は制限措置の一部の解除をする。

７　移動制限の対象

移動制限の対象は、次に掲げるものとする。

（１）生きた家畜

（２）当該野生動物が確認された地点から半径１km以内の区域にある農場（清浄性確認検査により、陰性が確認された農場を除く。）で搾乳された生乳

（３）移動制限区域内で採取された精液、受精卵等（病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

（４）家畜の死体

（５）家畜の排せつ物等

（６）敷料、飼料及び家畜飼養器具（適切に消毒されたもの及び農場以外からの移動されるものを除く。）

８　移動制限の対象外

（１）移動制限区域内の家畜の死体、排せつ物等、敷料及び飼料等の処分のための移動

家畜防疫員が飼養されている家畜に臨床的に異状がないことを確認した農場において、以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、県防疫指導班は動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を行うことを目的に焼却施設等その他必要な施設に家畜の死体等を移動させることができる。

ア　移動する際の措置

（ア）移動日又は前日の夜に、家畜防疫員が報告徴求等により当該農場の家畜に異状がないことを確認する。

（イ）原則として、移動する死体等には消毒薬を散布し、密閉車両又は密閉容器を用いるよう指導する。また、これら密閉車両等が確保できない場合は、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

（ウ）積込み前後に車両表面全体を消毒すること。また、可能な限り消毒状況を確認する。

（エ）原則として、他の農場付近の通行は避け、可能な限り、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定すること。

（オ）複数の農場を経由しないこと。

（カ）移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒すること。

（キ）移動時には、法第 32 条第１項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示すること。

（ク）運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒すること。

（ケ）移動経過を記録し、保管すること。

イ　焼却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を行う場合の措置

(ア)運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等体液等の飛散のないように措置を講ずる。

（イ）死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

（ウ）死体等の焼却、化製処理、堆肥化処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から死体等投入場所までの経路を消毒する。

（エ）家畜飼養器具は、適切な消毒方法により消毒すること。また、家畜防疫員が可能な限り、消毒状況を確認すること。

（２）移動制限区域外の家畜の死体、排せつ物等、敷料及び飼料等の処分のための移動

移動制限区域外の農場の家畜の死体等について、県防疫指導班は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行うことを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、（１）のイの（ア）から（ウ）までの措置を講ずる。

（３）移動制限区域外の家畜等の通過

移動制限区域外の農場の家畜等について、移動制限区域を通過しなければ、移動制限区域外の他の農場、と畜場等の目的地に移動させることができない場合には、県防疫指導班は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域を通過させることができる。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

（４）その他

（１）から（３）までに規定するもののほか、原則として、移動制限区域の設定後21日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該21日間経過後、発生状況、移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘案して、県防疫指導班は動物衛生課と協議の上、移動制限区域外から移動制限区域内（口蹄疫が陽性であると判定された野生動物が確認された地点から半径５km 以内の区域を除く。）への家畜等の移動に関する制限の対象外を設けることができる。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

制限区域の設定後21日間経過した後の制限の対象外については、第10の５の（５）に準じる。

第23　家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）

１　移動制限区域内の制限

（１）県防疫指導班は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実

施、催物の開催等を停止する。

ア　と畜場（食肉加工場を除く。）におけるとと畜

イ　家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物

ウ　家畜の放牧

（２）県防疫指導班は、移動制限区域内のと畜場、化製処理施設等の所有者に対し、期限を定めて必要な消毒をすべき旨を命ずるとともに、必要に応じ消毒設備を設置させるものとする。なお、期限については、原則として移動制限区域の解除を目安とする。

（３）県防疫指導班は、（１）に掲げる家畜集合施設以外の移動制限区域内に所在する関連事業者に対し、本病のまん延を防止するため、必要があるときは、消毒を徹底するよう指導する。

（４）その他、必要事項については第11に準じる。

２　制限の対象外

原則として、移動制限区域の設定後 21 日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該 21 日間経過後、発生状況、移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘案して、県防疫指導班は動物衛生課と協議の上、移動制限区域内（口蹄疫が陽性であると判定された野生動物が確認された地点から半径５km 以内の区域を除く。）のと畜場の再開に関する制限の対象外を設けることができる。ただし、と畜する家畜は、移動制限区域外への農場からと畜場に直行する家畜のみとする。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

３　と畜場の再開

第 11 の３を準用する。

第 24　消毒ポイントの設置（法第 28 条の２）

１　現地移動規制班は、野生動物において本病が陽性であると判定する旨の連絡を受けたら、速やかに、市町、管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、ウイルスの拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントを設置する。

２　具体的な消毒ポイントの設置場所については、次の事情を考慮し、陽性であると判定された野生動物が確認された地点周辺の山道の出入口、近隣の農場周辺、移動制限区域の境界その他の場所を中心に選定する。また、家畜において発生があった場合は、その都度、設置場所を見直す。

（1）山道・道路網の状況
（2）人・一般車両の通行量
（3）畜産関係車両の通行量
（4）山、川等による地域の区分

3　消毒ポイントの設置に当たっては、車両等によるウイルスの拡散防止が徹底できるよう、畜産関係車両や防疫関係車両のみならず、必要に応じて一般車両も効率的かつ確実に消毒されるよう、消毒設備の構造等を工夫する。特に、畜産関係車両や防疫関係車両については、消毒ポイントを通行するよう指導し、運転手や車両内部を含め、厳重な消毒を徹底する。

また、現地移動規制班は、消毒ポイントにおける車両の交差汚染を防止するため、出入口の設置場所や車両の動線等に注意の上、必要に応じて、消毒ポイントを一点につき、複数か所設置する等の措置を講じる。

なお、陽性であるとの判定された野生動物が確認された地点周辺の山道等に消毒ポイントを設置する場合は、ウイルスの野生動物への拡散を防ぐため、当該地点を通過する人の消毒を徹底する。

4　消毒ポイントに係る事項については、第 12 に準じて実施する。

第 25　ウイルスの浸潤状況の確認等

1　ウイルスの浸潤状況の確認

県防疫指導班は、第 19 の 3 により野生動物において本病が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、家保に移動制限区域内の農場に対する立入検査を行い、特定症状の有無を確認するよう指示する。その際、必要に応じて、病性鑑定を実施するための検体を採材し、動物衛生研究部門に送付する。なお、これらの措置は、必要に応じて、病性の判定前に実施することができる。

2　野生動物における感染確認検査等に関する事項

捕獲された野生動物の検査について、少なくとも 21 日間、原則として、捕獲された野生動物について口腔内のぬぐい液及び血清により浸潤状況調査を実施する。

このため、県防疫指導班は、関係部局で連携し、当該区域において、野生動物が捕獲された場合には、担当部局（自然保護課）に連絡することについて猟友会等の関係者への協力を要請するよう依頼するとともに、これら野生動物からの検体の採材に協力するよう依頼する。なお、感染の拡大状況等によっては、実施期間の「少なくとも 21 日間」

については、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、「当面継続」とする。

３　周辺の野生動物におけるウイルス拡散防止対策

家保は、陽性と判定された野生動物が確認された地点の消毒を徹底するとともに、ウイルスの拡散を防止するため、速やかな焼却又は埋却等により適切に処理するよう、猟友会等の関係者に対し、協力を要請する。

また、ウイルスの拡散を防止するための野生動物の扱いについては、「ＣＳＦ・ＡＳＦ対策としての野生いのししの捕獲等に関する防疫措置の手引き」（令和元年 12 月環境省・農林水産省公表）を準用する。

４　飼養衛生管理基準の遵守状況の確認（法第 34 条の２）

（１）現地防疫対策班は、速やかに、立入検査、直近の飼養衛生管理基準の遵守状況調査及びこれまでの飼養衛生管理に係る指導の結果等により、移動制限区域内を中心に家畜を飼養する農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。

（２）現地防疫対策班は、（１）の結果、家畜の所有者が飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければ本病がまん延する可能性が高いと認める場合には、愛媛県飼養衛生管理指導等計画に沿って、当該家畜の所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善すべき旨の勧告を行う。

ア　衛生管理区域内における家畜の伝染性疾病の病原体による汚染の拡大の防止の方法に関する事項

イ　衛生管理区域外への家畜の伝染性疾病の病原体の拡散の防止の方法に関する事項

（３）現地防疫対策班は、（２）の勧告を受けた家畜の所有者が、当該勧告に従わない場合には、愛媛県飼養衛生管理指導等計画に沿って、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずる。

様式１　異常家畜の届出を受けた際の報告（異常家畜報告書）

（指針別記様式１）

異常家畜の届出を受けた際の報告

○○県○○家畜保健衛生所

１　　届出受理年月日時間：　　年　　月　　日　　時　　分

２　　届出者
氏　　名：　　（職　　業：　　）
住　　所：　　（電話番号：　　）

３　異常家畜の所在
住　　所：　　（電話番号：　　）
所有者氏名：

４　当該施設の情報
畜種・用途別の飼養頭数：
飼養形態、畜舎数：

５　届出事項
異常の確認日時、確認者：
　異常家畜の頭数（異状発見時の頭数及び届出時の頭数）、日・月齢：
　症状の概要：

異常家畜の同居の状況（同畜舎内・同畜房内飼養頭数、同居開始時期等）：

病歴・診療履歴：

６　既に講じた措置：

７　その他関連事項（疫学情報、個体識別番号等）：

８　届出者への指示事項：

９　届出受理者氏名：

10　処置
(1)　　通報（時間）
　所長：　　都道府県畜産主務課：
(2)　　現地調査
　氏名：　　出 発 時 間：

様式２　異常家畜の症状等に関する報告（現地調査票）

（指針別記様式２）

異常家畜の症状等に関する報告

都道府県：
家畜保健衛生所：
担当：

１　現地調査　　日時：　年　月　日　時　分

２　家畜所有者　　住所：
畜舎の所在地（家畜所有者の住所と異なる場合）：
氏名：

３　農場従業員数及び農場管理責任者名：

４　当該施設の情報
畜種・用途別の飼養頭数：
飼養形態、畜舎数：

５　異状の詳細
異状の確認日時：
異常家畜の頭数、日・月齢：

症状の概要（病変の部位、経過等詳細に記載）：

同居の状況（同畜舎内・同畜房内飼養頭数、同居開始時期等）：

病歴・診療履歴（経時的に詳細に記載）：

６　家畜防疫員の見解：

７　家畜の所有者への指示事項：

８　病性鑑定材料（部位、検体数及び保管方法）：
※防疫指針第４の３の（１）から（３）までに該当する場合に記載

様式３　病性鑑定依頼書

（指針別記様式３）

病　性　鑑　定　依　頼　書

年　　月　　日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
動物衛生研究部門長　殿

依頼機関代表者・氏名　　（印）

下記のとおり病性鑑定を依頼いたします。

記

１　動物種（品種、性別、個体識別番号等を含む。）

２　鑑定材料（種類及び数量を含む。）

３　鑑定目的
口蹄疫の診断

４　発生状況
別添のとおり（別記様式２を添付）

５　連絡先

６　その他特記事項

様式４　異常家畜飼養農場に関する疫学情報の報告（疫学調査票）

（指針別記様式４）

異常家畜飼養農場に関する疫学情報の報告

都道府県：
家畜保健衛生所：
担当：

１　現地調査　　日時：　年　月　日　時　分

２　家畜所有者　　住所：
畜舎の所在地（家畜所有者の住所と異なる場合）：
氏名：

３　病性鑑定材料（部位、検体数及び保管方法）：
※　防疫指針第４の３の（４）までに該当する場合に記載

４　当面の措置状況（検体送付後の措置等）：

５　過去２１日間に当該農場に出入りした家畜の履歴：

６　過去２１日間に出入りした人・車両の履歴及びそれらの巡回範囲
（１）人（農場作業者、獣医師、人工授精師、削蹄師等複数の家畜の農場の衛生管理区域内で作業を行う者）：
（２）車両（家畜運搬車両、集乳車両、飼料運搬車両、死亡獣畜回収車両、堆肥運搬車両等複数の農場の衛生管理区域に立ち入る車両）：

７　排せつ物及び家畜の死体の搬出履歴及び搬出先（６で記載した事項を除く。）：

８　精液及び受精卵等の出荷先：

９　給与飼料の情報（粗飼料の産地等）：

10　その他参考となる事項（周辺農場の戸数（10ｋｍ、20ｋｍ）、周辺農場の家畜の様子、系列農場の有無及びその内容等）：

様式５　プレスリリース

（指針別記様式５）

プレスリリース

年　　月　　日

愛　媛　県

口蹄疫の（疑似）患畜の確認について

・本日、家畜伝染病である「口蹄疫」の（疑似）患畜が○○県［県内］で確認されました。
・当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養牛（豚、めん羊、山羊等）の移動を自粛しています。なお、本病は、牛、豚等の偶蹄類動物の病気であり、人に感染することはありません。
・現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、現に慎むようお願いします。

１　農場の概要

所在地：○○県○○市○○

飼養状況：○○牛（豚、めん羊、山羊等）　飼養頭数　○○頭

２　経緯

（１）○○月○○日、○○から○○である旨、○○家畜保健衛生所に届出がありました。

（２）同日、○○家畜保健衛生所の家畜防疫員が現地調査を行うとともに、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門に検体を送付しました。

（３）同研究所による○○検査及び○○検査で陽性となったことから、口蹄疫の（疑似）患畜と判定しました。

３　今後の対応

以下の対応方針に基づき、初動防疫を開始します。

（１）「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和２年７月１日農林水産大臣公表）に基づき、当該農場の飼養家畜のと殺及び埋却、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。

（２）移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。

（３）感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置。

（４）国との的確な連携を図る。

（５）感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、国等の専門家を受け入れる。

（６）殺処分・埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を受け入れる。

（７）「疫学調査チーム」を受け入れる。

（８）生産者に対し、本病の早期発見及び早期届出の徹底を通知。

（９）関係機関、関係団体等と十分に連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

４　その他

（１）本病は、牛、豚等の偶蹄類の病気であり、人に感染することはありません。また、感染牛の乳・肉が市場に出回ることはありませんが、仮に感染牛の乳肉を摂取しても人体に影響はありません。

（２）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

（３）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いします。

【お問合せ先】
愛媛県口蹄疫防疫対策本部
TEL：
FAX：

様式６　と殺指示書

（指針別記様式６）

と　殺　指　示　書

番　　号
年　月　日

○○　殿

○○家畜保健衛生所家畜防疫員○○（印）

あなたが所有する（管理する）次の家畜は、口蹄疫の患畜（疑似患畜）と判定されたので、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 16 条第１項の規定に基づき、下記によりと殺することを指示する。

家畜の所在する場所

家畜の種類、頭数及び耳標番号

記

１　と殺を行う場所

２　と 殺 の 方 法

３　そ　　の　　他

（備　考）

１　この指示については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による審査請求をすることはできません。

２　この指示に違反した場合には、３年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられます。

３　この指示によりと殺された家畜については、家畜伝染病予防法第 58 条第１項及び第２項の規定により手当金及び特別手当金が交付されます。

ただし、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかったと認められる者等に対しては、手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した手当金若しくは特別手当金の全部又は一部を返還させることがあります。

様式７　移動制限除外証明書

（指針別記様式７）

移動制限除外証明書

番　　号

年　月　日

○○　殿

○○家畜保健衛生所家畜防疫員○○　　印

あなたが所有する（管理する）次の家畜については、次の口蹄疫の発生に伴う、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第32条第１項に規定された禁止又は制限の対象外であることを証明する。

発生に係る情報：　○年○月○日に○○県○○市で発生が確認された口蹄疫

記

１．禁止又は制限の対象外となる家畜等：生乳、精液及び受精卵等　/死体　/　排せつ物/敷料、飼料及び病原体により汚染した恐れのある物品/その他（　　）

２．家畜が所在する場所の名称及び住所（移動元):

３．家畜が移動する場所の名称及び住所（移動先):

（留意事項）

対象家畜を移動させる際には、以下のことを遵守すること。

①　この証明書を必ず携行し、消毒ポイント等において提示する。
②　運搬には密閉車両を用いる。
③　可能な限り、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係者が利用しないようなルートを設定する。
④　積込み前後に車両表面全体を消毒する。
⑤　消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
⑥　運搬後は車両及び資材を直ちに消毒する。
⑦　移動経過を記録する。

様式８　受領書

（指針別記様式８）

受　　領　　書

年　　月　　日

分任物品管理官　殿

都道府県知事　　氏　名　　（印）

　　年　　月　　日付け農林水産省指令　　消安第　　号の口蹄疫予防液使用及び譲与指令書に基づき、下記の物品を正に受領いたしました。

記

品　　名　　口蹄疫予防液

数　　量　　型（ロット番号）　　本（　　ドーズ）

様式９　口蹄疫予防液使用報告書

（指針別記様式９）

口　蹄　疫　予　防　液　使　用　報　告　書

年　　月　　日

農林水産省消費・安全局長　殿

都道府県知事　　氏　名　（印）

年　　月　　日に譲与（貸付け）を受けた口蹄疫予防液の使用について、下記のとおり報告いたします。

記

１　受領数量　　型（ロット番号）
本（　　ドーズ）

２　使用数量　　型（ロット番号）
本（　　ドーズ）

３　残　数　量　　型（ロット番号）
本（　　ドーズ）

（うち処分数量　　型（ロット番号）
本（　　ドーズ）
処分理由：）

４　返還数量　　型（ロット番号）
本（　　ドーズ）

５　注射実施状況

実施市町村名	実施時期	注　射　頭　数		備　考（注射反応、個体識別反応等）
		家畜の種類	頭数	
	月　日 ～ 月　日	乳用牛 肉用牛 豚 その他 計		
累　計	月　日 ～ 月　日	乳用牛 肉用牛 豚 その他 計		

※　家畜保健衛生所において、住所、農場、使用者、接種家畜リスト（個体別番号等）等について記載した個票を備えておくこと。
※　口蹄疫予防液を処分する際には、その型、本数が分かる写真を撮り、本報告書に添付すること。

様式 10　患畜又は疑似患畜の死体の埋却（焼却）の指示書

患畜又は疑似患畜の死体の埋却（焼却）の指示書

年　月　日

○○○○　様

○○家畜保健衛生所
家畜防疫員○○○○　印

あなたが所有する（管理する）下記の家畜は、口蹄疫の患畜（疑似患畜）と決定されましたので、家畜伝染病予防法第21条第１項の規定に基づき、下記により当該死体を埋却（焼却）することを指示します。

記

１　家畜の所在する場所

２　家畜の種類、頭数

様式 11　汚染物品の埋却（焼却）等に関する指示書

汚染物品の埋却（焼却）等に関する指示書

年　月　日

○○○○　様

○○家畜保健衛生所
家畜防疫員○○○○　印

あなたが所有する（管理する）下記の物品は、口蹄疫の病原体に汚染し、又は汚染した恐れがあると認められるので、家畜伝染病予防法第23条第１項の規定に基づき、下記のとおり適切に措置してください。

また、措置に際しては、家畜防疫員の指示に従ってください。

記

１　措置の対象農場

飼養者住所：
畜舎所在地：
飼養者氏名：

２　物品の措置

対象物品の内訳および措置の方法は下記のとおりとします。

物品No.	品　目	数　量	所在場所	措置方法	備　考
1					
2					
3					
4					

＊「措置方法」には、埋却、焼却、消毒等を記入する。

様式 12　発掘禁止の立て看板

発掘禁止の立て看板

発　掘　禁　止

この場所は、家畜伝染病にかかった汚染物品を埋却した場所なので、発掘を禁止します。許可なく発掘した場合は、家畜伝染病予防法により罰せられます。

１　家畜伝染病名　　口蹄疫
２　汚染物品の種類　牛、牛糞、飼料等
３　埋却年月日　　年　　月　　日
４　発掘禁止期間　　年　月　日から　　年　月　日までの３年間

年　月　日
愛媛県〇〇家畜保健衛生所長

様式 13　動員予定者名簿（動員名簿）

所属等										従事内容（記載可能な場合記入）	作業クール				備考
No.	所属	部	課（室）	県以外	役職	職種	氏名	ふりがな	性別	班/グループ/係名	0日対応	1クール	2クール	3クール	
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															